

平成25年6月那賀町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成25年6月5日（水）

招集場所 那賀町役場本庁舎3階議場

出席議員 15名

| | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 柏木 岳 | 2番 | 古野 司 | 3番 | 田中 久保 |
| 4番 | 前 耕造 | 5番 | 清水 幸助 | 6番 | 植田 一志 |
| 7番 | 照原 廣幸 | 8番 | 植北 英徳 | 9番 | 株田 茂 |
| 10番 | 吉田 行雄 | 11番 | 連記かよ子 | 12番 | 福永 泰明 |
| 14番 | 新居 敏弘 | 15番 | 久川治次郎 | 16番 | 大澤夫左二 |

欠席議員 なし

欠 員 1名
13番

会議録署名議員

10番 吉田 行雄 11番 連記かよ子

議会事務局

局長 福多 士郎 書記 司 るり

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-----------|-------|----------------|-------|
| 町 長 | 坂口 博文 | 副 町 長 | 稲澤 弘一 |
| 教 育 長 | 尾崎 隆敏 | 総 務 課 長 | 峯田 繁廣 |
| 出 納 室 長 | 大下 雅子 | 相 生 支 所 長 | 中田 昌一 |
| 上那賀支所長 | 横山 尚純 | 木 沢 支 所 長 | 井本 和行 |
| 木 頭 支 所 長 | 蔭原 秀一 | 教 育 次 長 | 鵜澤 守 |
| 税 務 課 長 | 後藤 交峰 | 住 民 課 長 | 岡川 千歳 |
| 健康福祉課長 | 吉岡 敏之 | 建 設 課 長 | 平川 恒 |
| 農業振興課長 | 檜本 正史 | 林業振興課長 | 森 久男 |
| 企画情報課長 | 湯浅 卓治 | 環 境 課 長 | 岡川 雅裕 |
| 地域防災課長 | 森下 藤夫 | ケーブルテレビ課長 | 岩本 泰和 |
| 商工地籍課長 | 新居 宏 | 森林管理受託センター準備室長 | 山本 賢明 |

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第53号 那賀町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 議案第54号 那賀町手数料条例の一部改正について
- 議案第55号 平成25年度那賀町一般会計補正予算（第1号）について
- 議案第56号 平成25年度那賀町集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第57号 平成25年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第58号 町道路線の変更について
- 日程第4 議案第59号 工事請負契約の締結について
（平成24年度社会資本整備総合交付金事業
町道鉢久保線改良工事）
- 議案第60号 物品購入契約の締結について
（平成25年度町単独本庁舎備品購入事業
事務機器）
- 議案第61号 損害賠償の額の決定について
- 日程第5 承認第1号 那賀町税条例の一部改正の専決処分の承認を求
めることについて
- 承認第2号 那賀町国民健康保険税条例の一部改正の専決処
分の承認を求めることについて

| | | |
|-------|---------|--|
| | 承認第 3 号 | 平成 2 4 年度那賀町一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分の承認を求めることについて |
| | 承認第 4 号 | 平成 2 4 年度那賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分の承認を求めることについて |
| | 承認第 5 号 | 平成 2 4 年度那賀町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分の承認を求めることについて |
| | 承認第 6 号 | 平成 2 4 年度那賀町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分の承認を求めることについて |
| | 承認第 7 号 | 平成 2 4 年度那賀町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）の専決処分の承認を求めることについて |
| | 承認第 8 号 | 平成 2 4 年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 6 | 同意第 4 号 | 那賀町固定資産評価審査委員の選任について |
| 日程第 7 | 報告第 5 号 | 平成 2 4 年度那賀町一般会計繰越明許費繰越計算書について |
| | 報告第 6 号 | 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について |
| | 報告第 7 号 | 専決処分の報告について （平成 2 4 年度道整備交付金事業 町道海川出原線改良工事 変更契約） |
| 日程第 8 | 要望第 1 号 | 戦没者慰霊追悼行事に関する要望書について |

本日の会議に付した事件 議事日程に同じ

午前10時00分 開会

○大澤夫左二議長 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は15名であります。

ただいまから、平成25年6月那賀町議会定例会を開会いたします。

午前10時00分 開議

○大澤夫左二議長 これより、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

5月28日と29日、東京都において第38回町村議会議長・副議長研修会が開催され、副議長が参加しましたので御報告いたします。

次に、監査委員から、3月から5月に実施された例月出納検査と5月に実施された行政監査の結果について、議長宛に報告書が提出されていますので御報告いたします。

次に、町長から、お手元に配布のとおり議案等の提出通知がありましたので、御報告いたします。

報告は以上のとおりであります。

これより本日の日程に入ります。議事日程はお手元に御配布のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、議長において吉田行雄君、連記かよ子君の2名を指名いたします。

日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月19日までの15日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から6月19日までの15日間と決定いたしました。

日程第3、議案第53号「那賀町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」から、議案第58号「町道路線の変更について」までの6件を議題といたします。

以上6件について、町長に提案理由の説明を求めます。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 おはようございます。

本日、ここに平成25年6月那賀町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私共に御多用のところ御参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

平成24年度の出納閉鎖による決算見込額につきましては、純繰越額約9億8千8百万円、基金総額100億円を超える財政状況になる見込みであります。これは平成24年度交付税総額が前年度比11.6%増加したこと、及び国の平成24年度補正予算による地域の元気臨時交付金等の一時的な財源によるものであり、将来的に継続される財源ではないことを認識しなければなりません。その上で、庁舎の新築・改築、クリーンセンター(ごみ処分場)の建設、消防・防災行政無線のデジタル化等、今後に予定している事業を考慮すると決して余裕のある財政ではなく、一層の財政改革に努めなければならないと思っております。

なお、本日視察をしていただくことになっておりますクリーンセンター建設場所は、先般、直接関係地域の方々に概略説明会を開催させていただき、一応理解をいただいたところであります。今後、環境調査を進めながら、中山地区全体の方々にも説明会を開催し、御理解を得たいと思っておりますので、議会の皆様方にも御協力をお願い申し上げます、提案理由の御説明をさせていただきます。

6月定例会に提案いたします案件は、条例の改正2件、平成25年度補正予算3件、契約の締結2件、損害賠償の額の決定1件及び町道路線の変更1件の9議案のほか、専決処分の承認8件及び人事同意案件1件の、合わせて18件について御審議いただくものでございます。その他、専決処分の報告が3件ございます。

以下、議事日程に従い、説明を申し上げます。

まず、議案第53号は「那賀町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」であります。これは、那賀町の医療機関に勤務する医師に支給する「医師時間外勤務時間診療業務従事手当」を改定するものです。

議案第54号は「那賀町手数料条例の一部改正について」であります。これは、同条例に那賀町が実施する各種健康診査の手数料についての規定を加えるものであります。

議案第55号は「平成25年度那賀町一般会計補正予算（第1号）について」であります。既定の予算額に歳入歳出それぞれ89,479千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,331,479千円とするものです。

歳入では、当初予算で財源として計上していた財政調整基金繰入金4億円の減額、下ノ内地区における支障物件移転補償費を計上しました。

歳出の主なものは、土木費では下ノ内地区町有建物解体費等22,226千円を計上、社会資本整備総合交付金事業費は64,865千円を減額しました。消防費では、丹生谷消防署における庁舎増築工事設計委託、救急工作車資機材購入などで27,883千円を計上しました。教育費では、那賀高校教育振興費補助金、あい幼稚園用地取得、小・中学校の消防設備改修工事、文化財保護費などで52,759千円を計上しました。

地方債補正として、合併特例債の限度額を変更します。

議案第56号は「平成25年度那賀町集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について」であります。既定の予算額に、歳入歳出それぞれ1,995千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ136,581千円とするものです。

歳出は、鷺敷地区農業集落排水事業費で1,995千円を追加し、財源は繰越金を同額充当いたしました。

議案第57号は「平成25年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）について」であります。既定の予算額に、歳入歳出それぞれ632,280千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ737,526千円とするものです。

歳出は、ケーブルテレビ事業費でケーブルテレビネットワーク整備事業費632,100千円を計上しました。財源は国庫支出金616,050千円のほか、合併特例債などを充当いたしました。

地方債補正として、今回、合併特例債の限度額を新たに設定いたしました。

議案第58号は「町道路線の変更について」であります。町道小浜立石線について

変更したいので、道路法の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、議案6件につきまして御審議いただき、全議案とも御承認賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○大澤夫左二議長 この際、議事日程の都合により休憩いたします。

午前10時10分 休憩

午前11時25分 再開

○大澤夫左二議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、議案第53号から議案第58号までの6件について、一括質疑を行います。

なお、これらの議案は各常任委員会へ付託の予定となっておりますので、所管分以外の議案について、理事者への質疑等を行っていただければと思います。

○大澤夫左二議長 順次、質疑のある方はどうぞ。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 一般会計補正予算なのですけれども、15ページの下ノ内地区住宅等移転対策費で、県の方からの補償費として1億6千5百万円ぐらいのこの費用を使って、今回4棟分の町有建物の解体工事なのですけれども、ほかに教員住宅とか町営住宅もあろうかと思うのですけれども、その辺の今後の取組状況というのですか、どういった段取りでやっていくのかお聞きしたいと思います。

○横山尚純上那賀支所長 議長。

○大澤夫左二議長 横山上那賀支所長。

○横山尚純上那賀支所長 それでは、新居議員さんの御質問にお答えいたします。

先ほど、議案の説明資料で地図を配布しております。それで、その説明資料17-1の中で、平成24年度で取り壊した建物がこの青で囲んである住宅で、公営住宅を取り壊しました。今回4棟が補償対象となっておりますけれども、またこの地図で言いますと、右側に教職員住宅というのが入っていると思います。これについては、今のところまた1億円ぐらいの補償が入るようには聞いておりますけれども、あと全体的なことはちょっと県の予算との兼ね合いもありますので、順次これは取り壊していくことになるかと思っております。

以上です。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 そうしたら、教員住宅の方についての補償も、またあとからあるということやね。できるだけ早くこれが進むように、よろしくお願ひしたいと思います。

○植北英徳議員 議長。

○大澤夫左二議長 植北君。

○植北英徳議員 ちょっとお尋ねしたいと思います。農林水産業費で、鳥獣被害防止対策費用として8,920千円が出ておりますが、これは現在有害鳥獣でシカなんかは20千円払っております。その上に追加ということでもいいのですか。

それと、今那賀町でしておりますカラスに対しての——鳥獣害には鳥というのも入っ

ておりますので、その鳥に対しての交付金は受けられないのか、ちょっとお尋ねいたします。

○**樫本正史農業振興課長** 議長。

○**大澤夫左二議長** 樫本農業振興課長。

○**樫本正史農業振興課長** お答えします。

昨年同様、本年度も環境課の環境衛生費の方で有害鳥獣駆除捕獲委託料として計上しまして、捕獲班の方との契約は4月から結んでおります。これにつきましては100%国のお金でございまして、それが県・町を通じて捕獲班に渡るということで、上乘せの事業でございます。

鳥類の件につきましては、これが該当するかどうか、ちょっと今まだ確認できませんので、すぐに調べてまた御返事させていただきたいと思っております。

それと、県の方も大変手間取っております、説明会が最後に行われたのが5月22日、それで那賀町においては5月31日に那賀町有害鳥獣捕獲対策協議会というのを開きまして、県からも5名ほどの参加をいただきまして、各捕獲団体等の協議会のところで説明会等をさせていただきました。

その中で分かったことなのですが、県と町で、環境の方で出しておりますシカに対する個体数調整による捕獲許可については、この補助が対象外であるということが分かりまして、つきましてはこの予算で現在組んでおりますシカに対する840頭は、ほとんどが個体数調整で捕獲しておるものだというのでございます。それで、実績に応じては当然大きい減額もやむを得んというところではございます。

(坂口博文町長、何事か呼ぶ。)

そうです。有害鳥獣捕獲許可でないと、この何が出てこんというので。

ただ現在、そのカラス檻おりにつきましては捕獲班に委託という格好ではやっておりますので、町の施設ということでやっておりますので、ちょっとそこらは検討が要ろうかと思っております。

以上です。

(坂口博文町長、何事か呼ぶ。)

○**大澤夫左二議長** はっきり言うておいたら。

○**樫本正史農業振興課長** 現在のところ、カラス捕獲檻おりにつきましては町管理ということでございますので、ちょっとこの辺には該当しないということでお願いします。

○**植北英徳議員** 議長。

○**大澤夫左二議長** 植北君。

○**植北英徳議員** カラス檻おりにつきましては、是非鳥獣害としてどうにか委託という形で、やはり管理料も払うということも言っておったのですが、どうにかして手当をあげてほしいと思っております。そうでなければやはり管理が、ちょっと聞くところによると管理がちょっとできにくいというようなことも言っておりますので、どうか今後のいろいろな協議でよろしくお願ひしたいと思っております。

それと、これは小さなことですが、商工費で草刈り機の購入が出ておりますが、これ私がちょっといろいろ農業をしておりますので感じたところによりますと、草刈り機の代金がちょっと高いのではないかと思いますので、ここらも十分入札等をして、小さなこ

とですが、これらも一般財源で出ておりますので、ちょっと御検討を願いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○古野司議員 議長。

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 2点若しくは3点お聞きをいたします。

一般会計補正予算の中ばかりです。先ほどもちょっと休憩時間に上那賀支所長の横山さんにもお聞きしたのですが、12ページの平谷福祉センター管理費というところで、消防法に絡んでということで改善工事費が出ております。これまたずっと、16ページにもエアコンの新設ということで、同じ福祉センターに対して予算をされております。非常に必要なことであって、このすることの必要性をとにかくということではございません。ただ心配をいたしておりますのは、先ほど新居議員からの質疑もあった下ノ内の工事が将来的に進んだあと、建て替えというふうなことになっていって、上流地区救急の出動の本丸が移転して、問題がない箱が建ったあとであればいいのですが、その前の段階で仮に使っておるという形の中に、度々再々、どんどんと予算が投入されております。

これ、もしかしたら幾ら整備をしてもこの本体自身に耐震強度がない中で、あの建物の中に本体が2千6百万円、^{ぎそう}艦装して30百万円を超える車が座って救急車が入っております。グラグラッと来てガサッといったら、車が出られんことが始まるどころか、車が駄目になってしまう可能性もあると思うのです。ですから、これは必要なことで、エアコンもこのことの整備も必要なことなんでしょうけれど、耐震の診断をしたらもう使えんようになってしまうからそれも怖い話なのですが、せめてグラグラッときてもペシャンといかん程度だけのことはできておるのかなと。しておかなかったら、本来人命を守るための救急車が出動できんというふうなことになったら、本末転倒でないかなと思うのです。

その点、先ほど横山支所長にお聞きしたら、「多分耐震というか診断はしておらんだろうというふうな記憶です。」というふうなことをおっしゃっておったのですが、支所長でなく町長なり副町長なり、この点、当分まだ下ノ内のことが終わらんだろうと思うのです、10年なり10数年先でなければ。その間、期間が長い。70%と言われる南海トラフの関係から言えば、せめて潰れただけには、二度と使えんでも構わんけれども、潰れて救急車が引っ張り出せんとか、もう全く鉄くずになってしもうたというようなことにならなければお考えいただかないといかんと思ひ、これに絡んでちょっとお聞きをいたします。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 この平谷福祉センターの今議員御指摘の件につきましては、予算審査のときにも出た話ですが、1つは、この2,394千円の消防法特定対象物不備事項改善工事、これは旧上那賀町のときからずっと指摘を受けていたそうです。それがいろいろな事情でそのままで延長になり、それで最近特に消防関係は厳しくなりまして指摘を受けて、将来的なことも考えますと、今御指摘のようなこともあります。ま

だ、ただ先ほど支所長も御答弁させていただきましたように、県の予算がどうなるかわからないということで、いつ全てが移転対象になり、その工事が終わるかということも不明でございます。そういった点で、今、そのような状況の中でそのまま置くというのは不適當だろうということで、今後におきましては御指摘の耐震診断そしてまた改修も含めて、もうやるべきことはやりましょうということで、今回この件につきましてももういつになるかわからないということで、たちまちは直しましょうと、指摘事項はもう指摘事項として受け止めて、それに対応していきましょうということで予算計上をさせていただいたのが事実でございます。

耐震改修につきましても、今後において診断の上、今はちょっと庁舎の方に重点を置いておりますが、そのことを含めて対応してまいりたいと思っております。

○古野司議員 議長。

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 はい、何かその調査をするのも怖いような気もするような建物で、したら大変なことになるのかなと思ったりもしますが、やることはやはりやっていただくという姿勢でよろしくお願いをしたいと思います。

それと、2点目でございます。これは以前に同僚議員が一般質問でしたか何かで質問された絡みもあるのですが、14ページの森林管理受託センター準備室事業費で、森づくり支援交付金事業山林購入ということで、今回2,900千円計上をされております。これは、以前同僚議員の質問だったかこの一括質疑のときの質疑でしたか、どちらかちょっと記憶が定かではないのですが、その中で、本町を貫く国道195号の国道沿いの民有林が中心になるのですが、国道にスギ林がずっとあって非常に景観が悪いと、那賀町に入ってきたらもう本来であったら川が見えるようなところで、きれいな川を見ながら通っていただくと、地元の方々も日々川を見ていただいで生活をいただけるという、国道を走中でいい感情を持っていただけるためにも、その整備をしたらどうですかと。それで、町長御自身が、そのときに企業局のこの予算を利用してしたいなというふうなことをおっしゃっていただいた。その後、それがダム湖より上流でなければその事業費を受けることができない、投入できないというふうな話だったように覚えております。

今回この事業というのが、その関係で今回の山林購入ということに使われるというふうなことで、県が示した形の要綱の中での事業ということなのでしょうが、改めて考えて見ますと、そのダム湖上流で水源の確保ということに資するための県の交付金事業であって、それに使ってくれということで県が支出する。逆に言えば、これは徳島県企業局ですね、相手の事業体に関しては。それで言えば、売電の事業と工業用水の販売をしております。工水というのは那賀川の下流まで行って、もう下流域で取水をして販売をしているということであれば、本来その工水も売電も両方兼ね合わさっておる部分は川口ダム湖より上流部分にしかならんのですが、工水を取水しておるということであっても、工水より上流、那賀川本川^{ほんせん}には、ずっとほとんどがどこでも水源を確保して維持してもらうために、県の企業局も常に山に水を持てるような形の方方向になっていただけたらと思っておると思うのです。

ですから、その件も述べて、できればこの195号が那賀川に合流するこの驚敷地

区から上流部のずっと民地、個人の資産のことでとやかくは申し上げたらいかんのですが、特に何か所か非常に景観が悪くなっているところ、特に鷺敷と相生の間だったり、相生の上流部であったりするところこの資金を投入できるような形というのを企業局に再度働きかけて、やっていただけたらと思います。

私個人ですが、企業局の方にこの件でこの話をしたときに、町長がそうおっしゃっておいでたし、現実にはそれはそうなのだろうということで話をしたら、「いえ、それはもう十分な議論の中で絶対的に決まったものではないのだ。」というふうな話であったので、再度また—この期間まだ数年あると思うのです。町長の方から、町長自身も前向きな話だったと思うのです、最初は。ただ県の方が難しいということで、この話が駄目だったというふうに記憶をしておるので、この点、再度お伺いいたしますが、いかがですか。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 この件、川口ダム上流においても同等に扱ってほしいということについては、私も強く県の方に申入れを行っております。幸い、この際に、山林の外国資本とかの買収に対応するための森づくり条例を今制定するべく、県で委員会組織を立ち上げております。その中に、自治体としては私1人なのですが、委員として参画をさせていただいております。現在のところ、2回その会議を行っておりますが、その中でもその話を詰めております。

そういったことで、やはりそういうことも含めて公有林化をしていこうと、公有林化をするのがまずは一番先に守れることだろうということなので、その公有林化をする場合に、徐々に我々としてもこの企業局のこういった資金を活用して順次進めていきたいと、そうした中で、やはりこれはダムの上流・下流で制限をかけないようにしていただきたいということを、経産省また企業局の方にも強くこの点を要望していただきたいということは、先般もその話はいたしております。

将来的にそういったことで、この条例案件の中でもその話はいつもさせていただいておりますが、企業局さんの方にもその点を理解していただき、局長さんと共に多少目はずぶっていただきたいなということで今は進めてございます。是非ともそういったことを要望と、それについて容認をしていただきたいと思っております。

(古野司議員「以上です。」と呼ぶ)

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 はい、2点質問をいたします。まずは商工関係ですけれども、14ページの商工費で商工会への補助金、買物弱者対策で宅配事業の強化をしていくということに対する補助金が出ておりますが、買物弱者対策というのはですね、今高齢者が中々運転もできなくて1人暮らしの状況が進んでいる中で、どれだけ足を運ばなくてもものが手に入るかということを考えることは非常に重要なことであると思っておりますし、是非これは進めていただきたいと思うのですけれども、補助金を打つ場合に既存の業者等との利害調整を行うことはどうしても必要かなということはあると思います。

現在、奥の地域でもですね、行商というか、店舗を構えているところでも車で回って

いただいているようなところも数か所・数軒ございますけれども、この補助金を打つことによって宅配事業が整っていくことによって、そこの利害関係が競合するというようなことがどの程度想定されているのかというのをお聞かせいただきたいと思います。

○新居宏商工地籍課長 議長。

○大澤夫左二議長 新居商工地籍課長。

○新居宏商工地籍課長 柏木議員から今御質問がありましたように、この事業を行うに当たっては、現在移動販売等を行っている業者さんとの利害関係をどうするかという部分が一番の問題・課題であろうかと思っております。それについては、視察を行いました大豊町等でもお聞きをいたしましたが大豊町でもそういったことがあって、そういう業者さんと事前に協議をしたということで、大豊町についてはそういう問題もあったけれども、それについては理解を得られたということでございます。

那賀町においても、現在商工会の方で、そういった利害関係についてどうするかということで話を進めてもらっております。どうするかという具体的な部分についてはまだお聞きはしておりませんが、今後そういった部分をどうするかという部分について、十分詰める必要があろうかと思っております。

宅配サービスについては、将来的なネットスーパーとかのシェアとか、大手スーパーさんの参入とかも視野に入れて、商工会としての会員さんの経営改善とか、地域の商工会会員さん等の商店、町内での買物を推進するといったことも、この事業でそういった部分も考えておりますので、是非御協力いただけるように商工会の中でこれから調整していきたいと思っております。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 はい、続けてですね、今行商をしていただいているところも恐らくはこの宅配事業にも参画はできるのだらうとは思いますが、若干違いはあると思うのです。結構奥の方の方に聞くと、たくさんものを現場で見て選びたいのだというような話もされるわけなのです。各商店のカatalogというのなかなか置いてあるところも少ないのですけれども、商店に電話をかけてこういうものも欲しいのだということ以上に、行商の必要性というのも多分にあると思っておりますので、その辺り、行商をされているところが宅配事業に参画するという点において、その若干の売上げ、行商における売上げを宅配事業で補っていただくというのもありはありなのでしょうけれども、その部分のその行商のメリットというの也是十分に考えていただきたいなと思っております。もしそこで利害調整ができない場合はですね、何らかの方策で少しその行商部分にも補助金を打つなりということも必要ではないかなというふうにも思いますので、お願いをしたいと思います。

もう1点が、ケーブルテレビの件なのですけれども、地方債もありますけれども、これは全額に近いほど外部資金で出るので財布としては非常にありがたいのですが、これを敷設することによってかなり高額の予算になっておりますけれども、その高額の備品ないし施設が手に入るということにおいて、今後維持管理コストがどの程度かかるのかというのを、想定範囲で結構ですのでお聞かせください。

○岩本泰和ケーブルテレビ課長 議長。

○大澤夫左二議長 岩本ケーブルテレビ課長。

○岩本泰和ケーブルテレビ課長 はい、今度新しく導入するシステム等のランニングコストという御質疑であったかと思うのですが、今まではほとんどランニングコストをかけずにやってまいりました。けれど、その痛みというのは我々現場における人間が本当に針のむしろではないのですけれども、非常に大変な思いをした記憶がございます。

私もこのケーブルテレビには非常に長いこと籍を置いていますので、いつまでもというわけにもいきません。今後はこのランニングコスト、特にメンテナンスについて、やはりこれは専門業者に委託をする方が職員としては非常に楽かなと。その辺りの細かい金額については、今後はじき出して、また次の機会には報告できるかなと思いますので、その折に報告したいと思います。

よろしくをお願いします。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 はい、施設ないし公共物を造る場合、一時的に入ってくるお金だけではなくて、もちろんランニングコストの計算も併せて提案をいただけたらと思います。よろしくをお願いします。

以上です。

○大澤夫左二議長 ほかにございせんか。

○大澤夫左二議長 質疑がもうないのでございますので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第53号から議案第58号までの6件は、お手元に配布しております「議案付託表」のとおり、それぞれ各常任委員会に付託したいと思いますのですが、これに御異議ございせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、各常任委員会に付託することに決定しました。

ここで、午食のため午後1時まで休憩といたします。

午前11時54分 休憩

午後01時00分 再開

○大澤夫左二議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4、議案第59号「工事請負契約の締結について（平成24年度社会資本整備総合交付金事業 町道鉢久保線改良工事）」から、議案第61号「損害賠償の額の決定について」の3件を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 それでは、日程第4の議案第59号から説明をさせていただきます。

議案第59号は「工事請負契約の締結について」であります。「平成24年度社会資本整備総合交付金事業 町道鉢久保線改良工事」について、町内の建設業者10者を指名し、総合評価方式指名競争入札を行いました。

入札の結果、株式会社新居組と消費税を含め147,000,000円で工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第60号は「物品購入契約の締結について」であります。「平成25年度町単独本庁舎備品購入事業 事務機器」について、専門業者6者を指名し、指名競争入札を行いました。

入札の結果、有限会社喜久屋商店と消費税を含め11,445,000円で物品購入契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第61号は「損害賠償の額の決定について」であります。木頭地区の町道において、道路施設の瑕疵〔P18関連記載あり〕により通行車両に損害を与えたので、損害賠償の額の決定について、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

以上、議案3件につきまして御審議いただき、全議案とも御承認賜りますようお願い申し上げます。

○大澤夫左二議長 まず、議案第59号「工事請負契約の締結について（平成24年度社会資本整備総合交付金事業 町道鉢久保線改良工事）」を審議いたします。

内容の説明を求めます。

○平川恒建設課長 議長。

○大澤夫左二議長 平川建設課長。

○平川恒建設課長 先に議案を読み上げさせていただきます。

「議案第59号、工事請負契約の締結について。次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。平成25年6月5日提出、那賀町長 坂口博文。

次のとおり工事請負契約を締結する。1. 契約の目的、平成24年度社会資本整備総合交付金事業 町道鉢久保線改良工事。2. 契約の方法、総合評価方式指名競争入札。3. 契約の金額、147,000,000円。4. 契約の相手方、徳島県那賀郡那賀町掛盤字名古ノ瀬7番地2、株式会社新居組、代表取締役 新居健一。」

内容の説明をさせていただきます。平成25年5月28日に、Aランク以上の業者10者について指名いたしまして、総合評価方式指名競争入札を執行いたしました。入札の状況としましては、説明資料13-4、入札比較表のとおり、評価値算出の結果、株式会社新居組に評価値77.857で落札決定いたしました。請負率は94.7%でございます。

説明資料13-2に見取図を載せてあります。当契約区間は林道鉢久保線の終点から旗揚げ表示をしております150m間で、説明資料13-3に表示しております断面図の赤で着色の部分について施工するものでございます。

主な内容としましては軽量盛土工法で、施行区分は現道の現況地盤をコンクリート吹き付け、鉄筋挿入工、アンカー工の併用で安定させたのちに、軽量盛土の側壁の支柱となるH鋼を立てこむ工事でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○大澤夫左二議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

○大澤夫左二議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。発言ありますか。

○大澤夫左二議長 「討論なし」と認めます。

これから、起立により採決します。議案第59号「工事請負契約の締結について（平成24年度社会資本整備総合交付金事業 町道鉢久保線改良工事）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号「物品購入契約の締結について（平成25年度町単独本庁舎備品購入事業 事務機器）」を審議いたします。

内容の説明を求めます。

○湯浅卓治企画情報課長 議長。

○大澤夫左二議長 湯浅企画情報課長。

○湯浅卓治企画情報課長 まず議案の朗読を、次に内容の説明をさせていただきます。

「議案第60号、物品購入契約の締結について。次のとおり物品購入契約の締結をしたいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。平成25年6月5日提出、那賀町長 坂口博文。

次のとおり物品購入契約を締結する。1. 契約の目的、平成25年度町単独本庁舎備品購入事業 事務機器。2. 契約の方法、指名競争入札。3. 契約の金額、11,445,000円。4. 契約の相手方、徳島県阿南市橘町西浜153番地4、有限会社喜久屋商店、代表取締役 谷村嘉啓。」

次に内容でございますが、議案説明資料の4ページ目をお開きください。こちらの方に入札比較表と、続いて物品の写真入りの一覧表を付けてございます。これについて、価格は書いてございますが、これは飽くまで定価の価格でございますので、今回の入札金額ではございません。

内容でございますが、本庁舎の改築に伴い、改築後の庁舎の事務用備品を購入するものでございます。内容については、来客用ソファ・窓口用のカウンター・事務用デスク・事務用イス・事務用戸棚及び2階書庫の書類保管用ラック・仕切りパネル等、あとこれらの連結等の付属部品等が主なものでございます。納入につきましては、11月1日を納入期限といたしております。

よろしく願いいたします。

○大澤夫左二議長 これより質疑を行います。質疑ありますか。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 物品購入なのですけれども、前にも言ったかと思うのですけれども、町長にお聞きしたいのですけれども、こういった物品は町内業者でも扱っていることなので、できるだけ町の税金は地元へ落として、そういうことで地域のお金を流通させ

て活性化をすると、税収も入るといったようなことで、町内業者を優先してほしいということをいつも言っているのですけれども、今度のこの件についての町長の考え方もみたいなものをちょっとお聞きしたいと思います。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 町内業者さん、関係する業者さんには全て参画をしていただいております。ただ辞退される方もおいでます。こういった商品のみならず、自動車とか公用車、そういったものにつきましても町内の業者さんに大いに参画をしていただいております。公用車につきましても、これまで数回町内業者さんに落札もしていただいておりますので、そういった点で町内業者のみというわけにもいきませんので、いろいろな商品名もございますので、その都度その都度対応をいたしておりますし、町内業者を除くというようなことはいたしておりません。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 町内業者も確かに入っておりますのですけれども、こういった物品については、入札の方法にもよるかと思うのですけれども、見てみましたら、今回メーカーがコクヨばかりということで、これは何か入札する時点でメーカーを指定しているのですか。どうなのでしょう。

○湯浅卓治企画情報課長 議長。

○大澤夫左二議長 湯浅企画情報課長。

○湯浅卓治企画情報課長 説明の方が不十分でございました。これは、一覧表で付けてありますのは取りあえずコクヨのメーカーでございますが、入札に際しましては他社の規格同等品で構わないということで入札をいたしております。コクヨというメーカーに限っているわけではございません。

以上です。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 阿南とか徳島とかの業者もこの中に入っているかと思うのですけれども、競争と言うたらやはり大きなところにはなかなか難しいというふうなことがあると私は思います。こういったことは町内でも取り扱っていることなので、町内業者のみでも私はいいと、1割とか2割、少々高くなっても、できるだけ町内業者でやっていただきたいと思うのですけれども、町長いかがでしょうか。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 私の趣旨は、先ほど申し上げたとおりでございます。あと、入札等の執行、そういった指名等については指名審査委員会で決定をしていただいておりますので、また指名審査委員会の委員長の方から、いけますか。

(稲澤弘一副町長、何事か呼ぶ)

はい、お答えいたします。

○稲澤弘一副町長 議長。

○大澤夫左二議長 稲澤副町長。

○稲澤弘一副町長 新居議員さんが言われるとおり、大原則は、町内で調達できるものはできるだけ町内ということで、今回もこれに限らず町内の業者さん、取り扱っている業者さんを優先的に入っていただいております。

ただ今回、この比較表で見られたとおり、町内でいえば2者なのですよね。町内と言えばね。ということで、余り少ないというのも逆に問題もありますし、今回はこういう形で入札を行うことになりましたが、今後も言われる趣旨のとおり、町もそういう趣旨で行っておりますので、できるだけ町内の方が入札に参加できて契約もできるような形が取れたら一番いいと思いますので、そういう方向では今後とも指名をしていきたいと思っております。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 今、町内の業者2者とおっしゃったのですけれども、私知っている範囲ではまだほかにあると思うのですけれども、そこを忘れてはいるはずはないと思うのですけれども。

やはりできるだけ町内の業者を指名して、地元で競争できるようにしていただきたいというふうに思いますので、今後ともそういった観点でよろしくお願ひしたいと思ひます。

○大澤夫左二議長 ほかにはございませんか。

○大澤夫左二議長 これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。発言ありますか。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

〔新居敏弘議員、登壇〕

○新居敏弘議員 今も質疑の中で言いましたように、できるだけやはり税金を町に落とすということで、こういった競争なのですけれども、やはり下の大手と言ひますか、大きなところと競争せよと言うたってなかなかこれもできないというふうに私は思ひます。

那賀町内にも幾つか、数者の業者がありますので、そういったところで競争をしていただひて、地元にお金を落とすといったことで、今回のこの件については反対いたひます。

〔新居敏弘議員、降壇〕

○大澤夫左二議長 他に討論の方、ござひますか。

○大澤夫左二議長 これで討論を終了いたします。

これから、起立により採決いたします。議案第60号「物品購入契約の締結について（平成25年度町単独本庁舎備品購入事業 事務機器）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立多数」であります。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号「損害賠償の額の決定について」を審議いたします。

内容の説明を求めます。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 先ですか。はい、坂口町長。

○坂口博文町長 すみません。先ほど提案理由の説明のときに、「道路施設の瑕疵」を何か私ちょっと違うことを言ったような気がしますので、理由は「道路施設の瑕疵により、通行車両に損害を与えたので」と訂正をさせていただきます。〔P14関連記載あり〕

○大澤夫左二議長 はい、それでは説明を。

○峯田繁廣総務課長 議長。

○大澤夫左二議長 峯田総務課長。

○峯田繁廣総務課長 それでは、議案第61号「損害賠償の額の決定について」を説明させていただきます。

これは、議案書にもあるように、木頭地区の町道におきまして議案に記載した日時及び場所において、この相手方が所有する車両が走行中に坂道側にずれたグレーチングの端を踏んだ際に、反対側が大きく浮き上がり車両に接触し、この接触により車両のバッテリー、モーター周辺を大きく損傷するという損害を与えました。

この車両は商用車でハイブリッド車であり、損傷部品は非常に高価なため賠償額が専決処分要件とされている金額上限を大きく超えているため、ここに議案として提案し、議決をお願いするものであります。損害賠償額は議案記載のとおりで、全額町が加入している自動車の保険会社から支払われることとなります。

どうかよろしく願いをいたします。

○峯田繁廣総務課長 すみません、議案書の朗読をしていなかったのです。

「議案第61号、損害賠償の額の決定について。町管理施設の瑕疵に起因する事故による損害賠償の額の決定について、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき議会の議決を求める。平成25年6月5日提出。」

以下、内容については、個人的な名称等も含まれますので省略をさせていただきます。説明は先ほど申し上げたとおりです。

以上でございます。

○大澤夫左二議長 これより質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 はい、2年ぐらい前にも500千円ぐらいの補償がありましたけれども、そのときにもお伺いしたのですが、今回1,000千円を超えておりますので。

通常保険というのは、確かに修理費がかなりかかったとしてもですね、その車両の評価額以上を超えて出すものではないという考えがございます。この車の車種とその製造年月ですね、最初の登録年月を教えてくださいと思います。

○峯田繁廣総務課長 議長。

○大澤夫左二議長 峯田総務課長。

○峯田繁廣総務課長 もちろん保険適用になるときは、残存価格以上は出ないという

のはあれでございいますが、今回はそれ以下だったということで補償が出ます。

それでは質問の車種ですけれども、車種というか、車検証を読み上げます。登録年月日が平成19年9月4日です。自動車の種別は普通、用途は貨物、事業用バン、トヨタ。そういうような、いわゆる宅急便の車で・・・・・・・・

(何事か呼ぶもの多し)

そう言うていいのかどうか分からんけど、それでございます。あと何だっけ。

(柏木岳議員「いえ、もう結構です。」と呼ぶ)

結構ですか。はい。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 ありがとうございます。あ、もう1点すみません。

これはもう車両の価格だけなのですかね。例えば、この車が使えなかった期間に対する、その休業補償的な意味合いの金額とかは入っているのでしょうか。

○峯田繁廣総務課長 議長。

○大澤夫左二議長 峯田総務課長。

○峯田繁廣総務課長 いえ、これはもう休業補償は話合いの結果払わないということで、修理代だけの補償ということになりました。

以上です。

(柏木岳議員「ありがとうございました。」と呼ぶ)

○大澤夫左二議長 他にございせんか。

○大澤夫左二議長 これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。発言ありますか。

○大澤夫左二議長 「討論なし」と認めます。

これから、起立により採決します。議案第61号「損害賠償の額の決定について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

[賛成者起立]

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第5、承認第1号「那賀町税条例の一部改正の専決処分の承認を求めることについて」から、承認第8号「平成24年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分の承認を求めることについて(専決第13号)」までの8件を一括して議題とします。

以上8件について、町長に提案理由の説明を求めます。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 それでは、日程第5の承認案件について説明をさせていただきます。

承認第1号は「那賀町税条例の一部改正の専決処分の承認を求めることについて」であります。これは国の「地方税法の一部を改正する法律」の施行に伴う税条例の改正であり、国税の見直しに併せ、地方税に係る延滞金及び還付加算金の利率の引下げを行うものであります。

この条例は、本年4月1日から施行する必要があったため、3月29日付けで専決処分したので、議会の承認を求めるものです。

承認第2号は「那賀町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の承認を求めることについて」であります。本件も、国の「地方税法の一部を改正する法律」の施行に伴う税条例の改正であります。国民健康保険制度から後期高齢者医療制度に移行したものと同一の世帯に属する国民健康保険の被保険者の属する世帯の国民健康保険税について、世帯別平等割額の軽減措置を行うもので、被保険者において負担軽減となる制度改正であります。

この条例についても、本年4月1日から施行する必要があったため、3月29日付けで専決処分したので、議会の承認を求めるものです。

承認第3号は「平成24年度那賀町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについて」であります。既定の予算額に歳入歳出それぞれ380,817千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,184,227千円とするものです。

歳出では、総務費で809,497千円の追加となっており、その主なものは基金への積立金で、減債基金に3億円、防災対策等まちづくり基金に1億円、町有施設整備等まちづくり基金に5億円などを積み立てました。先の補正予算でも積立てを行っており、平成24年度の基金積立額合計は約16億円となります。その他の歳出科目においては、事業費等の精査をした結果、不用額を減額しました。

歳入では、町税で150,415千円の追加、地方交付税で602,109千円を追加したほかは、おおむね減額となっています。繰越明許費補正では、道整備交付金事業、社会資本整備総合交付金事業費、下ノ内地区宅地等移転対策費などで繰越額を変更し、地方債補正では、災害復旧事業債と合併特例債の借入限度額を変更しました。

この予算は引き続き執行する必要があり、3月29日付けで専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものです。

以下の補正予算も、同様の専決処分の報告でございます。

承認第4号は「平成24年度那賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて」であります。既定の予算額から歳入歳出それぞれ249,911千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,143,933千円とするものです。事業費の精査による減額が主な内容となっています。

承認第5号「平成24年度那賀町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて」であります。既定の予算額から歳入歳出それぞれ57,508千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ408,434千円とするものです。事業費の精査による減額が主な内容となっています。

承認第6号は「平成24年度那賀町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて」であります。既定の予算額から歳入歳出それぞれ9,169千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ151,099千円とするものです。事業費の精査による減額が主な内容となっています。

承認第7号は「平成24年度那賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて」であります。既定の予算額から歳入歳出それぞれ

54, 432千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1, 531, 370千円とするものです。事業費の精査による減額が主な内容となっています。

承認第8号は「平成24年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて」であります。既定の予算額から歳入歳出それぞれ11, 275千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124, 664千円とするものです。事業費の精査による減額が主な内容となっています。

これら特別会補正予算につきましても3月29日付けで専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものです。

以上8件について、御承認を賜りますようお願いいたします。

○大澤夫左二議長 この際、議事日程の都合により休憩いたします。

午後01時32分 休憩

午後01時42分 再開

○大澤夫左二議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

まず、承認第1号「那賀町税条例の一部改正の専決処分の承認を求めることについて（専決第6号）」を審議いたします。

これより質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○大澤夫左二議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。発言ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○大澤夫左二議長 「討論なし」と認めます。

これから、起立により採決します。承認第1号「那賀町税条例の一部改正の専決処分の承認を求めることについて（専決第6号）」を承認することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、本件は承認することに決定いたしました。

次に、承認第2号「那賀町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の承認を求めることについて（専決第7号）」を審議いたします。

これより質疑を行います。質疑ございませうか。

○大澤夫左二議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。発言ありますか。

○大澤夫左二議長 「討論なし」と認めます。

これから、起立により採決します。承認第2号「那賀町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の承認を求めることについて（専決第7号）」を承認することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、本件は承認することに決定いたしました。

次に、承認第3号「平成24年度那賀町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の

承認を求めることについて（専決第8号）」を審議いたします。

これより質疑を行います。質疑ありますか。

○大澤夫左二議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。発言ありますか。

○大澤夫左二議長 「討論なし」と認めます。

これから、起立により採決します。承認第3号「平成24年度那賀町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについて（専決第8号）」を承認することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、本件は承認することに決定いたしました。

次に、承認第4号「平成24年度那賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて（専決第9号）」を審議いたします。

これより質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○大澤夫左二議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。発言ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○大澤夫左二議長 「討論なし」と認めます。

これから、起立により採決いたします。承認第4号「平成24年度那賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて（専決第9号）」を承認することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、本件は承認することに決定いたしました。

次に、承認第5号「平成24年度那賀町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて（専決第10号）」を審議いたします。

これより質疑を行います。質疑ございますか。

○大澤夫左二議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。発言ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○大澤夫左二議長 「討論なし」と認めます。

これから、起立により採決いたします。承認第5号「平成24年度那賀町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて（専決第10号）」を承認することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、本件は承認することに決定いたしました。

次に、承認第6号「平成24年度那賀町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1

号)の専決処分の承認を求めることについて(専決第11号)」を審議いたします。

これより質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。発言ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「討論なし」と認めます。

これから、起立により採決いたします。承認第6号「平成24年度那賀町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の専決処分の承認を求めることについて(専決第11号)」を承認することに賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、本件は承認することに決定いたしました。

次に、承認第7号「平成24年度那賀町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分の承認を求めることについて(専決第12号)」を審議いたします。

これより質疑を行います。質疑ございますか。

○大澤夫左二議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。発言ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「討論なし」と認めます。

これから、起立により採決いたします。承認第7号「平成24年度那賀町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分の承認を求めることについて(専決第12号)」を承認することに賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、本件は承認することに決定いたしました。

次に、承認第8号「平成24年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分の承認を求めることについて(専決第13号)」を審議いたします。

これより質疑を行います。質疑ございますか。

○大澤夫左二議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。発言ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「討論なし」と認めます。

これから、起立により採決します。承認第8号「平成24年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分の承認を求めることについて(専決第13号)」を承認することに賛成の方は、御起立願います。

[賛成者起立]

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、本件は承認することに決定いたしました。

日程第6、同意第4号「那賀町固定資産評価審査委員の選任について」を議題とい

たします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 それでは、同意案件の説明をさせていただきます。

同意第4号は「那賀町固定資産評価審査委員の選任について」であります。従来お願いしておりました上那賀地区の委員さんが辞任されましたので、後任となる委員を配布させていただいた同意案のとおり選任したいので、地方税法第423条の5の規定により議会の同意を求めるものであります。

どうか、御同意賜りますようお願いいたします。

○大澤夫左二議長 これより質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

○大澤夫左二議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。発言ございますか。

○大澤夫左二議長 「討論なし」と認めます。

これから、同意第4号の採決をします。同意第4号「那賀町固定資産評価審査委員の選任について」は、これに同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって同意第4号については、同意することに決定いたしました。

日程第7、報告第5号「平成24年度那賀町一般会計繰越明許費繰越計算書について」から、報告第7号「専決処分の報告について(平成24年度道整備交付金事業 町道海川出原線改良工事 変更契約)(専決第14号)」までの3件について、報告を求めます。

○峯田繁廣総務課長 議長。

○大澤夫左二議長 峯田総務課長。

○峯田繁廣総務課長 報告第5号でございます。「平成24年度那賀町一般会計繰越明許費繰越計算書について」、これは地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、平成24年度那賀町一般会計繰越明許費繰越計算書を報告するものでございます。

次のページをお願いいたします。この表にもありますように、各事業の翌年度繰越額総額は、合計の欄にありますように3,217,090千円でございます。うち、繰越事業費額が1,829,331千円、この金額が平成25年度に繰り越されて執行をいたします。それで、これに必要な一般財源の額は、一番右側にあるように331,160千円でございます。

以上でございます。

○峯田繁廣総務課長 議長。

○大澤夫左二議長 峯田総務課長。

○峯田繁廣総務課長 失礼をいたしました。報告第6号「損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について」でございます。これにつきましては、損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり

り専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告をするものでございます。

内容につきましては、次のページの専決第5号専決処分書にあるように、記載の日時及び場所におきまして、和解の相手方が所有する車が林道南川線を通行中に山腹から落石があり、ボンネット及びフェンダー・ルーフパネルを損傷したものでございます。損害賠償の額はこれに記載のとおりでございます。

これにつきましても保険会社と協議の上、保険会社から全額が支払われております。

以上、報告を終わります。

○平川恒建設課長 議長。

○大澤夫左二議長 平川建設課長。

○平川恒建設課長 報告第7号について、読み上げさせていただきます。

「報告第7号、専決処分の報告について。下記の件につき、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定に基づきこれを報告する。専決第14号、平成24年度道整備交付金事業 町道海川出原線改良工事 変更契約。平成25年6月5日提出、那賀町長 坂口博文。」

専決処分書をお願いいたします。

「専決第14号、専決処分書。地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について専決処分する。平成25年5月1日専決、那賀町長 坂口博文。

1. 契約の目的、平成24年度道整備交付金事業 町道海川出原線改良工事。2. 契約の方法、変更契約。3. 契約の金額、減額1,013,250円、変更前78,575,700円、変更後77,562,450円。4. 契約の相手方、徳島県那賀郡那賀町木頭和無田字マツギ42番地1、株式会社小野組、代表取締役 小野恭補。」

減額の内容としましては、落石防護工の数量の減による減額変更でございます。

よろしくをお願いいたします。

○大澤夫左二議長 本件については報告事項でありますので、報告は以上のとおりであります。

次に日程第8、本日までに受理した要望については、お手元に配布しました「請願等文書表」のとおりとさせていただきますので、報告いたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。6月6日から9日は、議案調査並びに休祭日のため休会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、6月6日から9日までの4日間は、休会とすることに決定いたしました。6月10日に再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。大変御苦労さまでした。

午後01時58分 散会

平成25年6月那賀町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成25年6月10日（月）

招集場所 那賀町役場本庁舎3階議場

出席議員 15名

| | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 柏木 岳 | 2番 | 古野 司 | 3番 | 田中 久保 |
| 4番 | 前 耕造 | 5番 | 清水 幸助 | 6番 | 植田 一志 |
| 7番 | 照原 廣幸 | 8番 | 植北 英徳 | 9番 | 株田 茂 |
| 10番 | 吉田 行雄 | 11番 | 連記かよ子 | 12番 | 福永 泰明 |
| 14番 | 新居 敏弘 | 15番 | 久川治次郎 | 16番 | 大澤夫左二 |

欠席議員 なし

欠 員 1名

13番

会議録署名議員

10番 吉田 行雄 11番 連記かよ子

議会事務局

局長 福多 士郎 書記 司 るり

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-----------|-------|----------------|-------|
| 町 長 | 坂口 博文 | 副 町 長 | 稲澤 弘一 |
| 教 育 長 | 尾崎 隆敏 | 総 務 課 長 | 峯田 繁廣 |
| 出 納 室 長 | 大下 雅子 | 相 生 支 所 長 | 中田 昌一 |
| 上那賀支所長 | 横山 尚純 | 木 沢 支 所 長 | 井本 和行 |
| 木 頭 支 所 長 | 蔭原 秀一 | 教 育 次 長 | 鵜澤 守 |
| 税 務 課 長 | 後藤 交峰 | 住 民 課 長 | 岡川 千歳 |
| 健康福祉課長 | 吉岡 敏之 | 建 設 課 長 | 平川 恒 |
| 農業振興課長 | 檜本 正史 | 林業振興課長 | 森 久男 |
| 企画情報課長 | 湯浅 卓治 | 環 境 課 長 | 岡川 雅裕 |
| 地域防災課長 | 森下 藤夫 | ケーブルテレビ課長 | 岩本 泰和 |
| 商工地籍課長 | 新居 宏 | 森林管理受託センター準備室長 | 山本 賢明 |

議事日程

日程第1 町政に対する一般質問について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

午前09時30分 開議

○大澤夫左二議長 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は15名であります。

これより本日の会議を開きます。

続いて、これより本日の日程に入ります。議事日程はお手元に御配布のとおりでございます。

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

通告がありますので、通告順に1番 古野司君、2番 株田茂君、3番 連記かよ子君、4番 前耕造君、5番 清水幸助君、6番 植北英徳君、7番 新居敏弘君、8番 柏木岳君、以上の順番で行います。

この際、御連絡申し上げます。通告による一般質問は、議員中におかれて各関連するものがある場合は、前段の議員の質問に対し十分御配慮下さるようお願いいたします。

まず古野司君を指名し、順次発言を許可します。

○古野司議員 議長。

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 それでは一般質問をいたします。2点、質問を通告いたしておりました。まず1点目のごみ焼却事業の関係、そして2点目に「南海トラフ巨大地震について」ということでございます。順番は通告であれば以上のとおりなのですが、前と後ろを入れ替えさせていただきまして、先に地震関係についての方から質問をさせていただきたいと思っております。

さて、先月28日に、内閣府が南海トラフ巨大地震対策の最終報告ということで取りまとめをされまして、発表をされました。現状では高い確度での予知は困難であると指摘をされて、発生1週間後の避難者は、徳島県においては人口の半分に当たる最大37万人に上るとして、自宅を失った人や高齢者、また障害者、そしてまた乳幼児がいる家庭などの弱者を優先して避難所に受け入れ、被災が軽かった人に帰宅を促す選別、トリアージの導入を検討するようということをお願いしております。また、行政の支援が届くまで地域で自活をしなければならないため、国の防災基本計画が「3日間」を目安としている家庭の備蓄を「1週間以上」に拡大し、多くの備蓄を家庭に持つように求めています。

報告書の中では、津波対策を中心に多くのことを述べておりますが、特にその中でも気になる避難所での避難民に対するトリアージについて、どのような実現可能な具体策を本町は立てるのかを伺います。また、家庭での備蓄の大幅な積み増しについては、簡単なことではありませんが、やりようによっては少しずつ今からでも実行できることであり、どうやって町民の方々に要請をし、また周知をしていくのかを伺います。

それと、その報告の中で大変気になったことが、もう1点ございます。このことは、津波を受ける沿岸部に対してのことであろうと考えましたが、報告書の中ではこう述べております。「交通が復旧した後は、被災を免れた地域に移る疎開も検討をすべきである。」としています。このことはどういうことを指すのか。もしかしたら沿岸部から那賀町のような内陸部への疎開を想定しているのか、文脈からだけは甚だ疑問であります。このこともお尋ねをしたいと思います。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 那賀町長、坂口博文君。

○坂口博文町長 古野議員さんからの、南海トラフ巨大地震に対する那賀町としての対応方法ということになるかと思えます。まずこの2点、そして最後の避難者が那賀町に疎開なり、そういった当分の間那賀町で暮らすようになるのではないかという3点になるかと思えますが、もうこれまで本当にこの東南海地震に対する対応策といたしまして、県としても、また四国管内各自治体、そしてこれまで何回となくそういうことについての対応策の検討をしてきました。私どもも、やはりその会議、対策の度ごとに出席をさせていただき、那賀町是那賀町なりとしての意見を述べさせていただきました。また確認もさせていただいたところでございます。

やはり、何と言っても大津波による被害、これがいつもいつも大体主になります。対応策というのがほとんどその対応策の内容になっておりますことから、我々としても、その被害を受けるのは津波だけではないですよ、山津波といったことも含めて、交通が遮断され、ケガ人の搬送もできないという状況にも陥ることもやはり理解していただきたいということも、ことあるごとに述べてきたところでございます。

そうした中で、避難所のトリアージの検討ということですが、那賀町としてもこれまで避難所については耐震改修といったことも含めて対応をしてみたりしましたし、そうした中で、やはりそのことが本当に必要であれば町としても対応をしていかなければならないと思っておりますが、ただやはりそれよりも、我々として避難所が少ない、場所がないということより、やはりケガ人、負傷者に対する対応策、これが一番重要になってこようかと思えます。確かにそういった御指摘の状況になった場合は、やはり町としてもそういった優先順位を付けさせていただくということも、それは当然その対策の中の一策として考えるべきであろうと思っております。

やはり、ケガ人と急病人の搬送対策・対応、これをどうするかということが一番重要になってくるのでなからうかと思っております。津波はないにせよ、交通なりインフラの遮断ということについては、もう「想定外」やいうことでなく、これは「想定内」に十分入れて対応すべきと思っておりますので、これまでも機会あるごとに町民の皆さん方にもお願いをしてきたところでございますが、やはりそういったケガ人の搬送をするにしても、交通が遮断されるということはもう絶対確実であろうと思われれます。そういったことで、これまでも那賀町内の1病院・4診療所の対応についても、そのできる範囲で是非ともお願いをしたい。これは上流に救急隊を設置したのも、そのことも含めてでございます。

それと、やはり町民の皆さん方に震度6強となった場合に、その対応、ケガをしないような対応策を常に頭においていただきたいと思いますと思っております。以前の昭和南海地震の時点とは、また状況なり環境が全然違ってきます。今日そういったことで、この生中継を見ておられる町民の皆さん方にも、是非ともそのことだけは頭に入れていただきたいと思いますと思っております。やはり昼間ならまだしも、晩なり夜中といったときに、電気も消えた中での避難をする場合に、やはり昭和南海地震の時点と違って、御家庭はほとんどふすま・障子からガラスに変わっております。必ずガラスが飛散し、避難する通路を塞ぐということはもう確実でございますので、やはりそのときにどういった方法で安全な

場所に出ていくか、ケガをしないように出ていくかということのを頭に置いていただきたい。まずはケガを少なくする、その方法を考えていただきたい。これを強くお願いいたしております。それは家庭の一部を耐震改修することも含めてでございます。そういったことを含めて、そのことだけは是非ともお願いをしたいと思っております。

と言いますのも、先ほど冒頭で申し上げましたように、これまでいろいろな会合、何回となく行われるその対策会議の中でも、関係機関、つまり病院・自衛隊・ドクターヘリ、いろいろな方法を言われますが、やはりその場合の対応をできるのにも限界があると聞いております。自衛隊さんにお聞きしても、「恐らく那賀町まで即対応するということは無理でしょうね。」ということをおっしゃっております。また、例え町内の病院・診療所で対応できないというときであっても、やはり都会の病院も満室、患者さんでもう一杯になろうと思えますし、町内でできる範囲で対応していけるような対策が一番対応策としては可能でないかとも思っております。

そういったことで、やはり1週間や2週間、那賀町として、そしてまた自主防災組織として、そして町民の皆さん方ができる範囲で対応していただく、そのことが一番重要になってこようかと思えます。当然、2点目に御指摘のありました食料の備蓄等、そういった分についても、私はいつも1週間分というよりか半月以上はその対応ができる体制を整えていただければ一番いいのではないかと思っております。やはりいろいろな関係機関にお聞きした場合でも、インフラ整備においても、あの最終報告の被害状況からすれば、那賀町に入ってきていただけるのは1週間では少し無理があろうと思えます。2週間以上はかかるのではないかとこちらでも想定をいたしております。そういった中で、その対応をしていかなければならないと思っております。

3点目の、復旧後の内陸部、那賀町のようなところに仮設住宅とかそういうことについては、これは当然御指摘のとおり、常に近隣の阿南市なり海陽町、それからそういった周辺の自治体からは、そのことについては当然お願いに上がりたいということはお聞きいたしております。必ずそういうことも考えられると思えます。これに対応するべく、いろいろな公共用地といったことについても、できるだけ御提供なりそういうことも可能な限り対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○森下藤夫地域防災課長 議長。

○大澤夫左二議長 森下地域防災課長。

○森下藤夫地域防災課長 古野議員さんからの3点の質問でございますが、第1点目、被害者のトリアージの検討なのですけれども、本当にトリアージすることは非常に困難なことだと私は感じております。避難所におきましては、医師とか看護師さんがおりましたら健康状態は見分けることはできるのですけれども、那賀町内におきましては避難所が162か所ございます。その中で全てにおいて医師とか看護師さんがおるといってわけではございませんし、ましてや健康状態も見分けることは不可能な状態でございます。それと、家族の中にも健康な人とケガ人がおれば、不安定な精神的状態の中で分けることもかわいそうなことだろうと思っております。

そしてまた、家に帰すとしても、家の耐震状態がどのようになっているか分からない。そのような状況で、ほんならどうしたらトリアージをして帰すことができるのかと

いようになれば、どうしても一番地元を知っている民生委員さんとか地区防災、駐在員さん、その方をお願いをしてトリアージをしていかなければいけないなど、そのように感じております。

また、早く帰宅させるためにも、中小企業、特に土木建築業者へのBCP（事業継続計画）の促進を行いまして、早く復旧が行われて早く帰宅できるように進めていきたい、そのように思っております。

2点目の備蓄関係の質問でございますが、私も5月29日、新聞等で3日から7日以上以上の備蓄が必要であると初めて知りました。山間部においても1週間以上備蓄する、3日以上でも無理な状態ですので、1週間、町といたしましては備蓄できない状態でございます。それをどうするかと言えば、もうどうしても各家庭と地区防災の組織の方をお願いをして、1週間以上の備蓄への周知を図っていききたい、そのように考えております。

それと3点目の避難、津波で受けた受入れなのですけれども、本当に先ほど町長が申しましたとおり、津波だけではなく、土砂災害でこちらからもお願いするようなこともあると思います。そうした観点から、海岸地域の被災者受入れのためには、いち早く仮住宅を建てられるような敷地の確保と空き家等の紹介がすぐにでもできるようにしていきたいと、そのように思っております。そして、その避難者が那賀町に永住したいなというような環境づくりをしたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○古野司議員 議長。

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 はい、細かく御説明をいただきました。

まず1点目のトリアージですが、おっしゃるとおり、被災の現場において誰が誰を選別するかという、非常に難しい問題があります。突然見舞われた災害の中で、「あなたは駄目、あなたはいい」ということ、例え民生委員さんであってもそれが果たして言えるのかどうか。事前によほどしっかりとしたマニュアルをまず用意して、そしてさっきおっしゃった162か所の避難所、多分大きな鷺敷とか相生とか出原とか、ある程度集まった地域のところの避難所での話ということになってこようかと思えます。小さな5軒とか10軒とかの集落の中で、その集落の集会所を避難所にするときにトリアージというふうな考えは出てくることはないかと思えますが、その数百世帯・数十世帯とかいうところが一気にその集会所とか公民館とか役場の支所関係・本庁に集まってきたときに、誰がどう分けるかと。多分162か所全部のところでは家の耐震の状況、傷んだ被災の状況を確認したりとかそういうふうなことまでは必要ない。その大きなところの中でどのように仕分をするマニュアルを事前に作っておくかと、まずそれが一番大事。傷病者の方はその場その場でその専門の方に仕分けていただかないといけません、まずそういうふうなマニュアルを作って、すぐにでもそれがずっと現場に落とせるような形というのをまず作っていただけたらと思えます。

それと、2番目のこの備蓄の件ですが、町長がおっしゃったように、本来多分津波のところの支援ということが国からも優先になっていくかなと、そういうふうに常識で考えてもそういうふうなことになって、内陸部は後回しになる可能性もあるのではないかと

など。そういうふうになった中、行政とか自主防災会という団体の中で、1週間分若しくは町長がおっしゃったように2週間分という数量を確保するということになれば、置く場所ということだけでも大変なボリュームが必要になってこようかと思えます。

国が示しておるのは、1週間で1人当たり300近い水が必要だと、それにプラス食料品、紙類、いろいろ必要になってまいります。それが何百人分ということになってくると、大きな倉庫を用意しても、1か所に集積するとなると1週間どころか3日分も置くこともできないでしょうし、何年かごとに入替え・買入れということになってても大きなコストになってまいります。本来やはり御自宅にある程度の備蓄をしていただく、分散をして備蓄をしていただくと。それも单身とかお二人の御家族であれば数量的に押し入れの中に入れてしまう量か、家の庭先のプレハブの物置なり何なりを用意するなりして入れられる量かも分かりませんが、それも4大家族や5大家族になった場合は、1部屋大きな部屋がまたそれにも必要になってくるほどの膨大な量だろうと思えます。

ただ、この28日に発表された次の日のニュース、それからいろいろの番組の中で、これだけ1人当たり必要なのだとテレビで何度も何度も周知されておりましたが、それものど元過ぎればすぐ忘れるということで、早やもう6月に入った時点でテレビの報道ももちろん新聞報道も消えました。あとは行政、一番民間というか地元の方に密着しており近い基礎自治体が、先ほどおっしゃった自主防災会それからまた連絡員さんを通じて、これだけの数量が必要なのだということを繰り返し少しずつ御用意いただくような形というのを、今この瞬間に起きるかも分からんこの災害を待つということで対応をしていただけたらと思えます。

それと、3番目の疎開というふうな、もう私どもの年代では聞いたことがないような話なのですが、そんなことが現実に起きて、町内に今までなかったところに仮設住宅が何百戸も建って、そこに多くの方が暮らすようになるということは、想像はできますけれど、ちょっと考えられないような形ですが、必ず何十年後かには70%の確立で起きるといふようなことを言われておりますし、そういうふうなことはあるのかなど。おっしゃったような、それこそ事前に用地交渉ができておらんでも、あそこはすぐに使える用地なのだといふようなことをピックアップした上で、そこへのアクセス道、それからまたそこへの水源とか諸々、それも計画を事前に立てておいていただいて、すぐに、要請があり次第に対応できるというふうな形をとっていただけたらと思えます。

本年度中に、また内閣府がその最終報告に続いて防災・復興の基本計画、そしてまた事前防災戦略を示すというふうな予定をされておるようでございます。それを最終的に自治体としては受けた上で、細かい基本計画を作っていくようになるのでしょうか、それは一刻も争うことばかりでございます。多分そのことに関しても津波中心のことばかり、町長がおっしゃったようなことになっていこうと思えますので、できれば本町はもう独自の形で、できる限り早く、できる範囲の中でお進めいただけたらと思えます。

またそして、最終報告ではこういうふうにも書いております。「国難とも言える巨大災害」、ここを強調して、被災直後はそれぞれの自治体が国やほかの団体からの早急な支援は受けられない、それは覚悟してくれと。その中で、その自治体同士が自活してくれと。いつになったら国としてというか、日本海側の自治体を含めたところから支援が入ってくるのか、想像したら怖い話ですが、そういうことでございますので、どうか

強い危機感を持って、担当部署としては町長の指揮のもとに計画を進めていただきたいと思います。

そして、2点目の質問に移ります。

現在、かねてから懸案でございましたクリーンセンターの事業計画が、関係各位の御理解のもと徐々に計画をされ始めております。一昨年の公募に対して応募された地区の皆様には、困難な問題に真正面から取り組み、対応をいただいたことに、この際衷心より敬意を表したいと思います。

さて、この事業をこれから具体的に進めて行く前に、どうしてもお伺いをし、そして議論をしておかなければならない問題がございます。この計画が議会に相談をされ、町内に広報されたのは一昨年の時点でありました。古い話になりますが、遡ること20年ほど前、思い起こせば平成7年、白石にある現在のクリーンセンターが操業を始めました。そのときは5か町村の事務組合での事業でありました。そしてまたその当時、法律やまた我々の意識においても、ごみ焼却場は行政が直営することは当然であり、その方法以外の選択肢は全く存在しないというふうな状況でありました。私は、一般廃棄物の焼却については、行政以外は恒常的には行えないものであると、このように思っておりました。

しかしながら、あれから20年の時間がたちまして、時代は大きく変化をいたしました。この10年ほどの間に、徳島県内24市町村のうち、4町村で直営や行政組合以外において可燃ごみの焼却を行うところが現れてまいりました。また、そのうちの3町村は民間へ焼却業務を委託しております。以前には越えなければならない高いハードルがございまして、民間への委託をすることは大きな困難を伴うものであったと聞いておりました。しかしながら、現在はその状況は一変しているとのことでもあります。

今回計画している事業は、仮に平成29年に操業を始めるとすると、その耐用年数は平成50年頃かと思えます。人口推計を考えれば、将来の那賀町は現在よりかなり人口が減っていくものと思われれます。本来であれば、以前に県が推進しておった県南全域一体でのごみ処理事業が行えればよかったですのですが、計画は頓挫をしてしまい、現在は単独の直営事業か、また外部への委託という二者択一しかありません。そして、直営を行うならば建設費については国からの補助金や有利な起債がありますが、後々の維持修繕費においては現在同様多額の財政出動が必要であります。将来人口が減ったとき、またごみが少なくなったとき、維持費や修繕費が人口やごみの量に比例して減るということはありません。どれだけ人やごみが減っても、施設を持っている限り一定の維持修繕費は必要であります。

かたや、外部委託は人口が減りごみが減るに比例して委託料は減りますし、可燃ごみの減量化に努めることなど、自己努力によりまして、委託料、すなわちごみ処理費は目に見えて減ってまいります。そして、また町外へ可燃ごみを搬出するということから、この外部委託をするに際しては町内にはどうしても中継の集積施設が必要となってまいります。せつかくこの際のこの公募に参加をいただいた地区も、この焼却炉のないクリーンセンターの候補地、すなわち中継施設として重ねて検討の対象とすることができるのではないかと考えます。

このようなことから、焼却業務のみを外部委託へ、外部・民間への委託ということ

も新たな選択肢の1つではないかと思われます。しかるになぜ直営事業の選択のみをしたのか、直営をすべき絶対的な理由は何かをお答えいただきたいと思います。また、通告いたしておりました、外部委託の検討に関してはどうであったのかも伺いをいたします。

以上です。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 まず、ごみ焼却施設の件につきまして、私の方からこれまでの経過を含めまして御報告なり御回答を申し上げ、また担当課の方からそれらについての詳しい内容について御回答させていただきたいと思います。

まずは那賀町のごみ処分場、もう御承知のとおり、平成5年だったと思いますが建設され、その後平成7年ぐらいに焼却施設も完成し、順次そういった運営をしてきたというところでございますが、これまでそういったことから期限が耐用年数の限界ということにも近づき、修繕にかなり費用もかかるといった状況になってきております。そういった中で、町といたしましても、平成22年だったと思いますが、そのときにその対応を今後平成27年・平成28年、その時点までにやらなければならないということで、ごみ処理施設更新計画の検討プロジェクトチームを結成していただき、その中で今まで検討をしてきていただきました。

これも議員も御承知かと思いますが、広域処理等についてもそれまで県の指導で阿南市と協議会を設立し進めていきましたが、平成18年の後半頃であったと思うのですが、これも私もいろいろ県の方と口論に至るまで協議をしたのですが、県から「もう阿南市との協議会は解散してくれ。もう阿南市は独自でやりたい。よそからのごみは受け入れられないというような状況やけん、県からは県有地からそういうことを阿南市に提供して、阿南市独自でやっていただくような方向で進めたい。」と。そのときに、まあそれではこれまでのそういった県の指導はなんだったのかという形で、いろいろと口論なり、ちよっと県とケンカ状態にもなったのも事実でございます。

そういったことで、その広域問題についてはもう考えては駄目だということで、那賀町としても将来的に確かに人口減少もあるでしょう、ごみも減ってくるだろう。そういうことで、じゃあ那賀町独自でその施設をやる場合、広域でやって負担金を多く取られるより、その負担金分で対応できる範囲の施設規模、ごみの量も少なくなるのだから今の施設ほど大きい処理能力がなくてもいけるだろうということで、更新計画の検討プロジェクトチームの中でも、それも含めて協議をしていただきました。

また、当然委託ということについても、これも検討課題の1つとして検討していただいたつもりでございます。その結果等につきましても、また後ほど御報告させていただきますが、先ほど御指摘のありました上勝・神山等、これはその委託業者さんの近くということもありますし、また面積的に那賀町とは違った状況でございます。量的にも違います。その委託業者さんにつきましても、かなりいろいろ資源ごみの関係、そういうこともいろいろ聞いております。単価的なもの、それからいろいろ運営状況といったこともいろいろあろうと思います。

これらも全ていろいろ那賀町として那賀町なりに協議もし検討もし、また今現在働

いていただいております職員さんの件もございませう。収集関係につきましても、確かにそれは今後におきまして収集場所を今の場所の3分の1なりそういう方法もあるでしょう。持ってくるときに今ずっと集落の奥まで収集に入っておりますが、ある程度の場所まで持参していただくという方法については、今後のそういったことも考えなければいけないと思っておりますが、そういったいろいろな状況を勘案した結果、町として施設規模を最小限に抑えた形で計画をしたいということで進めることにしたいということで、場所を公募させていただいたというのが現在までの状況でございます。

またこの場所につきましては、やはり量的なもの、旧5か町村の中で驚敷・相生が主でございます。そしてまた、最終処分場は阿南に持っていかなければならないということも考慮して、できるだけ下流の方で応募していただければ幸いなという状況で、公募という形を最終決断としてさせていただいたという状況でございます。

今後、今の状況、今の候補地でいろいろと協議を進めてまいります、今後においてその中で地元の地域住民の皆さん方の御意見も十分対応、できる限り対応をして進めてまいりたいと思っております。一応めどは、3年後にはその御理解がいただければ着手をしたいと思っております。

そういったことで、いろいろな詳細について担当課の方から御回答させていただきます。

○岡川雅裕環境課長 議長。

○大澤夫左二議長 岡川環境課長

○岡川雅裕環境課長 私の方からは、まず先ほど言いましたメリットとデメリットという形の中でお答えをさせていただきたいと思っております。民間に委託した場合に何が一番メリットになるのかということ、やはり建設場所、施設を持たないでやるということが一番になってくるので、コストの面が一番影響してくるのかなということで、私なりに試算を行いました。

施設を造って今後18年程度、平成29年～平成46年までの間を一応期間として設けたのですが、その間の中でした場合、今の6t/8時間の分の施設を造ってあとランニングコストをやっていった場合には、交付金を除いて大体15億円ぐらいになるのです。それで、先ほど議員さんが言われたように、中間施設を設けてその部分でした場合には、交付金を除いて2億3000万円ぐらい。その部分の中で、この差が13億円程度でございますが、この部分の中に入ってくるのが民間の委託料と輸送費なのです。

そこに大きく幅を占めるのが、ごみの量になります。ごみの量というのは、確かに人口は減っていくのですが、今18年ぐらいのトータルになると、まだ22,000tぐらい町内では発生するという予測でございます。この22,000tを単純に割りますと、今のところは49千円ぐらいですとほぼ同額になります。この49千円というのは、先ほど言いました施設に対して交付金を除いて、あと何も付けずに町の一般財源のみで対応した場合。もし仮にここに有利な起債を充当すると、その部分というのはもっと安くなる。それで試算すると、34千円ぐらいにいくと。現在徳島県内で委託をしてくれる民間業者さんというのは、今のところは39千円ぐらいですかね。ですから、単純にコストの比較をしてみますと、今の段階では直営でよからうという結論にはなるのです。ただ言えるように、今後住民の皆さんともお話をしながら、ごみの量を極端に

下げていくというふう施策をしていきますと、当然それはそれなりに委託料が安くなりますので、逆転する、民間委託の方がいいという話になると思います。

ただ、もう施設の老朽化がきて期限がきているという形の中で、平成29年をうったてとして20年間のスパンで考えた場合については、今のところは直営でいって、今後次の施策というか、次のときには当然民営化・民間委託ということは視野に入れんといかん話になると思います。ただ、その上でも民間委託をするのであれば1つの話として絶対に考えておかなければいけないのは、民間さんが止まった場合、受入れをしきれなくなった場合、そのときにどういうふうにするのかということ十分に考えておかなければならない。そのためには、やはりごみの量を少なくしていく努力を皆さん、町民と共にしていかなざるを得ないというのが課題として残ってくると思います。

それと、いつまでたっても法的に一般廃棄物の責任区分というのは市町村に委ねられて、委ねられるというか市町村が責任を持たなければならない。普通の委託になりますと、町がお金を払うと管理責任というか委託責任というか、そういう責任というのはその相手方、民間さんに移譲するのですが、このごみに関して言えば、発生したところから収集・処理、最終処理ですね、それまでが飽くまで町の責任ですよという大前提がございますので、その部分を考えますと、なかなか民間委託ということに関しては、まず今の目安としては町内のごみが500t程度まで落ちてくることが予測される、それと近隣に、特に県内あたりにある程度民間業者さんが5者程度できるようなことが整いますと、民間委託についても十分に考慮できる範囲ではないかなと担当としては考えております。

以上でございます。

○古野司議員 議長。

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 はい、詳細に検討をしていただいております。先に町長から御返事がありました話の中で、私が申し上げておるのは、この一般廃棄物、可燃ごみの焼却1点だけの質問でございます。収集業務諸々に関しては、町長がおっしゃったように本町は非常に広い自治体ですので、ごみステーション方式で小さくステーションを構えてそこに持ってきていただくと。高齢化に伴いまして車を運転されん方もたくさんおられることから、上勝でやっておったり佐那河内ですらやっておったりするような方式というのは、現実的に不可能だろうと思います。やはりある程度の収集業務は、当分の間将来にわたって続けたいといかんかなと、私はこの一番広い那賀町の日和田から中山までの地域を見る限りではそうではないかなということで、収集業務に関しては私も今の状況を。ただ唯一焼却の場合だけの話でございます。御理解いただいておりますが、誤解のないように先に申し上げておきます。

それで、その中で今担当課長がおっしゃった件でございますが、ごみの単価、この設定単価によって全くこの状況というのは一変してくるのではないかと思います。それとまた、これは取引をする相手方の民間業者、仮にどこかと長期の契約を結んでごみを預かっていただくようになって、民間会社ですので、その会社がいつどんな状況に追いやられて、どういうふうな会社の行き先があるかも分からん。これは一番心配なところでございます。

県内、実際先ほど町長がおっしゃった4町村、小松島市へお金を払って委託をして
おる勝浦町を別に除いて、上勝・佐那河内・神山、これは3つとも県内の2業者か3業
者に分散したような形というか、それで分けて焼いていただいております。それ
もお聞きをいたしますと、皆それは一番不安に思っております。単価を上げられ
るときに一体どうなるのだろうという不安もあるかと聞いております。ただ、信
頼を持った取引の中ですので、よほど経済状況が変動されん限り、突然足元を
見て単価を上げてくることはまずないだろうと、長期の契約も結べておると。
ただ、会社が成り立たん状況になったときにどうするかというのがそうなると一
番の課題ですが、それは聞きますと四国で一番の大きな100tの窯を持っておる香
川のあの業者、そしてまた関西方面の最大の神戸にあるあの業者、そこら辺と
みんな二手三手の契約を結んだ上で、非常の場合というのは、ただ運賃はかさ
んできますが、緊急避難的にはそれが使えるということもあったりして、その
場合一時のイタリアのように、町中にごみがあふれてごみの中で暮らすよう
な状況にならんような形というのをとっておるようでございます。

そして、前にもお話しをしたのでよく御存じかと思いますが、今でも徳島県
内の業者は炉の点検であったりピットの整備のときには、必ず民間業者へ1週
間や2週間という単位でスポットでごみの焼却をお願いしております。です
から、徳島にある業者に関しては、板野郡あたりの自治体のごみ収集で出た
ごみを、それは中間施設を使わず、ごみ収集車本体に乗せたまま数台列を作
って徳島市内を通って、どこそこ町の名前は申し上げませんが、月に半分以上
の日を「どこそこ町」と書いた車が市内をずっと走りながら列を作ってその
運転業者に搬入をしております。またそして板野郡の大きな町にしたら、そ
の県内の45tの窯の業者だけでは対応できんということで、香川県のその
100tのところへスポットで越境して、県を越えて運び込んでおる。

そういうふうな形で、幸いなことに那賀町の場合は、話を聞いてみますとピ
ットの量が十分であるし、窯が十分に2台機能しておるということで、例え
点検業務の間でもよそへ搬出することなく、災害で出たときのごみぐら
いは全部町内での処理ができておるといふ非常にありがたい状況に現在
はなっておりますが、多分今回直営で窯を構えて小さくした場合は、それ
もそのピットの量にもよるでしょうし、どちらにしてもスポットではよそへ
出さないかんという場合も発生してくると思います。ただ、恒常的に送り
込むかどうかというのは、今私が議論をさせていただいておりますこの件に
なるのですが、それも含めて—ただ何というのですか、これも名前を出せん
話ばかりしておりますが、県内の今のある自治体でもかなり大きな、私
どものこの町よりはるかに大きな自治体の中でも、もう炉の耐久年数が過
ぎてどうしても駄目なので、県外への民間委託を検討しようかという自
治体も出て、かなり真剣な議論になって、もう話がどこまで進んだかは
分かりませんし、議会が認めるかどうか分かりませんが、そういうふうな
状況になっております。

ただ、先ほど申し上げたように、時代は大きく変わってきておるのは事
実でございます。そしてまた、国や県も、ついこの間「ごみゼロの日」で
した。そのときにも新聞に大きく載りましたが、ごみの減量化、循環型
社会の構築というのは、もう国・県を挙げて進めていっておる施策で
ございます。民間委託をすとかせんとかいうふうなこと

に関わらず、どちらにしてもごみの減量化、特に可燃ごみに関してリサイクルやリユースの関係は大丈夫ですが、可燃ごみで焼却、最終処分をしないといかごみに関しては、どちらにしても減量化に努めなければならないと、行政が啓蒙^{けいもう}をしていかないといかんといい今の時代です。そういうふうな時代の要請もありますし、ただ、これは小さな数字を出しあって議論をしていく中で、先ほど私が最初に申し上げたように、委託の方法があるということ自身、正直私もつい最近まで、今年春の寒い時分のときですが、それまで存じ上げませんでした。そういうふうなことの議論を、議会に3年前なり何年か前に提示をしていただいて、その中でこの議論が過去にあったら一番よかったのですが、それが無い状態の中で直営の話でありがたいことに手を上げていただく、公募に応じていただける地域も出てまいっておりますように、本来はその前にこの話があったしかならなければならないと思うのです。

それを今さら遡って3年前や4年前という話になってもしょうがないのですが、細かい数字を上げた上で、もっとも最終的には議論を詰めて、どうしても直営でなければならないと、こういうふうなことの結果で行くのであれば、もっと詰めていく必要があるのではないかと思います。その点、膝を詰めた最終的な議論をなるべく早いうちに決めてしまった方が私はいいと思うのですが、町長なり担当の方なり、どうお考えでございますか。お伺いをいたします。

○岡川雅裕環境課長 議長。

○大澤夫左二議長 岡川環境課長

○岡川雅裕環境課長 担当課長としてお答えするような話になるのですが、私としては、当然もう更新の時期が目に見えている、その部分の中で今のコストの話もさせていただきましたが、その部分も考えて、今後民間委託の基準と言いますか、目安と言いますか、そういうものを持った上で、飽くまで直営でやっていくのがいいのかなと。というのは、やはりどこまでいっても町としてごみに対しては責任を持たざるを得ないということを念頭におきまして、ごみについては町が責任を持って今後もしていくというのが一番かなと思っております。

ただ、先ほど言いましたように、ごみの量によって大きく変わってくるのです、この金額というのはね。ですから、当然先ほど議員さんが言われましたように、いろんな情報が出てまいります。その部分の情報については、アンテナを張って十分情報収集をやって、20年たつより以前に、今後残り5年なりということになるとその地点でも状況は変わってくるので、その部分もひっくるめて、そのときにはそのときでまた試算をして議論をして、施設があっても民間委託ということは視野に入れる必要が出てくる可能性はあると思っております。

ですが、もう目の前にきている平成29年を目標に進むことについては、町としての責任として、今回の更新に関しては直営で行いたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどをいただきたいと思っております。

○古野司議員 議長。

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 はい。人口はこれから日本自身も減りますし、徳島県も毎年4、500人近く減っております。うちの町だけ減らないということはありませぬし、これは必

ず激減してくるようなときも、既に減っておりますが、そういうふうな状況でございます。

その中であっても、例えば人口が減って1人当たりの経費が非常に増えていったときでも、ごみを直営でやるのだと、当面の間はやるのだというような覚悟が最初に要ります。あとで振り返ってみて、将来の我々の次の世代の人やこれから現役になっていく若い人たちが、「先輩方がこういうふうな手法を取っただけに、大きなコストを我々がかぶってしまわないとしようがないのだ。」というふうに思われぬように、今この場で十分議論をして、こういうふうな選択が最良だったのだと、コストがかかっても直営でやるのだと。

私も個人的に言えば、財政が許せる範囲であれば絶対的に直接直営でやる、それが一番だろうと思います。ただし、多くの議論を経てからでなければ、最終的な、ここということにはならぬのではないかなというふうに思いますので、またこれは最終的に短い期間の中で議論をしていかなければいけませんけれども、とことん議論できる場が設置できるというふうなことを希望しまして、私の一般質問はまずこれでひとまず終了ということにいたします。

ありがとうございました。

○大澤夫左二議長 古野君の質問が終わりました。

2番目に株田茂君を指名し、発言を許可いたします。

○株田茂議員 議長。

○大澤夫左二議長 株田君。

○株田茂議員 議長。

○大澤夫左二議長 株田君。

○株田茂議員 おはようございます。それでは、私の方から一般質問をさせていただきますと思います。私は「米軍機による低空飛行訓練」と、「連絡員制度のあり方」、「空き家対策について」、この3点についてお伺いをしたいと思います。

まず、「米軍機による低空飛行訓練について」であります。軍隊を持たない我が国は、米国との日米安全保障条約のもとに守られていると言っても過言ではありません。そして、そのための軍事訓練が日本国内で行われることも、致し方ない現状であります。しかし、そのために我が国民の安心・安全が損なわれてはなりません。

その軍事訓練の1つに低空飛行訓練があります。飛行訓練ルートは全国で8ルートが設定されており、その1つ、オレンジルートが那賀町の旧木頭村地区上空を通過しております。昨年までは月1～2回だったのですが、今年に入り急増しております。また、今まで気づかなかったのかなかったのか分かりませんが、夜間飛行も行われております。知人の話によりますと、4月には6回飛来し、そのうち4回が夜間飛行です。5月には11回飛来し、そのうち7回が夜間飛行であったとっております。夜間飛行のときは爆音が大きいときもありますので、昼間よりもより低空を飛んでいるときが多いのではないかとこのように思われます。

また、このルートは山岳地帯を縫うように飛んでおりますので、県境に近づくほど低空になるのか、爆音も大きく、不安を感じている住民の方も多数おられます。このような実態を町は把握しているのかお伺いしたいと思います。また、この低空飛行訓練に

対し、徳島県から防衛省に要請書が提出されております。これは6月1日の新聞記事でも報道されております。

私としましては、町からも防衛省に対し米軍の低空飛行訓練の自粛要請を行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

まずは、この2点についてお伺いをします。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 株田議員さんの、米軍の低空飛行に対しての訓練中止要請を町からということでございますが、このことにつきましては、昨年度はオスプレイの訓練飛行の中止についてということで、町村会としても提出をさせていただいたところがございます。

その後において、もう御承知と思いますが、まず沖縄県知事の新聞報道、これが発端で、いろいろと先般の橋下^{はしもと}大阪市長さんの八尾空港への誘致、そういったことが非常に報道関係をにぎわしております。確かに沖縄県知事さんの発言が理解できないという点でなく、分かるような気もいたすのが現実です。最初に私も聞いたときに、1回や2回訓練で飛んでいるのと違って、沖縄は何分何秒に1回と飛ばれているのだぞと、そのことを理解してほしいという内容だったと思います。

それに応えたのかどうか、橋下市長さんの今回のそういった行動についてもいろいろ議論がされておりますが、町としてそういった要請を直接行うということについては、今のところ私自身も那賀町からということについては、議会の皆さん方の御意見、それも含めて検討してまいりたいと思いますが、前回同様、この9月だったと思いますが、四国四県町村長・議長大会がございます。やはりこの場でそういうことを要請するのかどうか、またこれは町村長そして議長さんとの大会でございます。そういったことで、議会としてもその件については十分御検討をいただけたらと思っております。今月17日だったと思うのですが、それが意見集約・要望内容集約の締切日になっております。この今議会で議会の皆さん方の中でも御検討をいただけたらと思っております。

町として、町独自でというのは、そういう防衛省の方には今の国の状況からしてなかなか受け付けてはいただけないのではないか、受付は難しいのではないかと思っておりますが、全体の徳島県また四国の町村長・議長さん、そういった方がそういう御意見があればそういう形で町としても対応してまいりたいと思っておりますが、今の状況からして、全国にそういう沖縄の負担だけでなく全国で御負担をしていただきたいといった、風^{かぜ}といいますか、その形がかなり反響を呼んでいるということも事実であろうと思しますので、その点も含めて今後検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

○森下藤夫地域防災課長 議長。

○大澤夫左二議長 森下地域防災課長。

○森下藤夫地域防災課長 株田議員さんの質問なのですけれども、県の要請文、5月31日付の徳島県経営戦略部長名での防衛省中国四国防衛局長への要請文のことだろうと思っております。内容につきましては「3月以降、大幅に低空飛行が行われている」ということ、それと「飛行時間やルートのお知らせなしに、ドクターヘリや防災ヘリ

などの安全性を脅かしている」、それから「5月28日には徳島県沖に米軍機が墜落して、住民の不安は一層高まっている」というような内容でございまして、訓練内容の提供を行いまして、爆音被害に対しまして低空飛行を実施しないような要請文だっただろうと思っております。

また、株田議員さんからの内容とちょっと異なるのですけれども、私が木頭支所から聞いたのには、平成22年度は飛行訓練が1回、平成23年度は3回、平成24年度は5回ありますが、平成25年4月以降から6回もあるようでございます。また、担当からは、住民の方も慣れてしまったようで報告が漏れているような状況があるというようなことも聞いてございます。

それと、あと1点につきましては、騒音被害に対しましては損害賠償ができないかとの質問であります、県に問い合わせたところ、騒音による被害の立証が難しいので賠償責任の請求も難しいのではないかとということでございます。

それと、町からの要請につきましては、米軍機の低空飛行が行われた場合には、町民から幅広く情報提供をしていただきまして、その都度県に報告してもらって、県の方から要請等をしていただきたいと、そのように考えております。

私の方からは以上でございます。

○株田茂議員 議長。

○大澤夫左二議長 株田君。

○株田茂議員 まだ、質問していない内容まで答えていただいて、ありがとうございます。

町としても実態をある程度把握をしているようですけれども、正確にはどうもされていないと。今後こういった実態を把握するということですが、これ、やはりそうであればどういう形で情報を収集するか、こういうのを決めておかなければならないのではないかと思います。どなたに委託して情報をいただくか。その辺をどのようにお考えになっているのかということ。

それと、私はこれ先ほど町長が、議会がとか議長会がとかいうように私らの方に押し付けましたけれども、これは県、行政がやはりこういう要請もやっておるわけなのです。ですから、関係ある市町村も県と一緒にしたらどうだろうなという提案なのです。ですから、那賀町だけでなかなか難しいのであれば、牟岐町とか美波町とか三好市などに呼び掛けて一緒にやる方が、効果があるのではないかと思います。

そういった点で、もう一度お答えをいただきたいと思います。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 先ほど申し上げましたのは、御指摘のとおりでございます。我々としても那賀町独自というのではなく、先ほど申し上げましたように、四国四県あるいは徳島県町村会、隣接市町村とのそういう御意見を含めて、一緒になってやるとすればやりたいということでございます。

(株田茂議員「収集体制、今後どのように情報を集めるのか。」と呼ぶ)

○森下藤夫地域防災課長 議長。

○大澤夫左二議長 森下地域防災課長。

○森下藤夫地域防災課長 先ほど言いましたように、町民の方々にPRを行いまして、本当に固定するのになしに、幅広く情報を集めたいと思っております。

以上です。

○株田茂議員 議長。

○大澤夫左二議長 株田君。

○株田茂議員 はい、分かりました。町の方からもやはり県と共同歩調をとって、いろいろ進めていただきたいと思います。

この件に関して、次に、この飛行訓練に伴う騒音被害の問題でございます。昼間はそれほどありませんし、皆慣れてしまっていて「ああ、また来たかな。」という感じでおるのですけれども、特に夜間飛行のときの音の大きさにびっくりしております。和無田におる私が驚くぐらいですので、折字や北川の方はなおさらだと思っております。

高知県は、本山町でこの騒音測定を始めたようであります。また、オレンジルート上ではありませんが、島根県浜田市でもこれは数年前から騒音測定をしておるようであります。ですから、私はその情報収集の一環として、我が町でも騒音測定を実施していただけないでしょうかということです。そして、このオレンジルート上の他の市町村にも働きかけていただいて、このようなデータの収集をしていただきたいと思います。こういう連携をして、具体的なデータを集めていくことが次へのステップにつながっていくのではないかと思います。

このような点についていかがお考えでしょうか、お伺いします。

○森下藤夫地域防災課長 議長。

○大澤夫左二議長 森下地域防災課長。

○森下藤夫地域防災課長 爆音対策につきましては今後検討していきたいと思いますが、県の方に聞きましたら、前にもよその県なのですけれども、爆音でガラスが破損したといったことから損害賠償をした経緯があるようでございます。それも立証ができなかったようでございますので、その点については難しいのじゃないかなと、そのように思っております。

以上です。

○株田茂議員 議長。

○大澤夫左二議長 株田君。

○株田茂議員 私はね、無理やり損害賠償をせよと言っておるのではないのです。こういったようなデータを集めて、この那賀町の一部の地域でそういう被害を受けておるのだと、それに対して国に何かの見返りというかね、そういうものを要求するときのデータになるのじゃないかということなのです。先ほども言いましたように、この軍事訓練そのものをやめるというのは非常に難しいだろうと思っております。今の日米安全保障条約で日本が守られているという状態を考えますと、これはもうなかなか難しい問題だと思うのです。

しかしながら、この軍事訓練による被害といいますか、それを被っている地域に濃淡があるわけですね。先ほども町長が言いましたように、沖縄の人はもう大変な迷惑を被っております。あるいは国内でも岩国とか三沢とか、そういう基地の近くの人は大変迷惑を被っております。そういうふうに考えますと、私どものこの町内もオレンジルー

トという設定をされておるので、そういう意味ではそういう迷惑を被っておるわけなのです。ですから、そのことに対して言えるような何らかのデータを収集しておくべきじゃないかということです。ただ伝聞で聞いたりするのではなしに、具体的な、こういうように飛来回数があったというようなことを収集していくべきじゃないかと思うのです。

再度、町長にお考えをお聞きします。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 騒音調査の測定をする対応をとということでございますが、これは確かにこの8月下旬までに中国四国防衛局は中国山地にその測定装置を付けると発表をいたしております。これは、特に低空飛行で回数とか爆音がひどい箇所だろうと思いません。

この那賀町木頭地域になろうと思いますが、これは特に木頭地域だけでなく特にあのルートから言えば海陽町。由岐とかそういうところは音を聞いたことがないというような状況です。どこでもというわけではないと思いますが、オレンジルートの何か所かにそういった装置ということについては、これはまた県と十分協議をして、また相談をしてみたいと思っております。

○大澤夫左二議長 株田君に申し上げます。同問題について再々質問になりますので、その分、もしまだあるのであればまとめてください。

○株田茂議員 議長。

○大澤夫左二議長 株田君。

○株田茂議員 はい、分かりました。同じ那賀町でもこの相生とか鷺敷地区の方はそういうの見聞きしていないと思いますが、やはり奥の木頭地区のものになりますと、非常にそういった実態を見聞きし、経験しております。そういうことを考えて、町としてもいろいろ対策を練っていただきたいと思えます。

それでは、次に2番目の質問の「連絡員制度について」質問をさせていただきます。

町としましては、住民の声とか要望をどのようにして収集しているのかお伺いしたいと思います。我が町におきましては行政連絡員が設置されておりまして、年に2回ほど連絡会が旧町村単位で開催されておるようです。「那賀町行政連絡員設置要綱」によると、第8条に「住民の動向を把握し、町行政に反映させる」とありますが、町の施策の周知を図ることに重きが置かれているように見受けられますが、違うでしょうか。それと、合併当初、地域審議会が設けられております。現在これがどうなっているのか。

以上、2点についてお伺いしたいと思います。

○峯田繁廣総務課長 議長。

○大澤夫左二議長 峯田総務課長。

○峯田繁廣総務課長 株田議員さんの質問で、住民の声をどうして集めているのか、住民の声の収集・集約方法についてと、それから連絡員の現状、行政連絡員ですね、その現状、それから地域審議会の現状という質問にお答えをしたいと思います。

もちろん、町行政にとって住民の声というのは非常に大切なものでありまして、それをどういうふうに収集しているのかということですが、まず一義的には住民を代

表して公選によって選ばれている皆さま、町議会議員の皆さんの意見に多数の住民の意向が反映されているものと考えています。こうした一般質問でありますとか、議案審議、各種委員会などで伺った意見・提言を、私たちは行政を進めていく上で大きな動機づけとしております。それは給付制度の創設や改革であったり、高齢者対策・保健衛生・土木・建築施策、いろいろな面でこうした御意見をまた内部でいろいろ検討して反映をしておると思えます。

ただ、特定の地域に存在する課題につきましては、旧町村全体に対する問題については、旧町村の地域ごとに設置されている地域審議会に諮ったり、あるいは関係者・地域住民への説明会、アンケート、パブリックコメントなどの方法で意見を伺っています。そのほか、職員が窓口で対応して要望や意見を聞く、各種会合などに職員が出席したとき、また業務や日常での交流で意見を聞くなど、様々な方法で住民の意向をお伺いしております。

最近では、お電話でもフランクにいろいろな電話を直接いただくこともありますので、そういうのも記録に残して、「こういう意見があったけど、どうですか。」というふうなことで、行革委員会などで紹介をして検討をしたりしております。

次に、行政連絡員より地域審議会を先に言います。地域審議会といいますのは、合併特例法という法律によって規定されているもので、合併前に合併関係町村の協議により、期間を定めて、合併関係町村の区域であった旧町村ごとに設置するものであります。那賀町でも丹生谷合併協議会において地域審議会を置くこととし、審議会の設置期間は平成27年3月31日までとしております。5つの旧町村の審議会、それぞれ委員は10人以内で任期は2年であります。この委員には、自治会の代表者でありますとか団体の代表、識見を有する者、それから公募による選任の委員があります。

どうしているかと言いますと、町長の諮問によって新町建設計画その他について協議し答申したり、必要事項において意見を述べたりということでありませう。現在の活動状況でございますが、審議会自体の通常運営につきましては、特にテーマがなくても審議会を開催したり、必要に応じて審議会というのを、これは町長からこういうことを検討していただきたい、例えば木頭地区における学校の小・中学校の統合校舎を造るときなどにもこういうことを諮問し、答申をいただいたということがあります。一応今後は合併協議会の規定により、何ごともなければ平成26年度末をもって地域審議会は廃止されることとなります。

次に行政連絡員制度でございますが、これは「行政連絡員」と町の例規ではそういう言い方をしているのですが、各地域によって駐在員という言い方もしますし、それから木頭地区においては総代会というような言い方もしますし、ですけれども、公式的には「行政連絡員」と言っております。

これは、現在例規上は全部で166地区あります。鷲敷が22地区、相生が59地区、上那賀が50地区、木沢が27地区、木頭が8地区となっております。通常は、町からの連絡とか広報とかいろいろな回覧文書をお願いして、地域に連絡をしていただいております。どの地区でも年に1回、総会と言いますか、行政連絡員の集まりをして、町からのいろいろな施策の紹介のほか、意見を伺ったりしております。これも、地域によっては事前に各地区から文書で要望を集めたりしているところもあります。これも結

構活発な意見がありまして、いろいろな意見をまた持ち帰って、これも行革委員会などで「こういう意見が出たけど、これは実現可能か。」とか、いろんな検討をしております。そういう現状でございます。

以上でございます。

○株田茂議員 議長。

○大澤夫左二議長 株田君。

○株田茂議員 あらゆる手段において情報収集をしておると。まず第一番に、我々町議会議員の声が一番大事だということを聞きまして、改めてありがとうございます。これは私たちの仕事の一番大事なことで、それはもう重々承知しておるわけですけれども、実はこの4月に議会で熊本県御船町——ここは人口が18,000人で面積が100㎏の町なのですけれども、そこへ視察に行ってきました。研修の目的は議会の活性化だったのですが、そのときの話の中で、この御船町では自治区が設けられており、そして区長さんが85名おると。この85名の区長さんを毎月1回定例会で集めており、そしてその中に議員も参加し、町長と行政も参加していろんな問題について話し合っているということです。

私は、これをこの那賀町でも取り入れたらいいのじゃないかというふうに考えた次第です。先ほどの行政連絡会でもいろんな意見が出ると言いましたけれども、やはり町内の区長さんが一堂に集まるということは、那賀町の下から上しものことがそれぞれの住民の方に理解してもらえということなのですね。旧町村単位ですと、もうその中のことへの問題提起しか出てきません。しかしながら、これを1か所に集めてやると、やはりそういうことが自然に耳に入ってきます。

私ども議員も町内一円を活動しなければいけないのですけれども、やはりなかなか難しいです。どちらかと言いますと、出身地域が主体になってきます。やはりそういうようなことを補完する意味でも、町内で1か所に集めてこういうのをやるというのが大変重要になってくるのじゃないかと思うのです。実際、役場の職員数も減らしてきております。また、我々議員の定数も、今回は据置きとなりました。しかし、これは将来的にはやはり減員していかなければならなくなると思います。

しかし、この行政区域、この広い面積だけはいつまでたっても縮みません。ですから、やはりこの広い面積の中の住民の声を効率的に迅速に情報交換できる仕組みを、今から模索しておく必要があるのじゃないかと思います。

この点について、町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 この行政連絡員制度につきましては、そういった議員指摘のお考えも確かに1つの方法であろうと思っておりますが、これまでやはりその地域、その区域、やはりきめ細かくその意見を収集したいということで、その網を広げているというのが現状です。これを1か所に集めて連絡員総会とかそういうものを年に何回かするという方法も確かにあろうかと思えます。これは今の自主防災会がそういった組織形態をもっております。そういう方法でこの連絡員の調整会議、そういった形を今後やるべきかどうか、これはそれぞれまた今後連絡員の皆さん方とその場で御協議を

させていただき、そういう場を持つということはどうでしょうかという御意見もお伺いしながら進めてまいりたいと思っております。

○株田茂議員 議長。

○大澤夫左二議長 株田君。

○株田茂議員 是非とも検討をしていただきたいと思います。

次に、「空き家対策について」お伺いをします。U・J・Iターンの受入れのために空き家を有効活用しようということで、空き家調査をしたり、売却希望が出れば町のホームページで斡旋あつせんもしております。実際、そういうことでその空き家対策で活用というようなことの効果は上がっているのでしょうか。また、なぜそういった効果が生まれないのか、どのように考えているのかお伺いをしたいと思います。

○湯浅卓治企画情報課長 議長。

○大澤夫左二議長 湯浅企画情報課長。

○湯浅卓治企画情報課長 空き家対策についての御質問がありましたので、私からはその把握と利活用について、まずこれまでの取組から説明させていただきたいと思います。

平成19年から現在までの他町村から本町へのいわゆる移住実績は、都合により移住後転出された方も含め、延べ27世帯46名の方が移住されております。この中には、町が空き家情報として提供した家屋に移住された方もおいでです。取組についての経緯ですが、まず町として平成19年頃に空き家の利活用のため、社会福祉協議会と委託契約を結び、依頼いたしまして把握調査を実施いたしました。これは町内の空き家がどれくらいあるか、貸し借りができるものはどれくらいあるか、それから状態がどのようなになっているかというような調査でございました。

これをもとにピックアップされた居住可能な空き家に対しまして、その所有者又は管理の方に空き家賃貸の意向・希望があるかどうか、また売買の希望があるかなどをお聞きいたしまして、諸条件、居住に対しての可能であるかという条件等をクリアした空き家に対しまして、改めて情報提供の希望を取りました。それで、町のホームページに掲載いたしました件数につきましては、現在までで延べ16件ほど掲載をいたしました。これについては掲載の期間を最長1年と設けておりまして、また掲載後にも所有者の意向により掲載を取りやめするというような状況もありました。それで、延べ16件の掲載をいたしております。そのうち、現在までにこの情報提供によって4軒の家屋について売買の話が成立していると聞いております。

また、家屋の賃貸に関してであります。移住交流を希望する方、それから町外の方から本町に問い合わせのある話の中でお聞きすれば、どちらかと言えば家屋を買取り売買するよりも、賃借物件の方が少ないか、借りられる物件はないかという声の方が多かったように思われます。それで、それに関しましては、随時借りられるものに関しまして情報提供の方をいたしております。平成19年からの実績では延べの件数で3件、1軒については複数回の賃貸借を行っているようでございますが、3件の実績がございます。ただ、今のところ何分にも住民の方からの提供してよいという、戸数の情報提供の方の数が増えていないのが現状であります。

それで、今後の対応ですが、最初の調査から時間も経過しておりますし、実態も当然

変化をしてきていることと思います。そこで、改めて有効活用可能な家屋情報の掘り起こしをするために、現在の那賀町内の空き家の状態、これの把握に努めなければならないと考えております。それで、再度の実態調査が必要であると考えております。

空き家の実態調査等に関しましては、現在国・県においてもかなり具体的な指針というか、ガイドラインみたいなものが示されております。また、国内の他市町村の自治体の方の実績例もかなり出ております。それで、国・県からも調査方法についてもかなり具体的な方法も示していただいております。

また、本町におきましては、本年度、地域おこし協力隊というのを発足いたしました。5名の方に本町に来ていただいております。その活動の中で、空き家の調査をしていくという項目も活動項目の中に入れております。4月1日で活動を開始したばかりではございますが、この段階でこの方たちの行動力を十分に生かしたような調査を実施するために、今後いろいろ検討をしなければいけない部分もあると思います。

それで、本町の実態に即した独自のマスタープランになるようなもの、その辺りを含めて、全町をいきなり始めるのでなしに、集落を限定して、数集落に対して試験的に予備調査的に調査を始めていきたいと考えております。そのためには、地域に一番密着しております民生委員さんなり行政連絡員さん、駐在員さんなりの協力も当然必要になってこようかと思っております。あと役場内、課の方でも調査の基礎となる資料づくりのために、役場内での各課で横断的に、各課資料の連携等も必要になると考えております。このために、これらを勘案し調査のための全体的構想について、現在企画情報課の方で検討に取り掛かっている状態でございます。

以上です。

○株田茂議員 議長。

○大澤夫左二議長 株田君。

○株田茂議員 売却可能なものが16件ほどあって、4件ほど契約が成立したと。賃貸の方については、住民からの情報提供が少ないというようなことでございます。

売りたいという方は、多分転出されるのでそういうことであるのだろうと思うのですが、賃貸についてはですね、やはりこれは皆さん貸したがるまいのだろうと思うのです。というのは、いろいろ理由があると思います。実際、私も過去に、この家を貸してあげてくれんかなといろいろと言いに行ったこともあります。しかし、なかなか「うん」とは言ってくれません。

そこでいろいろ考えてみますと、大きな理由が2つほどあるのではないかと思います。その1つは、人は住んでいないけれども荷物がいっぱい置いてある、まあ言うたら荷物置場になっておるということです。貸すとなれば片付けなければなりませんし、その手間もいる、また費用もかかります。面倒くさいからやめておこうとなるのではないかと思います。

あともう1つは、どんな人が借りるか分からんという不安です。将来必要になったときにすんなり返してくれるだろうか、隣近所といざこざを起こされて、そのとばっちりがかかるのでなかるうか、そんな面倒なことになったら困るからやめておこうと思われるのではないのでしょうか。そう思います。

実際、過去に町で売買した案件の中で、隣近所の人といざこざが起きて、かなりその

解決に時間がかかった例もあります。やはり、よそから移住してくてくれるのはいいのですけれども、その人の性格なり行動というのは分かりませんので、やはりそういう不安があるかと思ひます。ですから、私は幾らその空き家調査をしても、この貸手の人の心理面の不安を解消してやらないと、これは前に進まないのではないかと思ひます。

それで、町としては、個人宅の片付け費用を町費で補助してあげるといふようなことも、考えることが必要じゃないかと思ひます。ただ、直接町から出すわけにもいきませんから、そこで一工夫が必要でないかと思ひます。そこで、個人からその集落の人に借りてもらって、その集落でその空き家を管理してもらおう。そういうこととなれば、こういった片付け費用等は何らかの形で補助できる面が出てくるのではないかと思ひます。その集落の人は、そこを民宿にしてもいいだろうし、あるいは賃貸住宅にしてもいいだろうし、集落で共同管理をしてくれるようお願いをしたらどうかと思ひます。そうしたら、貸主の人も集落の人が管理してくれるのであれば、先ほどの誰が来るのか分からんといふような不安はなくなると思ひます。集落の人が責任を持つてくれると思ひのではないかと思ひます。

こういった補助の場合、財源が問題になってくるのですけれども、2010年の改正過疎法（過疎地域自立促進特別措置法）で、ソフト事業にも過疎債が活用できるといふようなことなので、これを何とかうまく活用すればこういった財源も捻出できるのではないかと思ひます。この考えはいかがでしょうか。

お伺ひします。

○湯浅卓治企画情報課長 議長。

○大澤夫左二議長 湯浅企画情報課長。

○湯浅卓治企画情報課長 先ほどの私の答弁で16件と申しましたのは、売買及び賃貸を含めてのホームページ上に掲載した延べの件数でございます。

さて、株田議員さんの方で御提案いただきました片付け費用等それに関する補助、それに対する集落での管理、利活用におけるこのような補助については、全国的にもいろいろなケースで改造の費用とか集落による情報提供に対する補助など、いろいろな形での補助制度は自治体に依じてあるようではございます。十分に検討に資する提案とは思ひますが、課題・問題点、それぞれまだいろいろとあろうかと思ひますので、現時点では検討させていただくといふ答弁で御了承願ひたいと思ひます。

以上です。

○株田茂議員 議長。

○大澤夫左二議長 株田君。

○株田茂議員 是非とも検討していただいてね、その空き家の持ち主の人が「貸してもいいよ」となるような雰囲気は是非とも作っていただきたいと思ひます。

以上で私の質問を終わります。

○大澤夫左二議長 株田君の一般質問が終了しましたが、ここで午前11時20分まで小休を取ります。

午前11時06分 休憩

(休憩中、植田一志議員退席、出席議員14名となる)

午前11時20分 再開

○大澤夫左二議長 会議を再開いたします。

3番目に連記かよ子君を指名し、発言を許可いたします。

○連記かよ子議員 議長。

○大澤夫左二議長 連記君。

○連記かよ子議員 町政に対して、2点のことについて一般質問をします。

まず1点目は「マイナンバー制度について」でありますけれども、5月24日、いわゆるマイナンバー法が参議院で可決、成立しました。2016年1月から運用が開始されることになりました。マイナンバー制度とは、国民1人1人に12桁の番号を割り当てて、氏名や住所・生年月日・所得・税金・年金などの個人情報をその番号で一元管理する共通番号制度のことで、希望者には番号と顔写真などが記載された個人番号カードが交付されるということであり、現在、生年月日や住所は自治体、年金番号は日本年金機構、納税者番号は税務署というように、行政機関は国民の個人情報を各機関で個別に管理しています。そのため、システムの乱立によるコスト増と事務の非効率化を招いている現状であります。

ところが、平成14年に住民基本台帳ネットワークシステムが導入されています。今回のマイナンバーはこの住民基本台帳ネットワークシステムを活用して作られるということですが、それでは、マイナンバー制度と住民基本台帳ネットワークシステムの違いについてお伺いをいたします。また、併せてどんなメリットやデメリットがあるのでしょうか。このことについてお伺いをいたします。

○岡川千歳住民課長 議長。

○大澤夫左二議長 岡川住民課長。

○岡川千歳住民課長 私の方からは、連記議員さんの御質問のうち、マイナンバー制度と住基ネットの違いについて説明させていただきます。先ほど連記議員さんが説明していただいた分とかぶるところもあるかと思いますが、お聞きいただけたらと思います。

住基ネットについてでございますが、その前に住民基本台帳とはどういうものか申し上げますと、住民基本台帳とは氏名・生年月日・性別・住所などの情報が記載された個人の住民票をまとめたものでございます。平成11年の住基法改正によって、住民基本台帳をネットワーク化して全国共通の本人確認ができるシステムが作られました。これが住基ネットと呼ばれているものでございます。住基ネットには、氏名・住所・生年月日・性別の4情報と、無作為の11桁の番号である住民票コードと、これらの変更情報が保管されております。

住基ネットの情報は、提供先や利用事務について法律又は条例で定められて、パスポートの申請、年金の現況届、司法試験、建設業法による技術認定の資格確認などの事務に提供されております。これにより、住民の方は先に挙げた申請・届出等の際に住民票の写しの提出が不要だったり、住基カードを身分証明書の代わりに使うことが可能になっております。また、町においても、住民票の転入通知が郵送でなく電子通知になって時間と費用が大幅に削減できたり、年金記録においても被保険者や受給権者の情報が電子的に正確に確認できるなど、行政事務の効率化に役立っているところでございます。

しかし、住基ネットは飽くまで保管情報として独立したものであり、それぞれの提供先・利用先に必要な情報、先ほどお話しした4情報を言いますが、これらを提供するだけです。それぞれ行政機関が保有する年金・医療保険・税情報・児童手当などの福祉的な給付のデータなどは、電子的にはつながりがございません。以上、住基ネットについての説明でございます。

次に、マイナンバー制度について説明させていただきます。「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」とその関連法案、マイナンバー法案が5月24日成立いたしました。マイナンバー法の理念は「国民の利便性の向上と、社会保障や税の給付と負担の適切な関係の維持にある」となっております。

次に、マイナンバー制度について、現在想定されている流れとスケジュールを申し上げます。マイナンバー制度では、国民全員に「個人番号」といって共通番号が付けられることとなります。個人番号は、現在の住基ネットの住民票コードを変換して生成されることとなります。また、法人にも法人番号が指定されることとなります。予定では、平成27年秋頃に国民全員の方にマイナンバーの記された通知カードが送付され、希望者には通知カードと引換えに番号・氏名・住所・顔写真入りのICチップ入りカードが発行されることになるようでございます。

イメージとしては、平成28年1月頃から年金相談・照会などの社会保障分野、確定申告などの税分野、条例で定めが必要ですが、要援護者リスト作成など防災分野の手続きから順次マイナンバーが利用開始されるようになるようでございます。さらに、雇用保険・介護保険や医療保険の保険料徴収と給付への利用、福祉給付、生活保護の実施などや、それに類似する事務手続きに関しましても、地方公共団体で条例で定めれば利用を広げていくことが可能となっているようでございます。住民の方は、個人番号カードを活用して自分のパソコンから様々な自己情報が確認できたり、必要な手続きのお知らせをしてくれるサービスなどが提供されるようでございます。また個人の同一な情報が必要な行政機関に自動的に提供され、手続きが1回でよくなったり、手続きでの添付書類が削減されて、手続きが簡素化されるなどのよい点も考えられます。

このように、行政機関がバラバラに保有する年金・医療・介護・税などの情報を、この個人番号で電子的に結びつけるシステムがマイナンバー制度です。情報同士が電子的につながりがあることが、住基ネットとの明確な違いと言えると考えております。

マイナンバー制度と住基ネットの違いの説明は以上です。メリット・デメリットについては、こののち総務課長から説明させていただきます。

ありがとうございました。

○**峯田繁廣総務課長** 議長。

○**大澤夫左二議長** 峯田総務課長。

○**峯田繁廣総務課長** すっぱりした説明のあとで、メリット・デメリットを言えと言われましたので、ちょっと簡単にメリット・デメリットを言います。

メリットは今課長から説明があったように、年金や生活保護・失業保険や税の確定申告が簡単になると、国が簡単になると言っています。これは事務の簡素化とか負担軽減につながるというのがメリットです。それから自分が年金保険料を幾ら収めたかとか、自治体からの通知をネット上で確認ができるという、利便性が向上するというわけ

です。それから、これは個人にとってというより行政機関にとってのメリットなのですが、生活保護の不正受給であったり脱税を、名寄せすることによって防止できるというようなメリットがあると言われております。

一方デメリットと申しますか、悪いことはないのかという懸念ですね。懸念材料としては4点ほどありまして、「国家管理への懸念」というのは、これは国家により個人の様々な個人情報が番号をキーに名寄せ・突合され、一元管理されるのではないのかという懸念がずっとあります。それから2つ目は、「個人情報追跡・突合による懸念」というのですけれども、番号を用いて個人情報を追跡・名寄せ・突合をいたしますと、することができると。そして、そうやって集積・集約された個人情報、集められた個人情報が外部に漏れるのではないのか。プライバシーの懸念ですね。それが、漏れるだけでなしに、そういう情報が漏れて本人が意図しない形の個人像、個人のイメージが構築されたり、特定の個人が選別されて差別的に取り扱われたりするのではないのかといった懸念が言われております。また、そういうもので当然財産に影響もしますので、番号とか個人情報の不正利用又は改ざんによって「財産その他被害の懸念」も寄せられています。当然システムの構築については、そういう懸念の1つ1つを払拭するようなシステムづくりが求められているところです。

それから、それ以外に私たち自治体にとっての大きな懸念は、そうした個々の懸念とは別に、一体このシステムを構築するのにどれぐらいの経費がかかって、運用にどれぐらいの経費がかかるのかと。国の財政支援というのもまだはっきりしておりませんし、事業費は国全般では数千億円の構築費がかかって、毎年数百億円、200億円～300億円は維持費が要るだろうと言われております。こういうシステムを各自治体でどうやって負担をしなければならないのかというのも大きな懸念だと思います。

以上でございます。

○連記かよ子議員 議長。

○大澤夫左二議長 連記君。

○連記かよ子議員 岡川課長にお伺いしますけれども、例えばこの住基ネット、平成4年からこの10年間で、本町でどのぐらいの交付件数があったのか。それをちょっとお伺いしたいのですけれども。

○岡川千歳住民課長 議長。

○大澤夫左二議長 岡川住民課長。

○岡川千歳住民課長 連記議員の御質問は、住基カードの発行部数でございますか。

すみません。それについては正確な数字を把握しておりませんので、また調べて後ほどお示ししたいと思います。

○連記かよ子議員 議長。

○大澤夫左二議長 連記君。

○連記かよ子議員 把握していないということでありましてけれども、多分本当に件数は少ないのではないかと思います。これは全国的に言えることでありましてけれども。

それで先ほど総務課長の方から、そのシステム構築の場合の経費ですね、それからその後のメンテナンスの運用とか数百億円の経費がかかるという話でございました。確かに住基ネットについても、大変多額な費用をつぎ込んでやったシステムであります。

その上にまたこういったマイナンバー制度をやっていくのかということについても、私も疑問を持っております。

それで、先ほどデメリットのところでいろいろと御指摘をいただきました。システム構築したあと、そのデメリットをどうしていくのかということが、私は行政の役目ではないかと思っております。確かに事務の効率化とか行政のサービスの向上とか言われておりますけれども、専門家の意見がございしますが、このマイナンバー制度を共通化することで、やはり利便性の追求に偏るのではなく、マイナンバーを記載されたカードを身分証明としては使わないで、また使うとした場合はマイナンバーの活用が法律で決められたところ以外では絶対に使わないようにするとか、そういうふうなことでないかと思っております。

本町は大変高齢化率の高いところでございますので、一番被害に遭うのはやはりお年寄りの方でございます。こういったことを周知徹底、何回も何回も言うていくことが、さっき総務課長が言われたような被害、個人情報が出ていくとかそういったことの被害防止に役立つのではないかと思っておりますので、これはとにかく制度上のことでありますので、今ここでいろいろ議論しても仕方のないことでありますが、行政側としてはとにかく高齢者の方が被害に遭わないように、町民の方が安心できる運用を肝に銘じて行っていただきたいものだと思っております。

交付件数については、岡川課長、結構です。多分本当に少ないと思っております。そういうことですので、このマイナンバー制度については、行政もことあるごとに、これは運用することが決まっておりますのでね、やはり被害に遭わないようにきっちりと対応をしていただきたいなと思っております。

それでは、2点目の質問に入りますけれども、5月11日の徳島新聞を見られて、住民の方は大変驚かれたのではないかと思っております。これが11日の新聞でございます。徳島新聞でものすごく大きな見出しですよ。「国保の運営が都道府県に移行された場合の国保の保険料が、最大で39千円、那賀町は24千円の増となる」というような大きな見出しでございました。2010年度の保険料を基準とした試算によりますと、約57千円から約81千円に保険料が増えることとしております。このことにつきましては、住民の方からも不安を訴えるお電話をいただいております。

厚生労働省は、2010年、市町村が運営する国民健康保険について、全年齢を対象に都道府県単位の運営に移行する広域化を全国一律で期限を定めて実施するということを表明しました。現在多くの市町村は、高すぎる国保保険料を抑制するため、一般財源を国保会計に繰り入れております。国保広域化の狙いは、市町村ごとに異なる保険料の平準化を口実に、市町村の一般財源の繰入れをやめさせることにあります。しかし、繰入れがなくなれば医療費が増加し、保険料アップに直結し、高すぎる保険料の更なる高騰をもたらすこととなります。後期高齢者医療制度の運営主体を、一般財源を持たない都道府県単位の広域連合としたこととも同じことであったと思っております。

国保の広域化で運営主体を都道府県とするのか、広域連合とするのか、今後の見通しについてお伺いをします。

○吉岡敏之健康福祉課長 議長。

○大澤夫左二議長 吉岡健康福祉課長。

○吉岡敏之健康福祉課長 ただいま連記議員さんから御質問がございました。5月11日の徳島新聞に、国民健康保険の保険者が市町村から県に移行した場合に、那賀町は24千円の増額となるというような記事が掲載されました。これは仮に移行した場合ということで、こうなる可能性があるといった内容であると認識しております。

社会保障制度改革推進法という法律によりまして、社会保障制度改革国民会議で医療保険制度について、所得水準が低いことにより保険料率が重いであるとか、保険料の収納率が低下してきているとか、それから先ほど連記議員さんがおっしゃいました市町村間の保険料の格差といった市町村国保が抱える構造的問題の中で、財政基盤の安定化、それから保険料にかかる国民の負担に関する公平性の確保といった観点から、いろいろその国民会議の中で議論されておるところでございます。

今回の新聞記事につきましては、その社会保障審議会医療保険部会に対しまして、厚生労働省が資料として提出した平成22年度—2010年度の保険者1人当たりの保険料調定額から算出したものでございまして、そこには全国の保険料調定額の都道府県の平均、それからその県の最大市町村と最小市町村が記載された内容の資料となっております。徳島県では那賀町が最小の保険料調定額でございますので、徳島県の平均の調定額から那賀町の調定額を差し引いた金額が24千円。単純に県平均の保険料となった場合は、24千円の増となるといったような内容でございます。

しかしながら、県にも確認いたしましたところ、まだ議論の最中ではございまして、社会保障制度改革国民会議の法律に基づく設置期限が本年8月21日であります。何らかの報告はなされると思いますが、社会保障制度改革国民会議で保険者の県移行の報告が仮になされたとしても、実施期間はもちろんのこと、国の責任それから保険料の徴収、保険事業の実施といった県と市町村の役割分担、それから地域医療の提供水準、市内部と市外部との医療水準の違い、それに対する配慮、それからその移行するまでの激変緩和の方法等について、具体的なことについてはまだ全く未定でございます。これからは国・県の動向を見守っていきたいと思っております。

○連記かよ子議員 議長。

○大澤夫左二議長 連記君。

○連記かよ子議員 まだ具体的なことが定められていない、まだその最中であるという話でございました。課長の答弁の中にありましたように、例えば広域化するとした場合のその一番の問題点は国保の財政難が挙げられると思うのですが、本町もやはり一般会計からの繰入れ、また基金の取崩しなど、こうした財政難が最大の原因であります。

しかしながら、国保財政全体に対する国庫支出金が、1980年代の約50%から2007年度の約25%にまで半減されてきたことも大きな要因であると専門家は指摘しております。これを復元することこそ必要と思われれます。このことを抜きでは広域化しても国保の財政難の解決にはならない、幾ら議論してもそういったことにはならないのではないかと考えております。その上、一般財源からの繰入れをやめればですよ、一層財政に困難して、保険料の値上げと払えない人の増加という悪循環を招くこと、これは必至であります。

また先ほどと一緒にのことなのですけれども、メンテナンスについてもまた多額の費

用がかかることではないかと思っております。制度の狭間で苦しむ弱い人たちの声を、町長はやはり国に向かって届けていくべきと私は考えております。

町長、答弁いただけますか。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 議員御指摘のとおり、我々としても決まっている国の支援、先ほど議員が御指摘のなんぼだったかな、ちょっと忘れましたが、それを早急に私どもは対応していただきたい、それもできればもう少し増やしていただきたいということは、先般の11月だったと思うのですが、国保制度改善強化全国大会の席上でもその話が出ております。我々としてもそういう対応をいたしております。

また、先ほど課長からも御答弁をさせていただきましたが、那賀町の24千円、これにつきましては、やはりこれまで国保運営協議会でもいつも申し上げておりますが、町として財政が許す限り一般財源で対応し、国保料は上げないようにしたいということをお願いしておりますが、そういったことを継続してきた結果、差額がこうして出てきたのだらうと思っております。

今後この制度がどうなるかは十分見極めながら対応してまいりたいのですが、そう思っておりますが、制度自体でそういった町独自にそういった一般財源等で対応できる制度なのか、今の介護のようにそれは法的に駄目ですよという制度になるのか、これからの議論の対象になるかと思っております。やはり根本の制度自体を十分見直していただいた上で、県に移行するなら移行していただきたいなと思っております。

以上です。

○連記かよ子議員 議長。

○大澤夫左二議長 連記君。

○連記かよ子議員 今町長から御答弁をいただきました。私も厚生常任委員のときに、確か国保料を那賀町は上げないですよというお話でございました。一生懸命、町として頑張ってくれているなどそのときに思っておりました。

今町長が言われたように、やはり制度改革をする場合は、やはりちゃんと見据えて国の方にもどンドン声を届けていくべきだと考えておりますので、そういうことで私の一般質問を終わらせていただきます。

○大澤夫左二議長 連記かよ子君の一般質問が終わりました。

ここで、4番目に前耕造君を指名し、発言を許可します。

○前耕造議員 議長。

○大澤夫左二議長 前君。

○前耕造議員 それでは、私の質問は町長にお伺いしたいと思いますが、「町政懇談会の開催について」お聞きしたいと思います。

町長は、1期目のときは大きな事件もありましたし、4年間で2回、5～6箇所懇談会を実施しております。2期目の今期は、残り任期も2年足らずとなっております。3月議会のときですか、私は町長に懇談会を実施したらどうですかというふうにお聞きをしておりますが、改めて聞きたいと思っております。

それは、直接話をすることによって、やはり住民との身近な関係が維持される、行

政にとっては非常に大事と思っている次第です。例えば、庁舎の耐震工事あるいはケーブルテレビのネットワーク事業、それから今期明らかになりましたごみ焼却施設等、今後大型事業が予定されているので、いろいろ住民の方との議題にはこと欠かないと思います。

個人的になりますが、私も2月上旬には地域の連絡員さんとの意見交換会、これは寒い時期で6名という非常に少ない参加でありましたが、意見交換会を持ちました。それから4月中旬には現職を踏まえまして、相生地区の各種OBとの会、これは全部で19名参加をいただきました。それから4月下旬には地域2か所での住民との意見交換会、これは1か所あたり12～13名でありました。参加者は私の予想より少なかったわけですが、それなりに意義があり、建設的な意見交換は非常に新たな発見もありますし、新鮮な気分になりました。

以上の観点から、町長に町政懇談会の開催についてお聞きしたいと思います。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 前議員さんから、町長の町政懇談会、そういった開催をやってはという御意見・御提言をいただき、本当にありがたく思っております。

1期目のときは、本当にこれは特異な座談会になったことを反省もいたしておりますし、それ以後について、いろいろ出前とか出張所で町民の皆さん方に来ていただいております。今回2期目につきましても、いろいろそういう形で行いたいと考えてはおります。ただ、これまでもいろいろな会合、あるいはこれは各種大会とかそういうものだけでなく、いろいろな農作物の組織の会とか、それらに出席をする回数を含めますとかなりになりますし、そこでいろいろな御意見も伺っております。また、先ほどからお話のあります連絡員の会議におきましても御意見を御提言いただき、そしてそれに対するできる限りの御回答、そしてまた対応策も述べさせていただいているつもりでございますが、やはりそれぞれそういった中でも、御提言のとおり、小規模なそういう会につきましても綿密に行っていくことが、やはり町民の皆さん方の御意向・御意見を私自身が吸上げ、また確認ができる方法としては、非常にそのことについて行動を起こしたい、そういうことを実施してまいりたいという気持ちは持っています。

そういったことで、今年についてもそういったことの計画をしていたのですが、やはりこの7月には参議院議員選挙、そして10月には皆さん方の町議会議員の選挙がございます。そういったことからして、私自身がそういう小規模集会といったことについて、いろいろとそちらのそういった方面に御迷惑なり御支障をきたすこともないとは限りませんので、それ以降、10月以降そういう形で進めたいと思って、今のところ行政改革の懇談会の中でもその点について御協議もいただいたのですが、その場合に、それぞれ各担当課長、そういった職員が大勢出るということは、非常に町民の皆さん方にも威圧感を与えるというようなこともございますので、行う場合はせめて準備もさせていただくこともあろうかと思っておりますので、それぞれの支所長あるいは限られた職員にだけいただく、お手伝いをさせていただくということを考えております。

そういったことで、10月以降、私としてはそういう集会等については考えていると

いうことで、御理解をお願いしたいと思います。

○前耕造議員 議長。

○大澤夫左二議長 前君。

○前耕造議員 やはり、時期的にはなかなか、秋以降になってもよろしいですので、是非ともお願いしたいと思います。

私どもも、先ほど前段の議員から言われたとおり、九州の熊本において通年議会の勉強になりました。そこの御船町でも議会主催の町民懇談会を年に数回実施していると、そうした中において、やはり議員と全町的な町民との間で、議員も非常に勉強しなければならない。そうした結果、御船町の町長も、議員の理解が増えて非常に行政がやりやすくなったというふうに言うておりましたので、よろしく願いをして、私の一般質問を終わります。

○大澤夫左二議長 前君の一般質問が終了いたしました。

ただいまから13時まで、午食のため休憩といたします。

午前11時55分 休憩

(休憩中、植田一志議員出席、出席議員15名となる)

午後01時00分 再開

○大澤夫左二議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続行します。5番目に清水幸助君を指名し、発言を許可いたします。

○清水幸助議員 議長。

○大澤夫左二議長 清水君。

○清水幸助議員 議長の許しを得ましたので、早速質問に入りたいと思います。

僕が初めて議会に参加した4年前、最初の質問で町長に答弁をお願いしたのは、この障害者福祉施設をなんとかしてお願いしていただけないでしょうかという質問でした。ところが、僕自身の頭の悪さか、また口下手の影響か、理事者側の皆さんにはこの施設の意味を余り理解されなかった、されていなかったのじゃないかと、個人的には少し反省をしております。そこで、今日はこの1問に絞り、簡単ですが質問させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

障害者には、知的障害・身体障害・精神障害、3種の障害者がおられます。理事者側の答弁からも、この那賀町には大勢の障害者の方が存命しておられます。この障害者の方たちを何とかしてあげたい、これが一番最初の質問の主旨でありました。これまでは、何とかいろんな施設、その他の行政側からの支援等で、家族を抱えられた保護者の方、保護者の方たちを何とか守ってきたのが現状だと思います。これからもこの障害者の方たちは、何とか公的なサービスを受けながら家族の方も生活されていくのだろうと思いますが、1つ、この那賀町にはその障害者施設がありません。遠く町外に通いながら通所されている方、また遠くへ足を運んで何とか今の生活を維持している、そのような現実だと思うのです。

県南の大きな施設としては、この美波町の方にあります。そこである程度の対応はできていたと個人的には思っておりましたが、実はもう5年も6年も前ですかね、前にも話題提供をしたのですが、この町内の方がその施設内で半死の状態になった。もしかしたら施設内で暴行があったのではないかと。そして、現在その裁判が開かれ、高松高裁

で今審議されている最中です。また、その施設においては、内部告発に近いような形で、施設内で暴力がまん延しているのではないかとまた別の裁判も起きているのが現実です。我々町民また保護者の方は、安心してそのような施設に預けられない。安心して預けられない施設では困るのです。

また、この丹生谷においては施設がないだけに、近隣の自治体に少ししかないだけに、例えばその施設で何かがあったとしても、何か問題があるのではないかとしても、ほかに引き受けてくれる施設がないだけに、弱いものは泣き寝入りしなくちゃいけない。強いものには、大きい施設には逆らえない。その施設には入れたくないけど、仕方なく入っている。また入っても、十分な人権や平等性がなくなったとしても、仕方なく辛抱している。我が子どものため、その施設で預けるのが一番いいのじゃないか、そのような状態で推移しているのが現在だと思います。

僕はこの那賀町において、これからの時代、この地域にそのような障害者施設が要るのじゃないか。特にこれまでのように限定された施設ではなく、ある程度多機能の、1つの富山式障害者施設をそのときに要望しました。ただ入所して預けるだけじゃなく、保護者の方がその施設に1日なり2日なり滞在し、泊まってその子どもと一緒に一夜を過ごすことができるなり、またデイサービスを受け付ける施設なり、その他いろんな多機能を有した施設、これがこれから我々那賀町に必要な施設ではないか、是非取り組んでいただきたいと、これまで4年間で何度か同じような質問をしました。

裏では一生懸命考えてくれているのだろうとは思いますが。先ほどこの連絡員制度について、総務課長が「町民の声は、ある意味議会の議員さんを通じて、一般質問なり委員会等で発言されたことを真摯に受け止め、議論し何らかの対策を取り、やっています。それが現在です。」というような答弁をいただきました。だから当然皆さんもこの問題に関しても考えられているものだと思います。

しかし、先の3月議会、僕が町長にこのような施設を考えてほしいのと言ったら、町長からの答弁では「いえ、今まで障害者の保護者からの連絡・相談等はなかったから、もしあったらそのときに考える。」というように答弁されたと自分では理解しております。

そこで、早速一部障害者の方たちにお話をし、この3か月で嘆願書の運動をしました。現在、その保護者・関係者を中心に、約230名の施設を要望する嘆願書が出ております。これを近日中に時間をいただき、その代表者の方たちと共に町長あてに陳情をお願いしようと思っておりますが、この住民の声・住民の要望について、町長はどのように応えられるのでしょうか、まず質問をしたいと思えます。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 清水議員さんの、障害者施設の整備についての内容でございますが、これまでも何回かお聞きをいたしました。議員御指摘の施設ということにつきましては、これはかなり重度な障害者の施設の対応ということであろうと思っております。那賀町では、今まで身体・精神、そういった皆さん方、そしてまた家族の皆さん方とも、総会なりいろいろな場所で私も御意見をお伺いはしてきたつもりです。

ただ、やはり那賀町として対応すべき、対応できるべきものなのか、またそれは国な

り県なりに対応していただくべきものなのか、いろいろあると思います。町として独自に対応できることについては、誠心誠意対応をしてみたいと思っております。

先般も2名の方がおいでになって、これまでいろいろと施設の関係で町としても御支援をさせていただいておったのですが、その中でいろいろと町民の皆さん方また議会の皆さん方からの御助言もあり、これは当初予算で予算計上もしていただいたあすなろ作業所の件でございますが、この件につきまして一部屋根の経費をとということでお願いをしておったのですが、いろいろと御指導いただいた中で、やはり新しく新築をしていただけないかという御依頼がございました。この件につきましては、町としてできるだけ対応をしていきたいということでお答えをいたしております。これにつきましては、議会の皆さん方にも御理解を賜りたい点が1点ございますので、この機会に御報告なり御理解を賜りたいと思っております。

と言いますのは、屋根の増築ということで2百万円の予算計上をいたしておりましたが、今お話しさせていただいたような事情でそれを返納したい、返納をさせていただき、そして新たに新しい建物をお願いできないかという御要望でございました。これは議会の皆さん方の御理解もいただき、次の9月補正予算で新しく新たな予算計上をさせていただきたいと思っております。この施設につきましては、一応いろいろと補助制度ということについてもこちらでも検討をし、県の方とも御相談をさせていただいたのですが、これにつきましては、木造でやるならば半額の補助を出しましょうということで、今その方向で整備をするよう進めております。また障害者、精神障害者の皆さん方ですが、その方々とも必要な施設の内容、部屋数とか備品とか、そういうことも含めてでございます。これらにつきましては、今うちまで十分協議をしていただいております。9月補正予算を計上する段階におきましては、その内容についても御報告できようかと思っております。

そういったことで、町としてやれるべきこと・やるべきことにつきましてはそういった対応をさせていただきますが、清水議員さんが御指摘のそういった障害につきましては、これはやはりその方のことも今後のことも含めて、これは那賀町で「はい、早速その施設をやりましょう」という御返事は、現段階ではできないのが現実でございます。これは御理解をお願いしたいと思います。そういった施設につきましては、やはり御本人さんの将来のことを含めて、那賀町でその施設なりそれに対応をできる人材なり設備が可能かどうかということは、十分これは検討していかなければならないと思っております。町として、町ができなければ国なり県、県において那賀町にそういう施設を建設していただきたいと要望することについては、これはまたその方法が対応できるようであれば、それはまたその方向で対応してみたいと思っておりますが、町独自でその施設をし、それを運営するということについては、かなりハードルが高いと認識をいたしております。その点、御理解をお願い申し上げたいと思っております。

以上でございます。

○清水幸助議員 議長。

○大澤夫左二議長 清水君。

○清水幸助議員 自立支援をサポートする事業として、あすなろ作業所を今度新築してくれる、それが9月議会に提案されると、非常にうれしく思っております。是非、保

護者の方また障害者の方も心強い励みになると思います。どうかよろしく取り組んでいただきたいと思います。

この平成25年4月1日より、旧来の「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」へと改正されました。その概要をホームページより抜粋したのですが、僕なりにその支援法を解釈しますと、その中に基本理念の創設という項目があり、5つほどあるのですが、1つ「可能な限りその身近な場所において必要な（中略）支援を受けられること」、1つ「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと」と、このようにあります。那賀町に公的障害者福祉サービスを受けられる事業所がなければならないという、その法律の理由にもなります。相生にあすなろ作業所があります。町が助成金を出して現在運営をされておりますが、公的な障害福祉サービスを提供する事業所ではありません。

また、この障害者総合支援法によりますと「基本指針の見直し・障害福祉計画の見直し・協議会の見直し」とあり、那賀町障害者福祉計画が見直されるべきはずですが、また、自立支援協議会なるものの見直しも当然検討されるはずだと思います。この4月1日に障害者総合支援法が制定され、今現在この行政はどのような対策をとろうとしているのか。その方向性を、まず担当課長と町長からお聞きしたいと思います。

○吉岡敏之健康福祉課長 議長。

○大澤夫左二議長 吉岡健康福祉課長。

○吉岡敏之健康福祉課長 清水議員さんの御質問でございますが、徳島県では障害福祉計画第3期ということで、現在新たに策定に取り組んでいるとはお聞きしております。町村に関しましても、現在私のところでは、まだその具体的な計画等につきましては取り組めていないというところであろうかと思っております。

必要ならば当然新たな福祉計画——余り私も現在の福祉計画がどのような計画があるのかということまでは完全に認識しておりませんので、勉強させていただきまして、取り組んでまいりたいと思っております。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 御指摘の障害者福祉計画につきましては、那賀町としても今後それについて、県の福祉計画等に併せて取り組んでまいりたいと思っております。

ただ、やはり何度も申し上げますが、先ほど申し上げましたように、那賀町としてそういった御家族の皆さん方や障害者の御本人さん、そういった方々に対する支援策につきましては最善を尽くしてまいりたいと思っております。那賀町としてできる範囲、できる限りの支援をこれからも行っていきたくと。

ただ、その中で、我々としてもやはり専門家の御意見といったことも十分参考にしなければならないと思っております。現在も保健師といった担当がおりますので、その方々とも十分今の那賀町内での障害者の皆さん方とも協議を進めておる状況でございます。この先ほど申し上げましたあすなろ作業所の新しい施設につきましても、今までの設備内容のみならず、今後においてもやはり家族間そしてまた御本人と共に、そういったいろいろな交流の場、そしてまた支援の場、そういったことができるような施設にということなので、内容を詰めているというのが現状でございますので、御理解を賜り

たいと思います。

○清水幸助議員 議長。

○大澤夫左二議長 清水君。

○清水幸助議員 現実には、僕は行政の取組を批判しているのでもなく、是非お願いをしたいというスタンスでの質問でもあります。それはある意味失礼なのかもしれませんが、現実問題として、これからこの障害者福祉サービスというのは、なくてはならない、絶対に取り組まなくてはならない事業だと僕は思っております。現実には、那賀町においては現在その作業所に委託というのかな、助成はしても、自身が行政サービスに取り組んでいるとは僕は思っておりません。なんとかしてその施設なりを要望したい。

ところが現実問題、重度の障害者の施設と限定しますと、確かに国からの許認可等もいただけないでしょうし、そのためにも我々保護者なり町民の一部は何とかして行政が動きやすいように、行政が行動してもらいやすいように運動をしよう。そのために、この障害者の方たちが、保護者の方たちを中心にその方たちの中から要望書に230人ほどの署名もいただきました。何とか応えたい。そして町長の時間がいただけるのであれば、そういう経験者、その指導者等を伴って町長に是非お話をしたい、話を聞いていただきたい、このような動きを現在やっている最中でありませう。

僕は思うのです。今までは何とかこられたかもしれない、やっけてこられたかもしれない。しかし、この田舎において親たちはかなり年を取りました。「年老いて、これまでは何とかできたが、もうこれから先は自分では面倒を見切れない、私が先に逝ってしまったあとのことを思うと、この子たちをどうしたらいいのか分からん。何とかしてくれ。」その声が1つ。また、人間、誰でもいつ障害者になるか分からん状態ですね。そのときに、今現在那賀町にも多くの障害者の方を持った家族の方がおられます。その人たちの負担、金銭的な負担・精神的な負担、それを何とか軽減してあげること、これは僕は行政の大きな仕事やと思っております。

現在、美波町の日和佐川沿いに、特別養護老人ホームの1つの大きい法人があります。最初は小さい法人としてスタートしたらしいのですが、現在も増築・増築して、大きな1つの福祉法人が現在できております。また新しく増設したとの話も聞こえてきます。やはり、いいサービスを提供でき、安全で安心な施設であるならば、その施設は飛躍的に発達・発展していくのが、僕ら町民が自ら望む施設でもあるのです。そのことによって、今現在も那賀町から大きな雇用が生まれ、そちらの施設の方に働きに行っている方たちが大勢いると思っております。

何とかその障害者の方たちの人権を守り、平等に我々と共生できる社会を目指す。そのためにも多機能型の施設を造り、その施設を我々が見守ることで素晴らしい施設にするなら、その施設は大きく大きく発達して那賀町の1つの雇用の大きな場にもなると僕は思っております。そして、その施設がこの町内にできることで、保護者の方たちに安心・安全を生み出すでしょうし、大きな負担を少しでも軽減できると僕は思っております。ましてや、先ほども言ったように、年老いてどうしようもない、子どもたちをこのまま放って先に旅立ってしまう、その苦しさを思ったら、これに行政が取り組んでほしいのです。取り組まなければいけないと個人的には思っております。

確かに許認可は難しいでしょう。だから、一応嘆願書は今回作りました。そして、今後近日中にその保護者の方たちが、今度はこの保護者の方たちばかりでなく、町内全域に嘆願書運動を広げようとしております。3, 0 0 0人を最低目標に町民の方の約半数以上の署名をいただき、行政が動いていただけたら、許認可の大きな助けになるのではないかと強い思いを持っての行動だと思えます。何とか我々は応えてあげたい。その保護者の方たちの気持ちに応えてあげたいと思うのです。

我々が今後署名活動をすること、町長は果たして迷惑なのか。できない事業だからやってほしくないのか、それとも許認可をいただくときに我々のその署名運動が多少なりとも手助けになるのか、そこらの答弁を最後にいただきたいと思えます。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 簡単にと言いますか、素直な気持ちでお答えさせていただきます。確かに、御家族の皆さん方の御意見も私は今までもお聞きいたしております。やはり議員御指摘のとおり、将来的に自分が高齢化なり又は体が不自由になったときに、子どもたちの面倒をどうやってみてもらおうかと、どうしようかということ、これは一番心の悩みと言いますか、不安に思っている点はよく理解できますし、よくその話もお聞きいたしております。

そういったことで、その嘆願書集めについての私の意見ということですが、それは大いにそういう嘆願書をいただけるものならいただいて、そしてその方々との御意見、そういったことも十分お聞きをしたいと思っております。それによって那賀町がその施設をするとかどうのこうのでなしに、やはりそれに対するまた関係機関あるいはこれは国や県になろうかと思えますが、そちらの方ともどういった方法が最善なのか、その障害者の方々の将来、幸せになる方法について、どういった形の対応をすればいいかということについても、その嘆願書に基づいて、県とそういった関係機関とも御相談をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○清水幸助議員 議長。

○大澤夫左二議長 清水君。

○清水幸助議員 町長からの温かい答弁、ありがとうございます。

ここで、ケーブルテレビを見られている町民の方にお願ひがあります。僕をはじめ、一部の障害者の保護者の方たちが、町民の皆様「施設要望のお願い」の署名のお願いに近々回り始めると思えます。よろしければ是非協力して署名していただきたいと思えます。どうかよろしくお願ひいたします。

質問を終わります。

○大澤夫左二議長 清水幸助君の一般質問が終了いたしました。

6番目に植北英徳君を指名し、発言を許可いたします。

○植北英徳議員 議長。

○大澤夫左二議長 植北君。

○植北英徳議員 私は4点ほどちょっと御質問したいと思えます。私たちの任期もあと4か月ちょっとになっておりますので、できればいい返答をもらいたいと思っております。

ます。

はじめに「町有林管理と町有林の事業計画について」ちょっとお尋ねしたいと思います。

2年連続で山林を購入しておりますが、今後も購入を続けるという計画を持っておるといことであります。現在の台帳面積約900ha以上の町有林の管理と、今後林業の町として町有林をどのように生かして事業計画を持ち、購入するのかお聞きいたします。また、町有林の保安林面積、伐期のきた面積は何haぐらいあり、境界管理等をどうしているか。また、今年購入した山林の事業計画はどのように進めるつもりであるのかお尋ねしたいと思います。

担当課長、町長、よろしく申し上げます。

○**峯田繁廣総務課長** 議長。

○**大澤夫左二議長** 峯田総務課長。

○**峯田繁廣総務課長** この御質問につきましては、前半は財産管理の面から私の方が、あと経営的なことについては山本森林管理受託センター準備室長の方からお答えしたいと思います。

町有林の管理につきましては、全般的に、今申しましたように財産管理としては総務課が、個々の現場管理、例えば間伐・植樹といった施業的なものについては森林管理受託センター準備室の方と連携しながら行っております。

まず境界等の把握でございますが、現在この境界、国土調査が完了したのものについては数値管理ができておりますが、未完了のものにつきましては独自に測量をしたり町有林の施業を実施したときの図面等があります。こういうものは、確実に境界の画定を保証するものではなくて、境界が不明瞭であるというものも現状でございます。また今後、町有林の境界を知る町民や退職された町職員の高齢化、あるいは町有林との隣接地を相続された方も既に境界が分からないといった事態が予想されます。大体町有林のうち公簿面積ベースで約半分、制度は別にして、40%程度は実測したものがございます。

こういった点を踏まえまして、平成25年度の当初予算では、商工費において国の交付金を活用して「町有林台帳整備森林資源調査事業」ということで、一部測量等を進めております。この事業の詳細につきましても、後ほど森林管理受託センター準備室長の方から説明があると思います。

また、今後におきましても、いろんな単独であるいは補助事業があればそういうものを活用しながら、ぼちぼちと実測をして町有林の管理をしていきたいと思っております。町有林は、ほんまにちゃんと境界を明示して第三者に対抗できるような措置をするといえ、国土調査によって隣地の方の承諾も得て登記簿上もちゃんと修正できるというのが原則でございますけれども、それを待っていたのではなかなか進んでいかないということで、今後は実測もして町として管理はしたいと思っております。

それから保安林でございますけれども、町有林における前年度の台帳面積であります約890ha、これは平成23年度決算時点の台帳に記されている数字でございますが、保安林はそのうち約440haほどということで、町有林全体の約50%程度がそうとなっております。

以下、町有林の施業でありますとか樹齢等につきまして、山本森林管理受託センター準備室長の方からお答えをしていただきたいと思います。

私の方からは以上でございます。

○山本賢明森林管理受託センター準備室長 議長。

○大澤夫左二議長 山本森林管理受託センター準備室長。

○山本賢明森林管理受託センター準備室長 先ほど総務課長の方から町有林のことについてお話があったのですが、私の方からは町有林の管理、いわゆる森林の管理についてのことでちょっと御説明をしたいと思います。

先ほど総務課長が申しましたように、本年度より緊急雇用事業——国の事業なのですが、これを活用して町有林台帳整備、それから森林資源調査というものを森林組合に業務委託をして、今実施をいたしております。この業務内容についてでございますが、まず森林簿から町有林というものをピックアップします。森林組合が以前に町有林の施業を行った施業履歴というものを集計すると。これについては、境界杭というのが設置できている。次にこの施業履歴以外の箇所ですね。この町有林に境界杭の設置とか、あるいは森林構成の成果、これをまとめるということです。

この作業なのですが、森林組合と町有林の境界を熟知された方、旧上那賀町であればこういう人がおるといの方がおいでますので、そういった方、それから緊急雇用者というので実施をしていきます。そして、集計されたデータをGISにプロットします。そして同時にですね、台帳整備を行うと。準備室につきましては、これを活用して施業プランといったものを作成するというので、方向性を示したいなというように思います。それで、これは1年でできるというものではございません。単独にはなるかと思うのですけれども、当然来年以降も順次進めていかなければならないというように考えております。

次に保安林の面積、先ほど総務課長の方から台帳での面積を言われたのですが、私どもの方はですね、保安林って那賀町に5種類の保安林がございます。水源涵養保安林が554.79haです。それから土砂流出防備保安林が64.15ha、土砂崩壊防備保安林17.31ha、保健保安林が8.8ha、灌漑防備保安林が22.66haということで、台帳上というか森林簿上では667.71haということになっております。

それから、80年生以上の人工林の面積は町有林でどのぐらいあるのかということなのですが、これ旧町ごとに御説明をさせていただきたいと思います。まず、スギです。スギは鷺敷地区が0.58ha、相生地区が1.07ha、上那賀地区が19.45ha、木沢地区が26.94ha、木頭地区が2.36haで、80年生以上の町有林、スギが50.4haです。次、ヒノキです。鷺敷地区は0ha、相生地区が1.34ha、上那賀地区が4.39ha、木沢地区が25.4ha、木頭地区が0ha、合計で31.13ha。スギ・ヒノキを合わせますと、総合計で81.53haの80年生以上の人工林があるということで、これはちなみに木沢地区が全体の64.2%を占めておるといったのが現状でございます。

それとですね、今年購入した山林の植栽計画でよろしいのですかね。これについてということなのですが、本年度購入しました面積が123haだったのかな、そのうちで

公団造林の部分と町有林の部分がございまして、公団造林の部分は今日徳島水源林整備事務所と協議して、何をやるかというか、植栽をやる、それから間伐をやるということで、今協議をしています。今回町有林についてなのですが、伐採跡地面積というのが8.1haございます。これ、順次植栽をしていかなければならないというように考えておるのですが、今年も木沢の岩倉で8haぐらいの植栽を行う予定でした。それは残念ながら苗木が足りないということで一部しか植えてないのですが、こういったことも県森連とお話をしながら、順次進めていきたいなというように思います。

以上でございます。

○植北英徳議員 議長。

○大澤夫左二議長 植北君。

○植北英徳議員 今80年生以上、私も80年生以上とは出してあったのですが、伐期のきた森林面積がどれだけあるのか、ちょっとそこらが知りたかったので。町の方も皆伐を進めていくというような計画も前に言われておりましたので、実際に町として皆伐を進めていくのか。今度買った山も、実際に1haあたり山を育林するのに費用がどのぐらい——ちょっとこれもさっき課長に言うてあったのですが、育林するのにどのぐらいかかるのかと。それで、森林組合で伐期のきた山林を1haあたり300千円～1,000千円で購入しますよというようなチラシが林家に配布されておりましたので、実際に費用をかけて山を育てた場合に、プラスにはならんと、実際に補助がなければどのぐらいマイナスになるのか、ちょっとそこらも知りたいと思います。ちょっと概算、お答え願いたいと思います。

○山本賢明森林管理受託センター準備室長 議長。

○大澤夫左二議長 山本森林管理受託センター準備室長。

○山本賢明森林管理受託センター準備室長 今議員さんがおっしゃったことでは、いわゆる植栽してから伐採するまでに施業がございますよね。これにはどのぐらい一般財源、一般財源や言うたらおかしいな、補助もなしに進めていくとなったらどのぐらいの金がかかるのかということですね。これは試算をしてみました。

これは1haあたりで御説明しますと、植栽が830千円。それからネットをしなければいけませんよね。これ1町なので100m+100m+100m+100mで考えると400m、これで663千円。それから下刈りを5年間します。126千円×5年間で630千円。除伐を1回します。それから間伐ですね、これは例えば3,000本植えとか2,500本植えとかいう形であるのですけれど、一般的に例えば60年生であれば600本から700本ぐらいが成木して残すのかなということを考えますと、3回、除伐以外に3回やるということで考えてみますと、これが450千円。合計で2,723千円の費用がかかるということになります。補助金は別にしてそれだけの費用がかかるということになります。

(植北英徳議員「皆伐する予定があるのか、ちょっと。」と呼ぶ)

皆伐の予定があるのかということなのですが、県自身も搬出量というものを20万^mから40万^mに持っていくと、那賀町のマスタープランにおいても20万^mぐらいに持っていくということで、皆伐というのはこれから非常にやっていかないといかんというように思っています。

今議員さんが御指摘のように、80年生の木材、こういったところというのはやはり町が模範を示すという考え方がいかどうか分らないのですけれど、例えばですね、相生庁舎分庁舎、木造でやるよといったことで、町有林を先に事前伐採しておいて、乾燥させて搬出してそれを庁舎に利用できないかというようなことも考えておりますし、ただ、今申しましたように、81.53haの80年生があるのですけれど、現実的に場所がここにある・ここにあるというのは、それは台帳上というか、森林簿上には分かるのですけれど、現実には私は見えておりませんし、例えば多分道がないところであって架線で集材をしない、そういったところで、果たして森林組合が、載っていました300千円から1,000千円だったですかね、ああいった形で残るのかどうかということも、この中からある程度考えてみて、採算の合う山というたらいいのですかね、こういったところは計画に順次載せていきたいというように考えます。

以上です。

○植北英徳議員 議長。

○大澤夫左二議長 植北君。

○植北英徳議員 皆伐についても進めたいという話ですが、特に保安林等につきましては、私は前にちょっと課長にもちらっと言うたことがあるのですが、広葉樹林化を進められないかと、そういうこともちょっと言うたのですが。

それで、今の段階で一般の林家が広葉樹を育てようと思っても、シカの害がありましてなかなか椎茸の原木も作れないと。それで私はクヌギ等を町が率先して作って、それをもう林家に、私は無償でも構わんと、希望者に与えるぐらいに。それで、手入れしたい人は手入れして。それで町有林を保安林なんかは開放してもいいのではないかと思う。私はそのぐらいの気持ちを持っておるのです。実際に町で住んでくれる方であれば、そのぐらいのことをしてもいいのではないかと。保安林は特にあと植栽の義務もありますので。広葉樹を植えても構わないような樹種になっておるのであれば、やはりクヌギ等を進めたりしてもらいたいと。

旧相生地区では、前の審議会の何でも7合目以上は広葉樹林化したらどうかという案も出ておって、そういうことにもなっておるのですが、今まで町が広葉樹林を進んですすめたという話は聞いておりませんので、そこらもある程度町の模範となるように。岩倉の奥で今後植樹したということですが、それも多分針葉樹でないのかと思うので、やはり山の上の方は水源のことからいろいろ考えまして、町がシカの追いもして広葉樹林を育てていくというような形も大事でないのかと思いますので、そこら十分御検討願って、将来町の財政にマイナスにならないように、いろいろ知恵を絞っていただきたいと思っておりますので、それはいろいろこれからまた林業のことについても森林管理受託センター準備室というのもまだ始動したばかりでなかなかなので、そこらも議会の方もいろいろ提案をできたらしていきたいと思っております。

それでは、続きまして「ごみ焼却施設の場所選定について」ちょっとお伺いいたします。

先日も議員の方々が、現在中山地区の協力があって中山地区で候補地が挙がって、そこを視察させていただきました。計画を進めておりますが、私自身、場所も以前にもちょっと見てきたのですが、実際に那賀町のごみ焼却施設としてあそこが適当かどうか

というのがちょっと頭にあったので、私ももう少しどこかいいところがないかなと思って、特に相生地区で町のある程度中心的なところがいいのではないかなと思って、私自身も何箇所か当たったような経過もあります。

そういうことからして、今実際に中山が最良のところかどうか、町の判断としてどんなに思っておるのか、今後そこをいろいろまたもう少し検討をしていくのか。この前徳島新聞にはもう決定というような形で出ておったのですが、私はもう少し検討する必要があるのではないかなと思っておるので、ちょっとそこらお伺いしたいと思います。

町長でも担当課長でも。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 焼却施設の場所の選定の件についてでございますが、これについては植北さんから今別の場所という意見もちらっと出ましたが、御承知のとおり、この件については、冒頭、経過について古野議員さんにもお答えいたしました。平成22年10月にプロジェクトチームを発足し、場所の選定については候補地という形で公募をしようということに決定をし、広報で流させていただいたという経過がございます。

ただ、もう植北議員さんも御存じと思いますが、この広報、私もあとで思ったのですが、この広報の中はかなり無理があるなという感を最初にいたしました。といいますのは、応募期間が平成23年5月10日から8月31日の約4か月弱。その中で、応募に必要な書類が、「候補地にかかる土地所有者の同意書・隣接土地所有者また進入路等の土地所有者の同意書が必要」という書き方をいたしております。これはなかなか厳しいなという感を私はいたしておりました。やはり、当然こういった同意書は、簡単にはなかなかそろわないだろうと思っております。

そういったことから、口頭では、まず最初にあったのは確かに中山地区です。そういう条件の中で、これがその地域の方にとってどれだけ大変なものかということを実感いたしておりました。代表者の方、はっきり申し上げまして、かなり意欲的・精力的にこの件について東奔西走していただいたと思っております。非常に御苦労があっただろうなという実感をいたしております。

その結果、地権者の方の御理解もいただけると、そして関係のない隣接の町外の方についても御理解をいただけたという中で、大体の概略でいいから来てちょっと説明してくれということが、皆さん方にお配りしておりますように、この公募の中の応募申込書の写しをお配りしておりますが、その中で、去年の2月だったと思いますが、これはこういった面積、このぐらいの面積で、そしてそれに御理解をいただけるのなら実際に可能かどうかということも調査してみたい、そしてまたその地権者の皆さん方の境界もはっきりとこれも確認させていただきたい。そうした条件整備をこれまでその間、中山地域の関係者の皆さん方、その方々がいろいろ御協議をしていただき、そしてその御理解をいただけたと思っております。これは単なる地権者のみの承諾ではございません。やはり、その地域の関係する皆さん方の御理解がなければ、そういった調査には入っていけないというのが現実でございますので、そのことも含めてよろしいのですかということを確認させていただき、これまで議会でも御承認をいただいたとおり、環境調査と

いう予算も御承認いただき、現在に至っております。

ただ、現地を見ていただいた皆さん方にも、場所が本当にあんな不便なところだという感想を持たれた方もおいででしょうかと思います。しかし、ほんけこの幹線道の国道沿いで本当にそういう施設を御理解し建設していただけたところが、私自身としても果たして御理解いただけるかと。これまでの焼却施設の建設に当たってのいろいろな御意見、地域の皆さん方の感情から推測しても、やはりある程度は国道から中に入らなければ無理であろうということを推測しております。ただ、やはりそこに焼却場ができたとしても、次の課題はやはり最終処分場は阿南です。そこに焼却灰とかは持っていかねければなりません。これらもやはりできるだけ近いところがいいというのも条件の1つです。

そのことから、私は今進めております中山地区で、まだ最終の協議が全て終わったわけではございませんので、これからいろいろと地域の皆さん方、そしてまた関係する中山1区のみならず、報道もさせていただきましたが、2区・3区の皆さん方の御理解をいただかなければなりません。まだまだこれからそういった協議を進めていく課題がたくさんございますが、これは私はひとつひとつその解決に最善を尽くしていきながら、今の地区で計画を進めさせていただきたいと思っております。

そういったことで、よろしく願いをいたします。

○植北英徳議員 議長。

○大澤夫左二議長 植北君。

○植北英徳議員 今町長から中山地区の条件整備ができて、町も進めたいという話ですが、私は一番先、蔭谷が一番先に町として説明に蔭谷地区に行ってくれたと思うのです。それで、その後蔭谷地区の連絡員さんから「もう中山に決まったんじゃの。」というような話だったので、私もいろいろちょっとほかの町の幹部の方と話をしておいたのは、2車線があったらいいなというような話から、そういう将来的に経費がかからんので、そんなのがいいなというような話があったので、私も蔭谷は2車線も入っておらんしと思っておった。そうしたら、蔭谷地区に電話したら、いっつも町からあとにない。書類を出してくれたらよろしいと言よるようなことをちょっと言うたのですが、その後も書類は出ておらんかった。しかし、この前もらった書類を見てみますと、地区の出してくれた提出書類が平成25年5月10日になっておったので、これは3月時点ではやはり蔭谷と中山は両方選択の余地があったのではないのかと。それで、蔭谷地区もまだ絶対に嫌というようなことではないと思うのです。それで、うちまでまだ検討してみますというような話は聞いております。それで、私は町のある程度中心地に近い蔭谷が、もしさせてくれるのであったら、場所的にも将来の経費的にも、地区のためにも町のためにもいいのでないか。地区もそれで潤ってくるのでないかと思うような気持ちは持っております。

それで今後、中山地区をこの前視察させていただきまして、私は、候補地も山林であるし道も割と狭い、林道も2kmも入っておる、それと中山川の源流でもあるということで、将来的にもいろいろ問題が出る可能性もあるので、できればもう那賀川に近い、地域にも迷惑をかけんようなところでどこかあったらいいのでないかというような気持ちを持っております。

ごみ焼却施設も、これも一度建設すれば20年も30年もいくということで、将来町の財政を圧迫するというようなことにもなりかねんと思いますので、最良の候補地を探して進めるのが行政の責任でないかと。それで、私はもう一度蔭谷地区の人に当たってもらいたいと。それができなければ、私もまだもう1か所——私はさせてくれるのであればそこが最適地であるし、町にも一番負担がかからないし、将来もいいのでないかと思うところも、ちょっと個人的には当たっておるのですが、それはちょっと今どこそこという公表はできんのですが。

それで、やはり将来的な町のことも思ってもう少し——公募という形を取って私はいいなと感じておったのですが、応募したのが割と少なかったので、これももっと町がやはり力を入れて候補地を探した方がよかったのではないのかなと思うような気持ちも今は持っております。

それで、実際に3月の時点では蔭谷地区と同じスタートに立っていたのではないかという、やはり私の心の中にはそういう気持ちを持っておりますので、できればもう一度行政においても十分検討をしていただきたい。私もできれば議会の方もそういう委員会でもって検討する余地はあるのではないかと。私も今日の（聴取不能）でよろしくお願いをしたい。これは両方がいろいろ言い合いをしてもしょうがないと思いますので、もうこの検討を幹部の方でもらいたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。もうやり取りは、したところでこれはしょうがないと思うので。

それと、これはもう私からのお頼みというか、実際に町がしておる、しようと思っっているのかどうかということで、ちょっと「環境整備について」お尋ねしたいと思えます。

国道・県道のはたの樹木の伐採ということで、前にもちょっと質問をさせていただいたのですが、その中でできるのではないのかというような話もいただいておったのですが、相生地区では平成18年度以降これを実施するという実施計画を持っておりましたので、それをどうにかして実施できないかと。特に私が思うのは、やはり景観を一番先に考えて、交通の妨げにもならんように、前から言っておる百合から朝生の間的那賀川の眺めを良くして、観光と両方に努めるように。やはり大層なと言うて努力をしなかったら物事は進まんと思えますので、それを実際に進めていこうと思う計画があるかないか、ちょっとお尋ねしたいと思えます。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 2点目の「環境整備について」のお答えをさせていただく前に、焼却施設の件で補足の答弁をさせていただいておきます。3月に相生の蔭谷が同じスタートでないかということでございますが、そういう認識は私はいたしておりません。蔭谷地区についてもお聞きはいたしておりますが、スタートの内容時点が中山地区とはかなり差があるという認識で現在進めておりますので、その点御理解を賜りたいと思えます。

それでは、環境整備につきましては、これは前にも私はお答えしたと思うのですが、水力交付金の制度で対応したいというお答えをしたかと思えます。ただ、これをよく担当課の方にお聞きしますと、それは川口ダムから上流でないと駄目ですよということで

ありましたので、これは冒頭も申し上げましたが、現在県ともその点についても何か対応策がないか協議をしていただいているところですが、この御指摘の百合から朝生の間については、調査いたしますと昔の草刈り場といいますか、そういう共有林をそれぞれ分筆して分けた場所ということで、かなりの人数の方が所有されております。

そういったことで、その方々の御理解がいただけるかどうか、これからまた担当の方でもお伺いしてまいりますが、いただけるようであれば那賀町として単独でも購入して、この驚敷ラインの本当に一番中心的な場所でもございますので、そういう地権者の方から御理解をいただければ、町として買収をし、その伐採、またあとの利用方法については植林という形でなく、公園的なものも含めてでございますが、そういう形に考えていきたいと思っております。まずはやはり地権者の皆さん方の御意向をお伺いすることが先決と思っております。

以上です。

○大澤夫左二議長 植北君。

○植北英徳議員 はい、進めていただけるというような話でお伺いしておきます。

それと、これも私も何遍も小水力のことを言うて恐縮なのですが、実際今度も産業建設常任委員会で西納の方に視察に行くというような話を聞いております。実際に今の高専の試験で終わらないで、実用化を町主導でどこかで進めてはどうかと提案したいと思えます。国でも木質のバイオ発電とか水力発電を進めるというようなことで言っておりますし、那賀町は特に水・木材は豊富に恵まれておるので、そこらを何かのエネルギーの実用化を図る努力をして、やはり内外に示していくというような役割も大事でないかなと思っております。実際に資源がありますので、そう思っております。

それで、そういう計画を実際に持たれるようなことを考えておられるかどうか、ちょっとお伺いいたします。

○森久男林業振興課長 議長。

○大澤夫左二議長 森林業振興課長。

○森久男林業振興課長 水力発電の普及ということで、本町では平成23年度に緑の分権改革調査事業ということで、小水力発電機の実証調査を実施しております。この場合、4点ほど実証の特徴としてございます。1点目が、一般家庭が必要とする電力を1～1.5kWとして、一般家庭が導入しやすい機器ということ。次に、2点目が立地条件により最適な方法を調べられる3方式のモデルということ。3点目で、地域で開発、地域で製造されることということ。最後に4点目、設置工事が最小に配慮された機器設計ということで、そういうことを特徴として取り組んできました。

結果、目標の1.2kWは達成できずに、0.7kWの発電というのが最大でございました。それで、平成24年度には町の事業で前年度の課題となりました目標の発生電力1.2kWを確実に得ることができる小水力発電装置の開発がございました。結果、1.2kWの電気負荷を接続しても対応できる小水力発電の基本型ができましたけれども、今後は小水力発電の更なる発電効率の向上とか制御機器構成のシンプル化等の改良が必要、そして完成商品の仕上げといきたいと考えております。

それで、今年度は小水力発電事業化可能性調査ということで予算をいただいております。また、国の補助事業にも応募しております。それで採択されれば予算化という

ことになろうかと思えますけれど、そういうことで町としても小水力発電普及へ取り組んでいきたいと考えております。

○植北英徳議員 議長。

○大澤夫左二議長 植北君。

○植北英徳議員 これからも支援があるので那賀町でも進めるということなので、結構な話だと思えます。

私はこれで終わりたいと思いますが、実際に那賀町が将来的によくなるというような施策は、やはり進んで進めていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

これで私の質問を終わります。

○大澤夫左二議長 これで植北君の一般質問が終了いたしましたところで、14時25分まで小休をいたします。

午後02時10分 休憩

午後02時25分 再開

○大澤夫左二議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。7番目に新居敏弘君を指名し、発言を許可いたします。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 それでは、一般質問をさせていただきます。

最初に、長安口ダムの洪水調節容量が半減しているという問題についてお聞きしたいと思います。今年も台風のシーズンがやってまいりまして、今、南の方では台風がだんだんこちらへ近づいているといったようなことが報道されております。川に近いところに住んでおられる方にとっては、また非常に心配な季節でございます。

現在、長安口ダムの洪水調節容量が半減し、半分になっているということでございます。内容なのですが、これは今年3月のときに議会の方へ国の方から出していた資料なのでございますけれども。

〔パネル提示〕

拡大しましたが、今のダムの洪水調節のやり方というのは、台風がこのように近づいてきて雨もちょっと降ってきたというときに、ここの予備放流水位というのが、予備放流水位がここやね、219.7mという標高、EL219.7mのところまで水を下げる。今はまだ渴水しておるのもっと下にあるのですけれども、水がたまっておるときにはこの予備放流水位まで下げると、そして洪水が2,500tを超えたら、超えた分のなんぼかカットしながらためていって、満水位までのこの間を利用して洪水調節を行うということになっております。

ところが、この間、平成21年のああいうダムの放流失敗、ミスによりまして、もう満水位までためていたばかりに、放流ができなかったばかりに下ノ内がつかってしまうといったような問題がありまして、もう満水位まで今ためたら下ノ内がつかるので、満水位までためられないという状況でございます。それで、暫定的にその後EL222.7mという、このところまでしか国の今の操作はためないと——これは本来ならEL225mまでを使うのですけれども、そこまでいったら下ノ内がつかるので半分ぐらい、

EL222. 7m以上はためないというような操作を今やっております。

こういうことは、下流にとっては、もうここらへんまできたらダムに流入してくる水をもうそのまま、もうこれ以上ためんのですからそのまま放流してしまうということになって、全くダムの調節をしないまま、そのまま水が流れてくるということで、下流にとっては洪水のときの水位がぐっと上がると。例えば、本来なら4,000tダムに流れ込んできた場合には、大体400tぐらいをカットして3,600tを流すと。5,000tであれば、650tぐらいカットして4,450tを流すと、こういうことでダムの調節をしております。毎秒100tでしたら、水位にして10cmぐらいというようなことを聞いております。ですから、4,000tぐらい流れ込んできたときに、例えばそのままカットせずに流してしまったら、400tカットできないので水位が40cm上がってしまうと。5,000t級の洪水だったら65cm水位が上がってしまうということで、玄関先で終わったのが床上になってしまうとかいうことで、非常にこの下流にとってはこの洪水調節ができないというような状況になっております。

ここにも書かれておるのですけれども、この間の3月のときの国の説明でもありましたが、こういう今のその操作をやるというのが、下ノ内の方のかさ上げ事業が今ありますわね。これが完了するまでそういった状態になるというようなことをここに書いてあるのですけれども、そうしたら、完了するということはかさ上げもできて、できるという完了かと思うのですけれども、いつになったら、これは何年も先になるというふうに思うのです。ですから、下流にとっては一刻も早い事業完了を望むわけなのですけれども、まず1点目、その完了する時期についてお聞きをしたいと思います。

そしてもう1つは、例えば下ノ内のかさ上げ事業なのですけれども、先日見にいったまいりましたが、家の方は何軒か、4～5軒はもう既に壊しておりまして、地盤だけが残っているといったような状況。入っていった左側の町営住宅はもう壊しておりました。あと教員住宅とかが、一般の住宅もまだ残っておりますけれども、なかなかまだ契約には至っていないという方もおられると聞いております。

できるだけ早く元どおりの操作に戻すために1つ提案があるのですけれども、かさ上げが完了するやいうのでなしに、もう契約も完了し、そこに住んでおられる方が次の窪田というのですか、そこへ移転するとか、町営住宅に移転するとかいった段階で、元の操作に戻ってほしいというように私は思うのですけれども、その辺の考え方について町長にお聞きしたいと思います。

以上2点お願いします。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 新居議員さんの、長安口ダム関係の完了時期ということなのですが、町民の皆さんにも分かりやすく、素晴らしいイメージ図で説明していただき、よく分かったかとは思いますが、確かにそういった操作、長安口ダムの改良ができればそういう操作ができると、そしてまたその上に上流の下ノ内地区のかさ上げが完了すれば、その操作は本当に今まで以上に幅広くなるということを言われております。

ですから、私どもとしてはできるだけ早く完了してほしい、完成していただきたい。まず長安口ダム、これは操作の一番基本になるダムでございますので、その長安口ダム

早期完了ということでは、これは那賀町のみならず阿南市の工業用水関係の皆さん方も含めて、毎年毎年要望を行っております。今年もこの6月24日に那賀川改修・長安口ダム改造促進期成同盟会総会を行い、また翌25日に県それから高松整備局に要望に行く予定にいたしております。それから、8月1日～2日には四国の河川そしてまた長安口ダム関連、そういった四水連の連絡協議会（四国治水期成同盟連合会）、この協議会と共に国の水管理・国土保全局の方に要望に行くことになっております。そして、このときに河川局局長ほか課長級、そういった方々と意見交換なり、そういう本当に対等な形で毎年私どもとしてもその現状と早期完成について意見交換を行っております。できるだけ早く、1年でも早く完成をしていただきたいということはそういう形で要望をいたしておりますが、やはり国の財政状況、そういったこともございます。昨年より今年も多少なりとも、金額的には43億70千円だったかな、それだけの予算の伸びはいたしております。

そういったことで、できるだけ早期の完成ということには、毎年毎年1～2回そういう対応をいたしております。そういうことで御理解をお願いしたいと思います。

（新居敏弘議員「いえ、質問が、私の方の説明が悪かったのか知らんけど、ダムの改造のことを言っているのではないのです。」と呼ぶ）

いえいえ、違うのですよ。それと併せてでしょう。下ノ内地区の件につきましてもそういうことで、同じことでございます。国の方にもそういうことを併せて要望いたしておりますので、できるだけ早期に予算付けをお願いしたい。これはただ県の方の予算が絡んでおりますので、その件については、先ほど申し上げましたように6月25日には県の方にも要望し、そして高松の方にも要望に行くということでございますので、御理解願いたいと思います。

（新居敏弘議員「もう1点は。」と呼ぶ）

（坂口博文町長、何事か呼ぶ）

（新居敏弘議員「いえ、違う。放流を元に戻す段階、いつの時点で元に戻すのか。」と呼ぶ）

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 当然、それは完了したときと思っております。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 今、町長の答弁をお聞きしたのですけれども、やはり私の説明が下手だったのか、十分御理解をいただけていなかったように思うのですけれども、今の話はダムの今やっている改造とは全く関係のない話で、150億円もかけてオリフィスゲート、今はオリフィスゲートとは言わないようなのですが、あのゲートを付ける・付けんの話と全く違う、関係のない話なのです。

（坂口博文町長、何事か呼ぶ）

ですから、さっきに・・・・・・・・

（坂口博文町長「それを下に下げるということは、ゲートを（聴取不能）できた時点で下げると・・・・・・・・」と呼ぶ）

いえいえ、これ今の操作規則のことを言よるのです。今の操作規則は洪水があった場合に・・・・・・・・

○大澤夫左二議長 小休します。

午後02時38分 休憩

午後02時39分 再開

○大澤夫左二議長 再開します。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 現状の操作の関係等で申し上げますと、これについてはやはり事前に行える範囲の放流なり、その操作規程の中で以前と多少は変えていただいております。そういった操作規程の見直しも含めて、できる範囲での細かな対応をしていただきたいということを申し上げているのと、それとやはり今新居議員さんのおっしゃる満水位までためると下ノ内がつかるといことがございますので、この件については町としても早急に対応していただきたい。これができることによって、木沢の十二社前についてはある程度対応できておりますので、あと下ノ内のそういう工事ができればまた余裕ができますので、この件については県にもそういうことを含めて、完了まで時間がないので、できるだけ早く補償交渉も進めていただく中で進めていただきたいということです。

現在お聞きしているのは、ほぼ大体個人の方との話は進んでいると聞いております。あとは町として一番課題のデイサービスセンターをどうするか。それらについてはまた地元の関係機関・地元の皆さん方とも進めてまいりたいと思っております。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 さっきのは再問ということをお願いしたいと思うのですけれども、先ほどの答弁では、かさ上げが完了するまでは今のこの操作のままというようなことだったかと思うのですけれども、なるべく早くしてもらいたいというようなことなのですけれども、下流にとってはもうほんまにかさ上げが仕上がるまでこういう状態になるのだったら、ほんまにさっきもお話したように、本来なら40cm下で済んだものが、もう入ってきたものをそのまま流すということにされたら、もう40cmや60cmというように水位が上がって、もう大変な状況になることがもう目に見えておりますので、一刻も早く元どおりの操作に戻していただきたいというのですけれども、もう一度お聞きするのですけれども、さっきも話したように、契約が済んで家屋の補償とかの契約も済んで、そこに住んでいる人が移転した時点、まだ建物とかは残っておっても、かさ上げがこんな仕上がらなくても、もう移転して人がいなくなった時点でこういった元の状態の操作ができるようにということをお聞きするのですけれども、もう一度答弁、その辺お願いします。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 人がおらんようになったらつかってもいいのでないかということだろうと思います。しかし、その間、そういう全てが転居していただき、取壊しもした場

合に、それは工事中のこともあると思います。工事中のところだったら埋まってもいいのではないかと御意見かと思いますが、デイサービスもあります。それに影響するようなため方をされると、またなかなかちょっとうちとしてもそこまではやってほしくないということもございます。ですから、やはり工事は早期に完成をしていただきたいということで要望していききたいと思います。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 デイサービスのあるところは割と上の方なので、ダムいっぱい、EL 225mまでためてもそこまでは行かないと私は思うので、下流の方にとってはですね、本当に40cmや60cmもつかるということになりますので、是非その辺は国の方に操作をお願いしてもらいたいというふうに思います。

それでは、次に移りたいと思います。

「障がい児支援について」でございます。町の基本構想には「全ての人にやさしい福祉のまちづくり」というようなことが掲げられております。そして、「高齢者や障害のある人等へのソフト・ハード面でのバリアフリー社会の形成を図る」、そして「人権が尊重される社会の実現に向けた支援体制の充実を推進します。」と、こういうふうに非常に素晴らしいことが書かれております。

先ほども障害者福祉について、前段議員の方からも非常に思いのこもったお話もされたわけなのですが、私も当然そのようにしていただきたいというふうに考えております。

私もある町民の方からお聞きをしたのですけれども、この方のお孫さんに当たる方なのですが、非常に重度の障害を持った子どもさんで、今年5歳になるそうなのですが、今現在日和佐の方に通ったりとかいうことで、毎日お母さんが送り迎えをされているということでございます。車いすに乗っておるのですけれども、普通の車いすだったら不安定で、やはり子どもが動いたりして、非常に重度の子どもなので動いたりして倒れたらいかんというので、非常に重たい頑丈な車いすだそうでございます。重たいですから一遍に乗せられんので、それを今は家のお母さんの車に車いすをばらして乗せると。子どもは子どもで抱えていすに乗せているといったような状況で、大変苦勞をされておるということでございます。

今はまだ4歳や5歳なので、体もまだこうやって抱えていけるのですけれども、これから大きくなってきたらもう重たくなると、なかなか抱えられないということで、車いすごと乗れるようなものになりたいということなのですけれども、こういうことには車いすごと乗るための車の購入費だとか、また送り迎えをする燃料代等多額の費用がかかってまいります。

今現在、那賀町ではいろんな支援があろうかと思いますが、こういった場合に、先ほども基本構想の中にありました「ソフト面・ハード面のバリアフリー社会の形成」という観点から言いまして、やはり経済的なバリアですね、そういう壁があったりするというので、これをバリアフリー社会にするという観点で町として支援をお願いできないかというふうに思うのですけれども、今の町の支援の現状についてまずお聞きしたいと思います。

○吉岡敏之健康福祉課長 議長。

○大澤夫左二議長 吉岡健康福祉課長。

○吉岡敏之健康福祉課長 今、新居議員の方から、障害児等の送迎をするのに、車の購入費若しくはその燃料代等多額な費用がかかるので、町独自の支援はというような内容かと思えます。

現在那賀町が行っております支援と申しますのは「那賀町地域生活支援事業」という事業におきまして、重度身体障害者の社会復帰の促進ということで、社会参加促進事業の中で、自らが所有する自動車を改造する場合につきましては助成をしているというような制度でございます。それから、これもそうですけれども、自動車取得税であったり、自動車税それから軽自動車税の減免というのも障害者自らが運転するというような条件がつくわけでございます。

それからそれ以外にも、地域生活支援事業におきまして移動支援事業というのがございます。それは、そういう特殊な車両をその施設の方において、福祉タクシーというような形で使用する場合、それからその障害者自らが移動する場合につきましては、町が契約したタクシー会社に対して1か月4回を限度としてタクシー代を助成するというような事業はございますが、その送迎等に関しまして、お子さんですので当然本人が運転しないということになりますので、保護者等が運転する車等につきましては車の取得の助成というようなことは、現在のところはございません。もちろん燃料代等もないのが現状でございます。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 今お聞きのように、那賀町では今現在のところは、送迎するためでなしに、自らが運転する場合にはそういった助成もあるというようなことで、私もインターネットなんかで見ましても、そういうところが確かに多いのは多いです。

しかし、何とていうのか、さっき前段の議員さんのそういった障害者福祉のところでも言われたように、誰がいつほんまにこういった状態になるかも分からないということ、その人だけに負担を押し付けると言うのですか。例えば小学校に通わないかんの、これは義務教育ということで、国は憲法で子どもを小学校に通わせる義務があるというように書いてあるのですけれども、それを保障するところまではなかなかできていないというような状況です。本来、やはりどういう人であろうとそれを保障するのがやはり民主主義社会というか、これだけ発達した社会なので、そういうところまでやるのが行政かと思うのですけれども、そういった観点でその親とかにただ自分で車を買いなさい、自分で送り迎えをなささいというようなことではなしに、本当に誰がいつこういう状態になるか分からないので、やはり制度として送迎についても先ほどの、車の改造についての補助、これを該当させると。

他の、これは新潟県見附市のところなのですけれども、自治体によってはいろいろとこういったようなことがやられております。ここも自らが運転するという場合もいけるし、それから送迎、家族が運転する場合というのはいける。それから、車の改造については新規に購入する場合も改造とみなすといったようなことで、本人が運転する場合はその改造の助成が100千円、家族が運転する場合は、これは新規購入になるのかど

うか、600千円というように、こういうふうにきちんとそういった制度ができているところもあるわけなので、今那賀町ではまだそういったことができておりませんが、そういった制度を作る必要が私はあると思うので、是非その辺の町長の考え方をお聞きしたいと思います。

○尾崎隆敏教育長 議長。

○大澤夫左二議長 尾崎教育長。

○尾崎隆敏教育長 先ほど新居議員さんから御説明があった中で、阿南支援学校ひわさ分校ですね、その方に通学される場合の通学費のガソリン代については、県立学校の助成措置が受けられるということで、現在そういう申請をされましたらそのガソリン代については補助の対象になるというように認識をしております。以前にも同じような質問があったと思っております。そういうことで、ガソリン代については助成措置があるということで、御理解をいただけたらと思います。

以上です。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 新居議員さんの、町独自のそういう支援制度の創設ということにつきましては、該当する方、特に議員御指摘の方との御意見ではもう少しちょっと内容的にも待つてほしいということもお聞きいたしております。それから、他の障害のある方に対する支援制度等も併せて検討しなければならないと思っております。これはまた担当課を含め、関係機関また関係する保健師さん等の御意見もお聞きしながら、また対応をしてみたいと思っております。

ただ、その場合に、そういう制度でそういう支援と言いますか、車のことですが、車を買えばそれで全部全てそれならそれで解決しますかということにもなるかと思えます。それも含めて、十分検討していきたいと思えます。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 その今既に現に通っておられる方からもお聞きしたことがあって、私も学校の方から何かそういう支援があるというのは聞いたことがあるのですけれども、それ余分に町の上乗せというのですかね、町の方でそういった支援ができないかということと、今言ったような、町長が最後に答えられたのですけれども、車が購入できたらそれだけで済むのか、みたいなことで、それ以上にもっとやってくれたらそれはもう当然いい話なので。そこまでいかないのが今の現状なので。

改造したときに100千円というのがあるわね、それは本人が運転する場合に。今この制度があるのを、他の町村では本人だけでなしに家族が運転するという場合にもこれを該当させているし、それから新規購入する場合にもそれも改造とみなすというようにしているところがありますので、やはりそういうふうに解釈を広げるというのですかね、拡充を是非していただきたいと思うのですけれども、その辺お願いします。

○吉岡敏之健康福祉課長 議長。

○大澤夫左二議長 吉岡健康福祉課長。

○吉岡敏之健康福祉課長 先ほど申しました那賀町地域生活支援事業と申しますのは、

当然障害者総合支援法にのっとった事業でございます。当然国費及び県費、それから町費でこの支援を行っております。ですので、この事業に該当するものにつきまして、財源的には町が4分の1負担ということで行っている事業でございますが、仮にこの地域生活支援事業というところに国の制度——これは制度ですので、この制度以外に何か町独自でこの事業の中に盛り込むというようなことになれば、もちろん町単独費の上乗せということになるかと思っております。

ただし、先ほど町長が申しましたように、車で送迎している方は、障害者の方はもちろんですけれども、高齢者の方それからいろいろな方がおられまして、どこまで線引きするかその辺りの課題もございますし、ましてや自家用車の燃料代ともなりますと、なかなかその管理ですね、何に使用したとかいう管理もなかなか難しいということもございますので、なかなか一概には、検討はいたしますけれども、現実にはいろいろクリアしなくてはならない問題があるのではないかと考えております。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。3回目になったので、続きならもうまとめてください。

○新居敏弘議員 要望というのですか、要望したわけなのですが、基本構想にあるように、本当に誰もがこの那賀町で生まれ育ち、よかった、こういう制度があって助かったと本当にそう思えるように、そういう町政を是非していただきたいということを申し上げまして、これで私の質問を終わります。

○大澤夫左二議長 新居君の一般質問が終了いたしました。

8番目に柏木岳君を指名し、発言を許可いたします。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 よろしく申し上げます。

私は4題提出させていただいておりますが、順番を変えさせていただきまして、まず「人口減少時代における目指すべき家庭のあり方」という点で質問をさせていただきたいと思いますけれども、昨日・一昨日とですね、鹿児島県鹿屋市というところで、御存じの方がいらっしゃると思いますが、「柳谷（やねだん）」という集落に行ってきました。300人ほどの集落でございますけれども、ここが15年ほど前から取組をしておりますけれども、これは町内会なのですが、地域再生のキーワードとして「感謝と感動の町内会づくり」というテーマでですね、その町内会の全ての方々、300名全ての方々、集落はファミリーだということで、昨日行っていたのですが、公民館に300名の方の全て、赤ちゃんも含めて95歳のお年寄りも含めて全ての方の写真がかなりの大きさのパネルで貼られておる公民館でした。1人も欠けておりませんでした。反対者は1人もおりませんでした。

そんな町づくりというか町内会をされておるところですけれども、ボーナスが出るという町内会です。町内会費は補助があるのかないのか分かりませんが、那賀町だと500千円ぐらいの補助が公民館単位で出ておりますが、ボーナスを支給しております。120世帯に支給しておりますが、これは自分たちでサツマイモを植えたり焼酎を作ったりですね、昨日僕も買いましたが焼酎を作ったり、土着菌という何かそういう菌で培養ができるようなものを販売したりということで、町内会として自立をしたよ

うな財政を作っているところなのですね。今までにかなりの全国的な賞もいただいているというところなのです。

その「感動と感謝の町づくり」の内容としては、先ほど申しましたように、住民全員の顔写真をまず貼るところから始まりまして、毎朝無線放送で感動のメッセージが流れるということです。1泊しましたけれども、6時半にですね、公民館長が無線で全戸に聞こえるように「おはようございます。」ということから始まりまして、「昨日は雨でしたけれども、特に御心配はなかったですか」というような、心温まるようなメッセージが流れると。そしてそのメッセージが、母の日・父の日・敬老の日には母を思う子の手紙に変わるというので、涙されているような状況の紹介もございました。

また、その自治体で財源を確保しているということによって、その使い道は自由に使えますので、現在6百万円ほどの余剰金があるということで、過去からの経緯でいきますと、お年寄りのお宅にはこれは非常通報装置を無料で配ったりとかですね、シルバーカーを配布したりとかというようなことを、行政とは別にやっているようなところで。また子どもさんの対策として、その公民館に子どもさんを放課後なり集めて、夏休みも含めて集めてですね、元教師の方が無償で家庭教師をするというようなことで、学力も上がっているという話でした。

この那賀町よりもかなり、今驚敷とかと比べるともっと過疎が進んでいるような雰囲気ではあるのですけれども、那賀町内で言うと木沢的な雰囲気でしたけれども、高齢化率は元々40%だったところなのですが、そういった取組によって移住者も増えてですね、今神山がやっているような芸術家を募ったりして、今7名の芸術家がいらっしゃいまして、そのうちの3名ほどの方とお話もさせていただきまして、似顔絵教室なりをちょっと勉強もさせていただいたのですが、県外からもそういった方が入ってきたり、子どもさんがたくさん生まれることによって、高齢化率40%だったところが33%にまで下がったというような話でした。

また一昨年には、これは議会で行きましたけれども、下條村も新しい取組をされていて、これ前回も紹介をいたしましたけれども、町のことに對して自主的に協力をいただける方に関してはですね、子育てファミリーに関しては公営住宅を建設して、かなりの低廉な家賃で入っていただくというような取組をされているところが、合計特殊出生率がですね、今全国的には1.3ほどですが、2.0を超えているというような取組もありました。

これらに共通するのはですね、まずそこにリーダーがいて、率先して動くことによって住民の意識を変えたというポイントがございます。やねだんという集落でも、その公民館長を選んだのですが、元々は5%ほどの方は反対者だったということで、粘り強い説得、説得というより納得という話でしたけれども、粘り強い働きかけによってそういう方にも納得をいただき、全ての方に感動と感謝をもった町づくりがされているというようなことで、私自身もですね、企業に携わる者そして町づくりに携わる者として、もう少し勉強が足りないというようなことのお叱りもいただいたというふうに思っております。キーワードとしてはですね、その下條村も含めてハートフルな町づくりということが挙げられるのかと思います。

全国的に過疎化が進む中で、同じような状況を抱えている町がたくさんございます

けれども、建物ができるという点でハード面で進むこともございます。それはなかなか町単独の予算では難しいわけですが、心を変えということに関しては、これはお金がそれほど必要ではないと思います。それは小さい町でもできるというようなことであってですね、私が以前から非常に頑張りたいと思っている「もんでこい丹生谷」という我が町の取組にもつながるわけなのですけれども、そういった観点からですね、これからのこの那賀町、これ日本全国的なことでもいいのですけれども、那賀町において目指すべき家庭のあり方と申しますか、まずはその子育て施策を打つに当たっても、想定をされる家庭があると思うのですね。

今までは1家庭4人世帯で、父母がいてですね、その娘さん・息子さんとか、子どもさん2人という家庭が標準的な家庭ということで、そういったことに対する施策が想定的に行われてきたと思います。それからちょっとはみ出すというか、それ以外、核家族も含めてというように輪郭を広げてきたと思うのですけれども、昨今のようにそういう家庭環境また働き方等が多様化する中で、まずはその21世紀の家庭ないし家族のあり方として、どういったところを想定をされておられるのか。今もう既に第1子を生む母親の年齢が30歳を超えたところでもございます。最近ではですね、一番下がったときに1.2台まで合計特殊出生率は下がりましたけれども、今ここ5年ほど上がってきておりまして、1%強上がってきておられるような状況ですけれども、働き方も含めたこの町が目指すべき方向性というのを、まずはちょっとどういった認識でいらっしゃるのかというのをお聞かせをいただきたいなと思います。

○尾崎隆敏教育長 議長。

○大澤夫左二議長 尾崎教育長。

○尾崎隆敏教育長 柏木議員さんの質問、非常に難しい課題とっております。この那賀町も、このまま推移すれば、この2040年、27年後の姿ということで徳島新聞にも載りましたように、厚生労働省の将来推計人口によりますと、人口は6割減って4割になる、そしてなおかつ65歳以上の高齢化率が現在の42%が60%になる。このような超高齢社会、少子高齢化社会になってしまっただけでは那賀町が存続できない、そういう危機感も私たちは非常に持っておりますし、当然行政・教育両面から、そういうことを避けるために様々な施策を打っていかねばならないということ、これは心に強く受け止めながら行政施策に取り組んでいかねばならないと思っております。

その中で、一般的な家庭のモデルにつきましては、議員の皆さん・私たち答弁する課長さん・町長さんを含めてなのですけれども、私たちが若かりし頃は3世代同居というのは当然普通の世帯であったのが、今やもうそれこそ単身世帯が多くなり、なおかつ親子の世代、非常に様変わりをしてまいりましたし、それじゃあその形態を昔の形に変えるということは、これはもう不可能だと思います。その中で、那賀町をいかに活性化していくか、これについては、私たちは教育委員会ということで、教育の施策の中でできるだけ子どもたちに那賀町に残っていただきたいと思うし、そして例え那賀町を離れても那賀町を常に思ってくれる、そういう気持ちを持った子どもを育てていくということが、私は一番大事だと思っております。私たちにとっては子どもたちが近くにいてくれるということは心強いし、私たちにとってはそういう気持ちを持つということが大切な

ことでなかろうかというように思っております。そういう子育てのために、様々な施策を打ちながら全力を尽くしてまいりたいと思っております。

抽象的な言葉でどうこうということは非常に言いにくいのですが、教育施策の中で、特に私たちはふるさと教育、それから那賀町を愛する心育成の教育という点に力を入れておりますので、今までの知育・徳育・体育の能力を伸ばす、これは当然でございまして、その上に先ほど言いましたその2つのことを重点的に教育の中で取り組んでまいりたいと思っております。

しかしながら、なんぼ教育をしても家庭でそのことをやはり子どもたちにしっかり教えていただかなければ、なかなか進展するものではないというように思っております。行政におきまして、当然その子どもたち、優れた子どもたちを那賀町に残すためにどういう施策をするか、当然雇用の場の創出、そしてまた家庭を築く中で負担ができるだけ少なく済むという温かい地域を作っていくということ、これが重要なことでなかろうかと思っております。抽象的な言葉で申し訳ないのですが、そういう教育のために全力を挙げて取り組んでまいりたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 はい、ありがとうございます。以前からですね、教育長が今御紹介いただいたような施策については、僕も評価するところはたくさんありますけれども、まずは開会日にも那賀町の児童のその推移の表をいただきましたけれども、非常に大変な状況ですね。そういったことから含めて、意識をまず変えるというのは、これは行政側の意識も変えないといけないと思うのです。周辺がこうであるからというようなことで対応をしておると、これはもう同じように減っていったってしまうような状況です。

先ほど紹介した鹿屋市やねだん地域と下條村、他にもあるかと思っておりますけれども、そういったところは先んじて何かをやったという例でございます。まずはですね、家庭の多様化をもう少し幅広く捉えて、そういったところに対しても手厚いフォローを行政として行っていくべきだということを強くお願いをしたいなと思っております。ですから、今ちょっと答弁をいただいたところでも、ちょっと申し訳ないですがけれども以前からの繰り返しごとということもありますので、まずはその多様化を認めていただくということを考えるに当たって、先ほどの障害者の件についてもそうですけれども、マジョリティじゃないマイノリティの部分と、これは少数派の部分なのですが、少数派の部分にまでも広げていくようなところから多数派を形成していくというか、そこまで配慮しておるから安心な町なのですよというようなことで、人が、健全な方も含めて人が入ってきていただけるというようなところに発想を変えていただきたいなところがまず1点なのです。

最近、安倍総理がですね、非常に女性のキャリアアップについて盛んに発言をいただいております。女性のキャリアアップで成長戦略ということで、これは非常に一理あることと思っております。1つには40万人の待機児童の解消ということ掲げておりますけれども、これは女性のキャリアアップに直接的にはつながると思っております。自分が仕事を

しておる時間に子どもさんの面倒を見ていただく方ができるということですから、キャリアアップにつながるということがございます。

ただし、もう1点の3年の育児休暇に関しては、これはちょっと選択肢が増えることに関しては非常にありがたい話ではありますけれども、これを選択する方がいらっしゃるかどうかという点では疑問も残りますし、キャリアアップの部分から申しますと、少しマイナス的な要素もあるかと思えます。3年たつともう仕事を忘れていたりとか、そういうこともございますし、女性をまた家庭に縛り付けてしまうというような施策にもなりかねないというような問題も残ります。

ただしですね、先ほどのその40万人の待機児童の解消という点においては、これは那賀町において待機児童というのは今ないということでもありますから、少し拡大をしてみますと、自分自身が仕事に没頭できる時間をどれだけ増やせられるかということに観点を置き換えたとして、先般の一般質問でさせていただきましたが、やはりこれは先日から申し上げておりますように、延長保育を何とか爆発的に伸ばしていただきたいと、ちょっとそういう文言に変えますけれども、そういうことの強いお願いでございます。

先日は21時まで——これは全員の方ではないのですね。そういった夜間にも働く人がいらっしゃるれば、そういう方の子どもさんを見るのに21時ぐらいまで対応ができるような保育園を置いていただきたいというところです。それともう1点は、急に子どもが病気になったからといって自分たちが迎えに行かなくてもいいような、看護師常駐がされておるような保育園を是非作っていただきたいという、これはもう以前から申し上げているところでございます。これが先ほどの2町に匹敵する那賀町の新たな取組ではないかということで、コストの問題もございますけれども、私自身自負をしておるところですので、是非これはですね——最初は新しいことをしようと思うと「え？」と首をかしげますけれども、もうこの2町に関しましても元々はそういうところでございました。それをいかに説得して啓蒙していくというところかと思えますので、是非これは行政課題として掲げていただきたいなと思えます。

また、先ほどの3年間の育児休暇ということよりもですね、いろいろちょっと調査をした結果、働く母親は育児休暇というよりも時間短縮の方をどんどん進めていただきたいなというふうに思っている方が多いわけでした。これは1つの調査によると、全国的に進んでおる企業は、男性なのですが、男性が9時から15時までの勤務時間の短縮をしておる会社がありました。そこは6時間しか働かないのですが、その分賃金が若干下がりますが、業績アップが125%だったと、それによって業務を見直し始めたということも含めて、125%業績アップを果たしたということでした。ですから、こういったことも含めてですね、新しい物事の考え方で、こういうことをまずやるということの取組を決めていただいて、それに向けてどうしたらいいのかという過程を次に導き出していただきたいなというふうにも思えます。

また、今でもちょっと時代遅れだと思っておりますけれども、保育園、僕自身が小さい頃にはですね、4時になると早く帰れるという意識で保育園に行っておりました。その後は自分たちで遊べるわけですから通っておりましたが、やはり親としては見てくれる人がどうしても必要ですね。うちはおばあさんがおりましたからおばあさんとか、

その前のもう1人というか、近所のおばあさんにも世話をいただいていたのですけれども、これはモデルケースとして4時に迎えにくるというのが妥当なのかどうか。今はその延長はしていただいております、5時や6時、長ければ7時とかそういったところも増えてきて、町内でもしていただいておりますのですけれども、元々のモデルとして普通に働く人に8時—5時か9時、6時ですね、そこから残業をしたりとか、ちょっと買物に寄って惣菜を買って帰ったりとかしたときに、その時間で元々対応ができておったのかどうかという根本的な疑問点があります。

これは相当な時代遅れと思っております。これはもう保育園だけではなくて、比較的制度が新しいデイサービス、今度はお年寄りの託老所というか、そういう預かる側の立場ですけれども、12～13年前に介護保険制度ができて比較的新しい制度でもあるにもかかわらず、3時半か4時には送っていくということがあって、じゃあこれも先ほどの働き世代が戻ってくる時間よりは1時間か2時間早くなってしまっておるという、もう根本的なこういうモデルケースとしての認識違いがあると思っております。この部分はですね、まずはちょっと踏み込んで町としてどう取り組むのかを考えていただきたいなと思います。

しかしですね、過去には大家族でもって、私の家もそうでしたけれども、高齢者の人が見ていただいていた、放課後は見ていただいていたという状況があったのです。ですけれども、ここを行政化とか外部化をしていくことによって、賃金が発生するような状況をもって担保していくということになると、非常に財政的に難しい部分もあるのかなという点もございます。

ですけれども、ここでもう一度ちょっと立ち返っていただきたいのですが、先ほどのやねだんの取組ですけれども、子どもさんが帰るとですね、その公民館にお年寄りが集まって、もう普通に自分のところの子どもとして面倒をみるというような仕組みというか、雰囲気づくりも含めてできておるというような状況です。これはこの那賀町でも絶対的にできる話だろうと思っておりますし、そういった町民の方々もかなり意識的にお持ちの方がいらっしゃると思うのです。そういった高齢者の方を、もっと社会の中で活躍していただける場を是非広げていただきたいなと思っておりますけれども、ちょっと今まで多々申し上げましたが、私自身が申し上げた提案に対してですね、教育長で構いませんけれども、考えをお聞かせいただけたらと思うのですけれども。

○尾崎隆敏教育長 議長。

○大澤夫左二議長 尾崎教育長。

○尾崎隆敏教育長 子どもたちを育てていく過程でやはり様々な問題があるということ、これは私たちも十分認識をしております。その子どもたちを育てるために、行政だけでなしに、地域が共に育てるという環境づくりは非常に大切なことだと思っております。当然保育園から義務教育を終えるまでの間、これはやはり私たちは特に注意を払って、子育て支援にできるだけ対応をしていかなければならないと思っております。

その中で保育園・幼稚園の関係ですけれども、新しく認定こども園という制度も発足されるというようなことで、その辺りの新しい教育のあり方というのを今年から検討しておりますので、その中で一体どのような教育ができるのか十分検討してみたいと

思っております。当然その中で行政として子育て支援に対してどういう支援ができるか、その辺りも考えてみたいと思います。ただ、行政の支援だけでなしに、保護者の負担ということもやはり考えていただかなければ、それは成り立たないということも御理解をいただければと思っております。

小学校に上がりますと、学校を終えましたら放課後子どもクラブを私たちは運営をいたしております。年間5百万円余り負担をしてその子どもたちを預かっておりますし、当然それ以外の子どもについてはスポーツ少年団活動とかそういうような中で助成措置も講じております。できる限りその子どもたちのニーズに応えた、保護者のニーズに応えたような教育をできるだけ多く取り入れながらやってまいりたいと思っております。現在教育委員会としては、他の町村に比べて17項目の助成制度・優遇措置を講じております。その制度を通じまして、できるだけ保護者負担の軽減を図るとともに、優秀な人材を育ててまいりたいと思います。

徳島県下で那賀町しかできていない事業というもののの中に、那賀高校育成事業補助金制度を取り入れております。このことにつきましては、義務教育を終えて高校に行った場合に、那賀高校に通っている子どもが一番那賀町に残ってくれております。そして、那賀町のために、現在も多くの方が町政発展のために尽くしてくれているということから、私たちは那賀高校を全面的に支援をして、そして那賀高校が存続できるようにということで施策を講じてきております。その経費が、教育振興費補助、通学補助それから寮の運営費を含めると、12百万円を超える金額を那賀町は助成措置として講じておりますし、そういうできるだけ助成措置を講じながら、素晴らしい生徒の育成に努めてまいりたいと思います。

それから、当然高校に通うことが厳しい家庭の子弟のためには奨学金制度もございまして、大学までその制度を受けられるような体制も整えております。高校が30千円・大学が50千円を限度として、無利子で貸出をしております。そういう様々な制度を設けながら、継続して支援に努めてまいりたいと思っております。

よろしく願います。

○**柏木岳議員** 議長。

○**大澤夫左二議長** 柏木君。

○**柏木岳議員** はい、ありがとうございます。分かりました。たくさん取組をされているのは分かったのですが、ちょっと私が提案した新たな取組もちょっと今後考慮していただきたいというところが筋でございました。

もう1点だけ紹介しておきますけれども、最近1年前から、これは小・中学校ですけれども、県内の小・中学校で31校もう対象の学校が増えておるのですが、新しい取組をしている会社があります。これはNPO法人なのですけれども。大体放課後に、授業中のところもありますけれども、放課後の時間帯にですね、子どもさんを預かっているとどうしても先生が対応しないといけない学校もあるのですね。特に支援学校で多いのですが、あるのです。そういったところで、無償でそこに入って行って、その先生の助教諭的な役割をしている方がおります。その人はまだ若いのです、35～36歳なのですが。

それはどういった仕組みでやっているかと言うと、企業からスポンサーを募りま

す。そのスポンサーでもって自分の生活費を保ってしまして、そのスポンサーは学校に対してチラシを配らせてもらえるというメリットを付けておると。学校も教育委員会も1円もその人件費を負担しません。その人を雇うことによってね、負担しません。これが今県下で31校に増えております。特別支援学校を中心にして、31校あります。これは支援学校だけではなくてですね、今阿南市の通常の小学校にも今後取り入れようともう決めておるところがございます。

是非こういったことをですね、提案をお願いしたいなと思います。先ほどやはり他に勝る施策を打っておるといって那賀町の施策なのですけれども、これは12月議会で町長にお願いをして、町長も「是非やります」と言っていた育児政策の取りまとめのPR予算化がまだちょっと載っていないのではないかと思いますので、これは是非早めをお願いをしたいなと思います。

以上が1点目の質問でありますけれども、2点目は「ごみ処理場の建設計画の進め方」というところで、これはもう古野議員・植北議員の方である程度お話をいただきました。問題としてはですね、事務的なその手続きの進め方が1点の部分と、あといろいろな直営で行うかどうかという部分、外部委託も含めたほかのやり方があるのではないかと2点に絞られるのかなと思いますけれども、先ほど岡川課長が数字も含めて説明をいただきましたが、ちょっと十分な内容がね、調べていただいているとは思いますが、私どもの方の手元に情報がきておりませんので、これは是非委員会のときに提出をお願いできたらなと思いますので、この問題については委員会のときにさせていただこうかなと思いますので、割愛をいたします。

続きまして、一番下に書いております「シカ肉・イノシシ肉等の流通体制の確立に向けての取組について」ですけれども、これも過去には委員会内で質疑をさせていただきましたが、今年も予算化されておりますが、年々駆除する頭数が増えております。しかしですね、私もいろいろイベントをしようとしたときに、シカ肉で何かを作ってくださいねというのをPRをしようとした場合、なかなかその肉の確保ができないのだという話が多いのです。これ四季美谷温泉に聞くと、よくそういう話があります。ちょっとほかの関連の方にも多く聞かれるところなのですけれども。

5月11日だったと思いますが、四季美谷温泉で自分たちの団体40人ほどがそこで会議をしたあと宴会をさせていただいて、宴会自体は僕自身初めてだったのですけれども、その出てきた料理がですね、「これ3,000円です。」と言われて出てきたのですけれども、もう僕以外の参加者が「これはすごい料理ですね。」というような評価をいただいたのですよ。これ四国中から集まっていた人たちなのですけどね、若手の経営者が多いのですが、めちゃくちゃ称賛いただいたのです。

その中にホテルの経営者、道後温泉界隈の経営者が1人と阿南で旅館をやっているところが1人いらっちゃって、もし流通体制が確立されれば、シカ肉に関して取り入れるつもりはあると、ジビエ料理をやりたいという話でした。その道後温泉の方は結構大きいホテルで、僕も何回か行ったことがあるのですけれども、そういったところでフランス料理風に扱ってもらえる意思もあるという話なのです。

けれども、以前から県内でもシカ肉をどのように生かしていこうかということに関しては、料理教室とか業者向けの扱い方というのいろいろな紹介はされておるのですけ

れども、全県的に見て余り進んでいないというのが印象でないかなと。そういうこちらから願いをすれば出してはいただけますけれども、何かそれが1つの産業になったりとか、コストが合った上で収支が賄えた上で確立されておるのはまだ県内でもないと思うのです。高知を越えたところの南国あたりでもシカ肉は使っていますけれども、四国全域を含めてなかなか確立されていないような状況の中です。駆除頭数はめちゃくちゃ増えておるのですけれど、買い取ってくれる金額が安いし、売る方も安いし買う方は高いというので、折り合いがつかないというのが現状だそうなのです。これはその環境課と商工地籍課、両方に聞きたいのですけれど、どこに問題があるのかということをもまずちょっとお聞かせをいただきたいのです。

お願いします。

○樫本正史農業振興課長 議長。

○大澤夫左二議長 樫本農業振興課長。

○樫本正史農業振興課長 柏木議員の質問にお答えいたします。

シカの個体数調整捕獲・イノシシの有害鳥獣捕獲の実績については、平成20年度にはシカが286頭・イノシシ35頭であったのが、昨年度の平成24年度ではシカが1,199頭・イノシシが69頭と、この4年間でシカにつきましては4倍を超えています。この間、町内の捕獲班員の人数は135名前後と増えていないにもかかわらず、成果を上げられていることにつきましては、その御尽力に深く感謝を申し上げる次第でございます。

シカの食肉への活用及び流通についてであります。那賀町ではお隣の高知県香美市と共に「阿佐地域鳥獣被害防止広域対策協議会」という長い名前ですが、それを平成19年度に設立し、国の支援を受けて鳥獣被害対策を行っております。平成20年度には香美市がべふ峡温泉にシカ肉加工所を建設したのに続き、那賀町においても平成21年度に木沢支所上流約1.4kmの箇所、県下で初となる木沢シカ肉加工施設を建設しています。それで、平成22年度より阿佐地域協議会の方から四季美谷温泉へ施設の運営を委託し、同年9月に食肉処理業の許可を取得しまして、10月から運営を開始したところでございます。

シカ肉処理の実績としましては、平成22年度は10月から33頭、平成23年度は37頭、平成24年度は64頭となっております。当初の目標が年間100～150頭程度となっておりますので、この2年半の間で目標達成率は約50%程度かと思えます。

運営に際しましては、食品衛生法や徳島県シカ肉・イノシシ肉処理衛生管理ガイドラインに基づきまして、衛生的に処理を行っております。販売先につきましては、現在は主に四季美谷温泉ともみじ川温泉への卸販売でございまして、将来については町内外の飲食店への卸販売を予定しております。今のところ食肉処理業の許可でございまして、個人への販売等は予定しておりません。

現在の課題及び問題点につきましては、県の指導等によりまして捕獲地から加工施設までの搬入時間をおおむね1時間以内と設定しておりますために、受入れする地域に制約が生じておることと、相手が狩猟された野生動物であるために、受入れ時のシカの状態にムラが生じまして、安全で良質な肉の部位だけを確保するためには歩留まりが悪く

なりまして、安定供給が難しい食材であることを痛感しているとのことでございます。

今後の取組につきましては、捕獲から食肉加工・保存・販売までの流れをスムーズにするために、食肉処理作業に当たる人員を複数人確保していただき、猟師からのシカ捕獲の連絡に迅速に対応できる体制をつくっていただくことだと考えております。場合によりましては、捕獲場所近くまで出向き、シカの状態を確認して受入れの判断をそこで行うことができましたら、お互いの時間のロス及びトラブルも減少することができるのではないかと思います。

この事業に関わる全ての方々には、品質の確保を第一に高い意識を持っていただきまして、シカ肉の高級食材としての地位を確立させていただきたいと願っております。

以上です。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 はい、ありがとうございます。今四季美谷温泉では、支配人がお1人でやられているということでしたので、やはり人員が不足しておるといふのとですね、もう1点が、狩りをした方が売りたい金額で売れてないという点がどういった問題があるのかというところなのですけれども、その問題に関して、処理に持っていく方がいいと思ってしまうような状況をですね、どうにか打開をしていただきたいなと思いますし、徳島県内、市内の方のイタリア料理店だったと思うのですが、イタリア料理店のオーナーもシカ肉を使いたいらしいのですけれども、味自体が何か県内産のものはそんなによくないという話でした。その辺りもじゃあどう違うのかというのはちょっとよく分からないのですね。

もう少し研究を是非お願いをしたいと思いますし、味と申しまして、この前も熊本に行ったときには馬肉をいただきましたけれども、馬肉にしても脂が少ないからそんなにおいしくはないのですね。だけど、そこが何がブランド化されていることによって、人から注文いただけるという話もあるのです。そんなにまだシカ肉自体がブランド化されているような状況でないような時期ですから、早急にこれは力を入れて是非やっていただきたいなと思います。個人売りはする必要はないと思います。各地のそういう卸売に対してですね、是非これは力を入れていただきたいと思いますので、まずはその人員確保というのが課題に挙がっておるようですから、早急な取組をお願いしたいなと思います。

最後の質問ですけれども、3番目に書いております「買物支援事業に付随する宅配業者のサービス向上について」という質問というところですね、先日の予算で「買物支援事業」というところで、山間地に住んでいらっしゃる方々がなかなか買物に行くのが大変だという方に対して、商工会を通じてものを買っていただいた方には宅配手数料を補助しましょうという話でした。

ちょっと先般の質疑では十分まだ煮詰まっていないようなこともありましたけれども、追加で数点質問をいたしますけれども、宅配業者を具体的にどういったところを考えられておるのかということと、生活協同組合——生協ですけれども、生協との差をどのように考えているのかということと、生鮮食品の対応をどうするのか、それも含めて対象品目はどういったところになるのかということとをまずお答えをいただきたい

と思います。

○新居宏商工地籍課長 議長。

○大澤夫左二議長 新居商工地籍課長。

○新居宏商工地籍課長 まず1点目の宅配業者なのですが、宅配業者についてはヤマト運輸株式会社と阿南郵便局の2者を予定しております。生協さんについては、特にこの買物弱者事業については生協さんとは何も話はしていないので、特に生協さんは生協さんでやられている部分に対して、やはり町の商工会としては商工会としての宅配事業を進めていくということで考えております。

生鮮食品なのですが、一応通常はみかん箱ぐらいの箱に入れてもらうのですが、生鮮食品についてはクール宅急便とかで利用されているような、小さいクール便の箱に入れて宅配していただくということで、通常の惣菜とか生鮮食品等についても運べるような仕組みで考えております。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 はい、ありがとうございます。これを是非拡充いただきたいというのと、そのサービスをよりよいものにしていただきたいと思っておりますけれども、この質問にちょっと派生をしてくれ、先日ちょっとある方から御指摘をいただきましたけれども、郵便局が民営化されて非常にサービスが低下をしたという話です。これは、具体的には木頭地域で出原局が集配をしなくなったという問題がありまして、北川は集配しているのに出原はなぜなくなったのかという話なのですが、これはいろいろ経緯を聞きましたけれども、現時点で鷺敷・延野・桜谷・北川が集配を行っているという状況でございます。平谷から出原までの奥の方は桜谷から対応をしておるそうです。

ここに関してですね、郵政民営化見直し法案が通ったということでもありますけれども、現場での対応としてそこところが十分改善がなされていないという話でした。まだその声が出てないのだろうと思うのですが、人口比率にすると、北川地域が30%に対して出原地域は70%というところで、出原の方は集配を行っていないので、桜谷からきていただくのに当日の朝の10時ぐらいまでには集配を頼まないといけないということで、めちゃくちゃ早い時間で締め切られてしまうという話です。北川の方は午後からでも対応が可能ということと、あとある程度折り合いをつけてですね、家まで取りにきてくれるという話でした。

この部分に関してですね、町長の方に木頭地域の方から陳情書が上がっているということですが、まずはちょっとこの不都合な問題について町長の認識をお伺いしたいのとですね、併せてこの要望書についてどういった対応がなされたのかというのをお聞かせいただきたいと思っております。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 いただいた要望書については、いただいて即、鷺敷郵便局長を通じまして四国支社長、そういったところでその対応についての意見をお聞きいたしております。そして回答はいただいておりますが、内容等について公表はちょっともう少し待っていただきたいということで、私は私なりにその内容を十分検討させていただい

ておりますが、そのあとまた追加でまた2～3点きまして、再度またお送りし、今後においてそれに回答するかどうかについて、局長とも十分検討をしているところで

す。
内容等につきましては、一応御指摘の御要望との認識の差がかなりあるのと違うかなという感はいたしております。これらをどう木頭出原地区の方に御理解をいただけるか。そして、またやはりこれはちょっと申し上げにくい点もあるのですが、その要望されている方のお名前の中に前の局長さんがおいでであるということもございまして、局長さん間での意識の違いというものもあるのかなという感はいたしております。

ただ、ここでその内容について公表は避けていただきたいということを言われておりますので、その点についてはまた御理解を賜りたいと思います。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 はい、確かにそうなのです。そのお願いをしてきていただいた方の中にはそういった立場の方もいらっしゃるのですが、これが議会で取り上げるとか町政の対応ごととすることに当たっては、住民の側にサービスの低下という支障があるかどうかという点で捉えるということの必要はあると思うのですね。これはもう1企業にはなってしまうかもしれませんが、現段階では海川局も昨年からお年寄りの安否確認サービスであるとかかというような形で提携もなされておりますし、町内にある民間業者とは、大手企業とは、地元の人を採用してほしいとかですね、町内の商工関係者ともいろいろな町をよくするやり取りというのはなされておるわけですから、まずはこれは住民のプラスになるという点をもうちょっと捉え直しをしていただいて、恐らくは何度かやり取りをしていただいた中で前向きな取組もなされたのではないかとと思うのですけれども、ちょっとその申し上げていただきにくいことがあるということですので、深掘りはちょっと避けますけれども、私自身が認識をしているところであると、出原地域がなかなか速達等の問題について非常に困難な状況があるということと、北川地域で集配がなされておるといふところとですね、これをその旧町村単位で考えると、もう少しバランスのよいやり方を考えていただけないかということ、郵便局に陳情をしていただくといふことは問題ないのではないかといふふうに僕自身は考えております。

その中でですね、地域のサービスとして、今はもう既に民間企業になっているわけですから、折り合いがつかないということであれば、以前から委員会でも力を入れてお願いをしてほしいということをもってしゃべっておる、海川地区でなされた安否確認サービスを各地で広げていただくことによって、郵便局との関係をバランスの取れたものにしていただくということも検討課題としては入ってくるのではないかなといふふうにも思いますので、是非前向きな取組をお願いしたいと思いますし、もしここで具合が悪いということであれば、また明るみにならない場で信義則のもとにお話をいただけたらなといふふうには思います。

私もですね、今ちょっとそういう認識が少し違うのではないかという御指摘もいただきましたので、もう少し交通整理というか、調整をして理解を深めたいと思いますので、是非住民サービスの低下というか、復活を期待できるような調整をお願いをしたい

なと思いますので、以上をもちまして質問とさせていただきます。

○大澤夫左二議長 柏木君の質問が終わりました。以上をもって本日の議事日程は全部終了しました。

お諮りいたします。6月11日から18日は、議案調査並びに休祭日のため休会といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、そのように決定いたしました。6月19日再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。

午後03時53分 散会

平成25年6月那賀町議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成25年6月19日（水）

招集場所 那賀町役場本庁舎3階議場

出席議員 15名

| | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 柏木 岳 | 2番 | 古野 司 | 3番 | 田中 久保 |
| 4番 | 前 耕造 | 5番 | 清水 幸助 | 6番 | 植田 一志 |
| 7番 | 照原 廣幸 | 8番 | 植北 英徳 | 9番 | 株田 茂 |
| 10番 | 吉田 行雄 | 11番 | 連記かよ子 | 12番 | 福永 泰明 |
| 14番 | 新居 敏弘 | 15番 | 久川治次郎 | 16番 | 大澤夫左二 |

欠席議員 なし

欠 員 1名

13番

会議録署名議員

10番 吉田 行雄 11番 連記かよ子

議会事務局

局長 福多 士郎 書記 司 るり

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-----------|-------|----------------|-------|
| 町 長 | 坂口 博文 | 副 町 長 | 稲澤 弘一 |
| 教 育 長 | 尾崎 隆敏 | 総 務 課 長 | 峯田 繁廣 |
| 出 納 室 長 | 大下 雅子 | 相 生 支 所 長 | 中田 昌一 |
| 上那賀支所長 | 横山 尚純 | 木 沢 支 所 長 | 井本 和行 |
| 木 頭 支 所 長 | 蔭原 秀一 | 教 育 次 長 | 鵜澤 守 |
| 税 務 課 長 | 後藤 交峰 | 住 民 課 長 | 岡川 千歳 |
| 健康福祉課長 | 吉岡 敏之 | 建 設 課 長 | 平川 恒 |
| 農業振興課長 | 檜本 正史 | 林業振興課長 | 森 久男 |
| 企画情報課長 | 湯浅 卓治 | 環 境 課 長 | 岡川 雅裕 |
| 地域防災課長 | 森下 藤夫 | ケーブルテレビ課長 | 岩本 泰和 |
| 商工地籍課長 | 新居 宏 | 森林管理受託センター準備室長 | 山本 賢明 |

議事日程

- 日程第1 議案第53号 那賀町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 議案第54号 那賀町手数料条例の一部改正について
- 議案第55号 平成25年度那賀町一般会計補正予算（第1号）について
- 議案第56号 平成25年度那賀町集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第57号 平成25年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第58号 町道路線の変更について
- 日程第2 議案第62号 工事請負契約の締結について（平成24年度町単独平谷窪田団地町営住宅新築工事）
- 日程第3 特別委員会の設置について
- 日程第4 閉会中の継続調査について
（議会運営委員会並びに各常任委員会）

本日の会議に付した事件 議事日程と同じ

午前10時00分 開議

○大澤夫左二議長 おはようございます。ただいまの出席議員は15名であります。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、報告いたします。町長より追加議案の提出通知がありましたので、報告いたします。報告は以上のとおりであります。

これより本日の日程に入ります。議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第1、議案第53号「那賀町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」から、議案第58号「町道路線の変更について」までの6件を議題といたします。本件については、去る6月5日本会議において各常任委員会に付託し、審査が行われた事件であります。

以上の6件に関し、各委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長 吉田君。

○吉田行雄総務文教常任委員長 議長。

○大澤夫左二議長 吉田君。

〔吉田行雄総務文教常任委員長、登壇〕

○吉田行雄総務文教常任委員長 おはようございます。それでは総務文教常任委員長報告を申し上げます。

本委員会は去る6月12日に開催し、定例会において付託されました議案第53号「那賀町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」から、議案第57号「平成25年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）について」までの3議案について審査いたしました。その結果、付託議案については、全議案とも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程におきまして議論のありました事項の一部について、その概要を申し上げます。

議案第55号「平成25年度那賀町一般会計補正予算（第1号）について（所管分）」、委員より「今回の補正で農村舞台関係の予算が多く出ているが、地元や各団体と十分協議がされているのか。」との質疑があり、理事者側より「今回17百万円程度の補正をお願いしておりますが、主な内容は農村舞台アートプロジェクトとして2～3か所の農村舞台公演とクラシックコンサート1か所、アート展2～3か所の合わせて5～7か所程度の農村舞台アートを検討している。また、ふすまからくりの修繕、そして坂州農村舞台の屋根修繕も実施する予定であるが、当然地元との協議を行い、決定された事業となっている。今後、実施に当たっても、地元をはじめ県とも協議しながら進めていきたい。」との答弁がありました。委員からは「高齢化が進み人手も少なくなってきていて、地元にとっても大きな負担となっているので、十分な手助けをしてほしい。」と要望がありました。

次に、議案第57号「平成25年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）について」、委員より「今回、鷺敷地区でケーブルテレビの光化が実施されることであるが、今後全町的な光化への可能性はあるのか。」との質疑があり、理事者側より「これまで光化へのネックとなっていたのは、国の補助事業で整備した伝送路設備が耐用年数に達していないことであったが、今回非常に有利な国の補助事業を活用す

ることができ、光化を見据えた心臓部を整備することが可能となった。第1のステージである心臓部ができることになるので、今後は問題も多いが順次光化への計画を立てていきたいと考えている。」と答弁がございました。

他の議案についても、理事者側の説明に対し理解できるものとし、全議案とも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の概要を申し上げ、総務文教常任委員長報告といたします。

〔吉田行雄総務文教常任委員長、降壇〕

○大澤夫左二議長 次に、産業建設常任委員長 久川君。

○久川治次郎産業建設常任委員長 議長。

○大澤夫左二議長 久川君。

〔久川治次郎産業建設常任委員長、登壇〕

○久川治次郎産業建設常任委員長 産業建設常任委員長報告を申し上げます。

本委員会は去る6月14日に開催し、定例会において付託されました議案第55号「平成25年度那賀町一般会計補正予算（第1号）について（所管分）」から、議案第58号「町道路線の変更について」までの3議案につきまして審査をいたしました。その結果、付託議案につきましては、全議案とも原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

以下、審査の過程におきまして議論のありました事項につきまして、その概要を申し上げます。

議案第55号「平成25年度那賀町一般会計補正予算（第1号）について（所管分）」、委員から「買物弱者対策事業として860千円の補助金が計上されているが、この事業をすることで上流部の小さな商店の経営を圧迫することになるのではないか。」との意見があり、理事者側より「この事業を検討していく中でそういった意見もあるが、買物弱者の方も店舗も手数料を負担して参画してもらうことになるので、店舗の経営を圧迫することは少ないと考えている。店舗の経営も大事ではありますが、いかにして買物弱者を救うかということが最も重要な点であると考えている。今後の経営状況を見守り、手数料についても検討していくことも必要である。」と答弁がありました。委員から「加盟店が少ないので、無理やり押し付けているところもあるのではないか。広い町なので、旧町村単位で弱者支援をすることも必要ではないか。再検討をしてほしい。」と要望がありました。理事者側からは「いろいろと御指摘もあるが、商工会としても状況等を勘案し、2年間研究して決定されたことでありますので、事業を実施してみて不都合なところが生じるのであれば、商工会に検討をお願いしながら実施していきたい。」という答弁がありました。

また「モンキードッグ育成事業委託料が計上されているが、モンキードッグについてはいろいろと評価があり、個人的には批判的な立場だが、今後も継続して進めていくのか。」との質疑があり、理事者側より「現在北川地区で1頭導入しているが、大変効果を上げていていると感じている。地域の方々からも感謝をいただいております、今年度も木頭しらぎゅう白久地区で導入したいと考えている。この事業は飼い主の情熱がないと難しいし、集落の同意も必要であるが、大変効果がある事業なので積極的に取り組んでいきたい。」と答弁がありました。

他の議案につきましても、理事者側の説明に対し理解できるものとして、可決したものであります。

以上、審査の概要を申し上げまして、産業建設常任委員長報告といたします。

〔久川治次郎産業建設常任委員長、降壇〕

○大澤夫左二議長 次に、厚生常任委員長 新居君。

○新居敏弘厚生常任委員長 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

〔新居敏弘厚生常任委員長、登壇〕

○新居敏弘厚生常任委員長 厚生常任委員長報告を申し上げます。

本委員会は去る6月13日に開催し、定例会において付託されました議案第54号「那賀町手数料条例の一部改正について」と、議案第55号「平成25年度那賀町一般会計補正予算（第1号）について（所管分）」の2議案について審査いたしました。その結果、付託議案については、全議案とも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程におきまして議論のありました事項について、その概要を申し上げます。

議案第55号「平成25年度那賀町一般会計補正予算（第1号）について（所管分）」、委員より「助老人憩いの家の修繕工事は終わっていると思うが、今回の補正内容について説明を。」と求めたところ、理事者側より「1月の臨時議会で3百万円の補正をお願いし、屋根全体の3分の1は修繕したが、予算成立から発注までの間の大雨の影響で説明資料のような状態となったため、今回補正をお願いしたい。」と答弁がありました。委員からは「施設自体が老朽化していることもあり、今後も十分な調査をし、修繕できるところは対応していただきたい。また高齢者の方も多く利用されているので、トイレも和式から洋式に変えられるよう修繕してほしい。」と要望があり、理事者側から「地元とも十分協議をし、要望があれば検討していきたい。」と答弁がありました。

また「平谷福祉センターの消防法による改善工事が補正計上されているが、施設自体耐震化されていないので、今後どのように進めていくのか。」と質疑があり、理事者側より「将来的には出張所を兼ねた複合施設として下ノ内地区への移設を考えているが、県の工事が10年以上かかると言われており、それまでに地震での倒壊により救急車が出動できないことになって困るため、必要な耐震改修はしなければいけないと思っている。」と答弁がありました。

付託されました2議案とも、理事者側の説明に対し理解できるものとして、可決したものであります。

以上、審査の概要を申し上げ、厚生常任委員長報告といたします。

〔新居敏弘厚生常任委員長、降壇〕

○大澤夫左二議長 以上をもって、各委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○大澤夫左二議長 「質疑なし」と認めます。

これより、議案第53号から議案第58号までの6件についての討論を行います。

発言ありますか。

○大澤夫左二議長 「討論なし」と認めます。

これより、採決に入ります。

まず、議案第53号「那賀町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号「那賀町手数料条例の一部改正について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第54号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号「平成25年度那賀町一般会計補正予算（第1号）について」採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は「原案可決」であります。これを各委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第55号は各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号「平成25年度那賀町集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第56号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号「平成25年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第57号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号「町道路線の変更について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第58号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第62号「工事請負契約の締結について（平成24年度町単独平谷窪田団地町営住宅新築工事）」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口那賀町長。

○坂口博文町長 それでは、追加でお願いいたしました議案第62号について、御説明をさせていただきます。

議案第62号は「工事請負契約の締結について」であります。「平成24年度町単独平谷窪田団地町営住宅新築工事」について、町内の建築業者で構成する共同企業体3者を指名し、指名競争入札を行いました。

入札の結果、有限会社岩崎建設・株式会社新居組平成24年度町単独平谷窪田団地町営住宅新築工事共同企業体と、消費税を含め141,750,000円で工事請負契約の締結をしたいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由の説明といたします。どうかよろしくお願いいたします。

○大澤夫左二議長 この内容の説明を求めます。

○横山尚純上那賀支所長 議長。

○大澤夫左二議長 横山上那賀支所長。

○横山尚純上那賀支所長 はじめに議案を朗読させていただきます。

「議案第62号、工事請負契約の締結について。次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。平成25年6月19日提出、那賀町長 坂口博文。

次のとおり工事請負契約を締結する。1. 契約の目的、平成24年度町単独平谷窪田団地町営住宅新築工事。2. 契約の方法、指名競争入札。3. 契約の金額、141,750,000円。4. 契約の相手方、徳島県那賀郡那賀町白石字サデ山12番地1、有限会社岩崎建設・株式会社新居組平成24年度町単独平谷窪田団地町営住宅新築工事共同企業体、代表者 有限会社岩崎建設 代表取締役 岩崎洋一。」

内容についてですけれども、この工事は町内の建築業者11者を予備指名し、共同企業体を組織していただきました。その結果、共同企業体3者を指名し、6月6日に競争入札しました。入札結果は、お手元に配布しています入札比較表のとおりで、請負率は94.5%であります。

工事内容は、木造平屋建て3棟・木造2階建て3棟の計6棟9戸、延べ床面積589㎡の住宅で、下ノ内地区移転対象者用の町営住宅として建設するものです。木材使用量は128㎡で、完成時期は平成26年1月末を予定しています。なお、今回の入札では、平成25年度に労務費の単価アップがあったため、外構工事を外して入札しています。今後、追加工事の発注による変更契約を予定しておりますので、よろしく申し上げます。

○大澤夫左二議長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

○大澤夫左二議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。発言ありますか。

○大澤夫左二議長 「討論なし」と認めます。

これより、起立により採決します。議案第62号については、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第62号は可決されました。日程第3、「特別委員会の設置について」を議題といたします。

お諮りいたします。クリーンセンター建設計画に当たり、その計画全般にわたって議会で審査する必要があるため、議長を除く14人の委員で構成する「クリーンセンター建設特別委員会」を設置し、これに付託して閉会中も継続調査することにしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。したがって、本件については、議長を除く14人の委員で構成する「クリーンセンター建設特別委員会」を設置し、これに付託して閉会中も継続調査することに決定いたしました。

ただいま、設置されました「クリーンセンター建設特別委員会」において委員会を開催し、委員長・副委員長を互選の上、その結果を議長あて御報告願います。

議事の都合により、暫時ここで休憩をいたします。

午前10時22分 休憩

午前10時26分 再開

○大澤夫左二議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に委員会が開催され、互選の結果、委員長に新居敏弘君、副委員長に久川治次郎君が互選されましたので、報告いたします。

日程第4、「閉会中の継続調査について」議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配布のとおり、各常任委員会・議会運営委員会の各委員長から、閉会中の継続調査並びに審査の申出があります。

本件は、これを各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査並びに審査に付することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。したがって、閉会中の継続調査並びに審査に付することに決定いたしました。

以上をもって、今期定例会の会議に付議されました事件は全て議了いたしました。

坂口町長の方から御挨拶があります。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 平成25年6月那賀町議会定例会、5日から本日までの15日間、提出議案につきまして慎重審議御審議いただき、全議案御承認を賜りましたこと、厚く

御礼を申し上げます。また、それらの議案につきましてそれぞれ御提言・御意見いただきました件につきましては、執行に当たり、その御意見・御提言を十分に認識の上執行をさせていただきたいと思っております。

また、クリーンセンターの事業、今後非常に期間としても長い期間になります。最終的に平成29年や平成30年、早ければ平成29年度末、少し内容的に遅れば平成30年ということになるかと思えます。そういった完成時期までの間につきまして特別委員会を設置していただき、議会の皆さん方と共に、よきクリーンセンターになるように御協議またいろいろ御審議いただけますこと、厚く御礼を申し上げます。今後におきましては、それぞれの候補地、現在1か所でございますが、今後2か所・3か所とまた出る可能性もございます。それらも併せて十分御審議・御協議をいただけたらと思っております。

やはり本当に今後の重要案件の事業になるかと思えますので、この点につきましては、どうか皆さん方の御意見また御提言をよろしくお願いを申し上げまして、今議会に対する御礼と今後のそのクリーンセンターについての御協力をお願いして、御挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○大澤夫左二議長 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る6月5日に開会以来本日までの15日間、議員各位の熱心な御審議をいただき、ここに閉会を迎えることになりました。これもひとえに各位の御精進のたまものであり、心より敬意と感謝の意を表する次第であります。

ただいまは、またクリーンセンター建設特別委員会も設置され、また議会改革調査特別委員会にもまた精力的に議論していただき、閉会中も皆様方の熱心な思案・研究をしていただきまして、この特別委員会の目的が十分達成されるように御精進賜りますことを心からお願い申し上げ、大変暑い時期に向かいますので、どうか皆様方、お体に十分留意されて、活躍されることを祈念申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。どうも大変御苦勞でございました。

これをもって、平成25年6月那賀町議会定例会を閉会いたします。大変御苦勞でございました。

午前10時31分 閉会

(地方自治法第123条第2項の規定による署名)

議 長 大澤夫左二 (署名)

署 名 議 員 吉田 行雄 (署名)

署 名 議 員 連記かよ子 (署名)